該当箇所は、86ページから92ページです

パンチをお願いする項目は　　で囲んでいます。

申告支援システム

F@INTAX™

暫定版

2025年11月25日発行

申告支援システム　インターフェースマニュアル V2.26版

本書は申告支援システムの各種データを管理するための仕様書です。

データ作成時の、位置、桁、種については、以下のとおりとします。

1. **位置　各項目の開始桁位置を表します。**
2. **桁　　各項目のバイト長を表します。**
3. **種　　各項目の種別を表します。**

9：数字タイプの半角項目

マイナスの場合は左端1桁に符号サインのハイフンを詰めます。

（例）「－00012345678」

（初期値はALL’0’を設定して下さい）

X：英数カナタイプの半角項目

（初期値は半角スペースを設定して下さい）

N：日本語タイプの全角項目（2バイト）　桁10の場合、漢字5文字となります。

※ただし半角文字が含まれる可能性もあります。

＊：特殊編集タイプ　数字タイプの半角項目

マイナスの場合は右端1桁に符号サインのハイフンを詰めて出力。

（例）「00012345678－」

（初期値はALL’0’を設定して下さい）

※CSVレイアウトの各項目初期値は上記によらず未設定にしてください。

＜注意点＞

①FILLERまたは予備の部分はシステムで使用している場合がありますので空白として下さい。

②データ最終行は必ず改行してください。

富士通Japan株式会社

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

Contents

申告支援システム　インターフェースマニュアル V2.26版

1. 宛名データ…… 3
2. 事業所データ…… 5
3. 給与支払報告書データ…… 8
4. 公的年金データ……16
5. 賦課資料データ－1…… 20
6. 賦課資料データ－2…… 21
7. 賦課資料データ－3…… 23
8. 農業キーデータ……25
9. 農業共済データ……26
10. 土地改良区データ……27
11. 農政データ……28
12. 農協データ……29
13. 軽自動車データ……30
14. 減価償却データ……31
15. 賦課資料メモ…… 33
16. 個人情報データ……34
17. 予定納税額データ……36
18. 住民税課税データ……37
19. 申告書データ…… 52
20. 給報データ（統一様式）…… 63
21. ~~年金データ（統一様式JIS固定長）~~※2016年版より削除
22. ~~年金データ（統一様式SJIS固定長）~~※2018年版より削除
23. 扶養データ　（移出・移入）……73
24. 専従者データ　（移出・移入）…… 76
25. 固定資産税データ……78
26. 自治体データ……79
27. 年金データ（統一様式CSV）……80
28. eLTAX納税者番号データ……85
29. 国税連携補足データ…… 86
30. 賦課資料データ－4…… 94
31. 寄附金CSV（個人特定済）データ……96
32. 事業所データCSV（移出）…… 98
33. 宛名マイナンバーデータCSV……99
34. 法人番号データCSV（移入・移出）…… 100
35. 資料マイナンバー情報CSV（移出）…… 101
36. 支援措置情報データ…… 102
37. セルフメディケーション制度対象医薬品マスタ…… 103
38. 世帯メモ（年度有）データ……104
39. ウィンドウメモデータ……105
40. 寄附金CSV（個人未特定）データ……106
41. 給報総括表データ（移入・移出）…… 109
42. 外字変換データ……113
43. 所得金額調整控除のみ対象扶養親族データ(移入・移出)‥114
44. 徴収区分一括変更データ…… 115
45. e-Tax利用者識別番号データ……116
46. 国税連携補足データ（扶養・専従）…… 117
47. 特徴異動届出書データ（移入・移出）……122
48. 特別徴収切替届出（依頼）書データ（移入・移出）……127
49. 住民登録外課税通知データ（移入・移出）…… 129
50. 住民税申告書データ（移入）…… 131
51. 変更内容…… 137
52. 奥付……139

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

1. 宛名データ

（2000バイト　固定長 OR ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度	
2	宛名コード	5	11	9	宛名コード	
3	町コード	16	6	9	町コード　［未使用の場合0を詰める］	
4	行政区コード	22	6	9	本番　5桁、枝番　1桁［未使用の場合0を詰める］	
5	班コード	28	6	9	班コード　［未使用の場合0を詰める］	
6	世帯コード	34	11	9	行政区コード　5桁　＋　世帯コード6桁または、世帯コード　11桁	ﾕﾆｰｸになるｺｰﾄﾞとする
7	続柄コード	45	6	9	2桁ずつ3階層まで　（例　世帯主：010000）	“01”：世帯主 “02”：妻 “03”：夫 は固定
8	生年月日	51	8	9	西暦生年月日	
9	性別	59	1	9	1：男　2：女	
10	カナ氏名	60	128	X	カナ氏名	
11	漢字氏名	188	256	N	漢字氏名　漢字128文字	
12	郵便番号	444	8	X	郵便番号　（例　989-1234）	
13	１月１日住所	452	160	N	１月１日住所　漢字80文字	
14	１月１日方書	612	160	N	１月１日方書　漢字80文字	
15	電話番号（自宅）	772	13	X	電話番号　（例：0120-211-7510）	
16	納税者番号	785	8	9	納税者番号	
17	宛名台帳番号	793	10	X	宛名台帳番号［半角英数字］（未使用の場合は 空白とする）（項番35がある場合は未使用）	
18	カナ公称名	803	128	X	カナ公称名	
19	漢字公称名	931	256	N	漢字公称名	
20	現住所又は居所	1187	160	N	現住所又は居所　漢字80文字	
21	現住所又は居所方書	1347	160	N	現住所又は居所方書　漢字80文字	
22	電話番号（勤務先）	1507	13	X	電話番号　（例：0120-211-7510）	
23	電話番号（携帯）	1520	13	X	電話番号　（例：090-1234-5678）	
24	非住民異動事由	1533	1	9	0:なし 1:転出 2:死亡 3:その他	
25	非住民日	1534	8	9	非住民異動日（西暦8桁）	
26	摘要欄	1542	40	N	摘要欄　漢字20文字	
27	ＤＶ対象者	1582	1	9	0:非該当 1:該当	
28	未使用	1583	11	X	未使用	
29	未使用	1594	11	X	未使用	
30	住登区分	1605	1	9	0:住登者 1:住登外	
31	異動日	1606	8	9	異動日（西暦8桁）	
32	住民日	1614	8	9	住民日（西暦8桁）	
33	転入前住所	1622	160	N	転入前住所　漢字80文字	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

34	転出先住所	1782	160	N	転出先住所　漢字80文字	
35	宛名台帳番号（12桁）	1942	12	X	宛名台帳番号（設定されている場合は、項番17よりも優先して使用）	
36	郵便番号(現住所又は居所)	1954	8	X	郵便番号　（例　989-1234）	
37	予備	1962	38	X	未使用	
38	ENDマーク	2000	1	X	“E”　固定、または空白	

【メモ】
死亡者の続柄コードについては、ユーザと協議して決めて下さい。
世帯主のままなどとしておくと、一括扶養特定処理などに影響がございます。
外字等の内字変換が難しい場合は空白で扱うなどユーザと協議して決めて下さい。
住所は大字よりセットしてください。
帳票出力時、管理ファイルの市町村名（略式名）に続けて出力されます。
2012年版については、従来の225バイトのレイアウトでも取込み可能です。
CSV可変長はV2版のみ取込み可能です。

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　⇒　「宛名データ」　移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

2-1. 事業所データ（固定長）

（444バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	未使用	1	8	9	未使用	
2	事業所名称１	9	50	N	事業所名称１　[漢字２５文字]	
3	事業所名称２	59	50	N	事業所名称２　[漢字２５文字]	
4	事業所カナ名称	109	50	X	事業所カナ名称	
5	事業所住所１	159	70	N	事業所住所１　[漢字３５文字]	
6	事業所住所２	229	70	N	事業所住所２　[漢字３５文字]	
7	事業所カナ住所	299	70	X	事業所カナ住所	
8	郵便番号	369	8	X	郵便番号　(例　989-1234)	
9	電話番号	377	12	X	電話番号　(例：022-222-9680) 項番15を使用する場合は、こちらは未使用となります。	
10	未使用	389	6	9	未使用	
11	納入書発送区分	395	1	9	0:未選択 1:打ち出しせず 2:打ち出し	
12	通知書出力区分	396	1	9	0:未選択、1:早期発送、2:大口、3:電子交換	
13	事業所コード	397	12	9	事業所コード	
14	特徴事業所コード	409	12	9	特徴事業所コード	
15	電話番号（13桁）	421	13	X	電話番号を13桁まで管理する必要がある場合はこちらに設定してください。	省略可能
16	eLTAX納税者番号	434	11	X	eLTAX納税者番号	

【メモ】

特徴事業所コードについて

普徴事業所を登録する際、既に特徴事業所として登録済の場合は、普徴事業所コードを事業所コードとして、登録済の特徴の事業所コードを特徴事業所コード欄に設定することにより他の項目を省略することができます。

項番14までの420バイト又は、項番16までの444バイトでデータを用意してください。
いずれかでのみ取込み可能です。
※項番14までの420バイトのデータを取込みした場合、事業所マスタ上に既に存在する同じ事業所コードの明細のeLTAX納税者IDは空で更新されません。

【セットアップ】

管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　⇒　「事業所データ」　移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

2-2. 事業所データ（ＣＳＶ）　　※V2版のみ

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	年度	4	9	年度（西暦4桁）または未設定または0	
2	事業所名称１	50	N	事業所名称１　［漢字２５文字］	
3	事業所名称２	50	N	事業所名称２　［漢字２５文字］	
4	事業所カナ名称	50	X	事業所カナ名称	
5	事業所住所１	70	N	事業所住所１　［漢字３５文字］	
6	事業所住所２	70	N	事業所住所２　［漢字３５文字］	
7	事業所カナ住所	70	X	事業所カナ住所	
8	郵便番号	8	X	郵便番号　（例　989-1234）	
9	電話番号	12	X	電話番号　（例：022-222-9680） 項番15を使用する場合は、こちらは未使用となります。	
10	総括表発送区分	1	9	0：未発送、1:発送済み	項番1:年度に対する区分
11	納入書発送区分	1	9	0:未選択、1:打ち出しせず、2:打ち出し	
12	通知書出力区分	1	9	0:未選択、1:早期発送、2:大口、3:電子交換	
13	事業所コード	12	9	事業所コード	
14	特徴事業所コード	12	9	特徴事業所コード	
15	電話番号（13桁）	13	X	電話番号を13桁まで管理する必要がある場合はこちらに設定してください。	省略可能
16	eLTAX納税者番号	11	X	eLTAX納税者番号	

【メモ】

年度 及び 総括表発送区分について

年度はシステム年度固定で設定してください。年度に対する総括表発送区分を登録します。
登録済みのデータの総括表発送区分が「1:発送済み」かつ取込みデータの総括表発送区分が「0:未発送」の場合、「1:発送済み」のままとします。
年度が未設定または0の場合は総括表発送区分は更新せず、事業所データのみ更新します。
事業所データは年度単位での情報は保持しませんので、常に最新で上書きされます。

特徴事業所コードについて

普徴事業所を登録する際、既に特徴事業所として登録済の場合は、普徴事業所コードを事業所コードとして、登録済の特徴の事業所コードを特徴事業所コード欄に設定することにより他の項目を省略することができます。

項番14まで又は、項番16まででデータを用意してください。いずれかでのみ取込み可能です。
※項番14までのデータを取込みした場合、事業所マスタ上に既に存在する同じ事業所コードの明細のeLTAX納税者IDは空で更新されません。

CSV可変長はV2版のみ取込み可能です。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

【セットアップ】

管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　⇒　「事業所データ」　移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

3. 給与支払報告書データ

（3836バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	市町村コード	1	2	9	ローカル市町村コード　［自社ﾕｰｻﾞを区別できればＯＫ］	
2	年度	3	4	9	西暦年度［住民税の課税年度］	
3	宛名コード	7	11	9	宛名コード	
4	ＳＥＱ番号	18	4	9	個人内の連番	
5	事業所コード	22	12	9	給与支払事業者のｺｰﾄﾞ（普徴の場合0可）	
6	受給者番号	34	30	X	受給者番号　［記入のある事業所のみ］ 未使用の場合ｽﾍﾟｰｽとする	
7	カナ氏名	64	20	X	カナ氏名	
削除	~~源泉徴収時所得税減税控除済額~~	~~84~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「減税控除済額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。~~	
削除	~~控除外額~~	~~95~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「控除外額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。~~	
8	未使用	84	9	9	未使用（0を詰める）	
9	控除対象扶養親族等ー特親	93	2	9	特定親族の人数	
10	特定親族特別控除の額	95	11	9	特定親族特別控除の額	
11	非控除対象の同一生計配偶者有	106	1	9	摘要欄に~~「減税有」または~~「（同配）」の記載がある場合、「1」を設定。ない場合、「0」を設定。	
12	未使用	107	33	9	未使用（0を詰める）	
13	控配 有	140	1	9	（源泉）控除対象配偶者有りの時1、以外0	
14	控配 老人	141	1	9	（源泉）控除対象配偶者老人の時1、以外0	
15	配偶者特別控除額→未使用	142	8	9	桁数を総務省様式に合わせるため下部に移動	
16	控除対象扶養 特定	150	2	9	特定扶養人数	
17	控除対象扶養 内同居老人	152	2	9	老人扶養人数の内同居者人数	
18	控除対象扶養 老人	154	2	9	老人扶養人数	
19	控除対象扶養 その他	156	2	9	その他扶養人数	
20	扶養障害者数 内同居特別	158	2	9	特別障害者扶養人数の内同居者人数	
21	扶養障害者数 特別	160	2	9	特別障害者扶養人数	
22	扶養障害者数 その他	162	2	9	その他障害者扶養人数	
23	システム使用	164	43	9	未使用（0を詰める）	
24	システム使用	207	1	X	必ず空白とする	
25	総括表資料番号	208	20	X	総括表資料番号（使用しない場合は空白）	
26	システム使用	228	21	X	必ず空白とする	
27	所属コード	249	7	9	事業所内所属ｺｰﾄﾞ［記入のある事業所のみ］ 未使用の場合ゼロ詰めとする	
28	未使用	256	21	9	未使用（0を詰める）	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

29	優先給報フラグ		277	1	9	該当は 1、 以外 0	
30	区分	未成年	278	1	9	該当は 1、 以外 0	
31		乙欄	279	1	9	該当は 1、 以外 0	
32		本人 特別障害	280	1	9	該当は 1、 以外 0	
33		本人 その他障害	281	1	9	該当は 1、 以外 0	
34		老年者	282	1	9	未使用（0を詰める）	
35		寡婦（一般）	283	1	9	該当は 1、 以外 0	
36		寡婦（特定）	284	1	9	未使用（0を詰める） ※ただし「1」が設定されている場合は、摘要欄先頭に【旧特別の寡婦　】の文言を付与して取込みます。 ※「ひとり親」として扱いたい場合は、項番169「ひとり親」を「1」としつつ、こちらにも「1」を設定することで証跡を残せます。	
37		寡夫	285	1	9	未使用（0を詰める） ※ただし「1」が設定されている場合は、摘要欄先頭に【旧寡夫　】の文言を付与して取込みます。 ※「ひとり親」として扱いたい場合は、項番169「ひとり親」を「1」としつつ、こちらにも「1」を設定することで証跡を残せます。	
38		勤労学生	286	1	9	該当は 1、 以外 0	
39	その他	死亡退職	287	1	9	該当は 1、 以外 0	
40		災害者	288	1	9	該当は 1、 以外 0	
41		外国人	289	1	9	該当は 1、 以外 0	
42		中途就退職 就職	290	1	9	該当は 1、 以外 0	
43		中途就退職 退職	291	1	9	該当は 1、 以外 0	
44		中途就退職 年	292	2	9	年	
45		中途就退職 月	294	2	9	月	
46		中途就退職 日	296	2	9	日	
47	特別減税額		298	6	9	未使用（0を詰める）	
48	生年月日	年号	304	1	9	年号［１：明治　２：大正　３：昭和　４：平成　５：令和］	
49		年	305	2	9	年	
50		月	307	2	9	月	
51		日	309	2	9	日	
52		西暦年	311	4	9	生年月日の西暦年（任意）	
53		月	315	2	9	月（任意）	
54		日	317	2	9	日（任意）	
55	特普区分		319	1	9	０：事業所コードの範囲指定に依存させる １：特徴　９：普徴	
56	年少扶養数		320	2	9	16歳未満の扶養人数	
57	専従者給与区分		322	1	9	専従者給与支払い報告書の場合　１	
58	資料番号		323	10	X	資料番号（使用しない場合空白とする）	
59	イメージ資料番号		333	20	X	イメージ資料番号（使用しない場合は空白）	
60	住借控除可能額→未使用		353	7	9	桁数を総務省様式に合わせるため下部に移動	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

61	居住開始年月日	年	360	2	9	年	
62		月	362	2	9	月	
63		日	364	2	9	日	
64	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		366	2	9	「01」一般 「02」認定住宅 「03」特定増改築 「04」震災再取得 「11」一般(特定取得) 「12」認定住宅(特定取得) 「13」特定増改築(特定取得) 「21」一般(特別特定取得) 「22」認定住宅(特別特定取得) 「24」震災再取得(特別特定取得) 「31」一般(特例特別特例取得) 「32」認定住宅(特例特別特例取得) 「34」震災再取得(特例特別特例取得) 「41」一般(特例居住用家屋) 「42」認定住宅等(特例居住用家屋) 「44」震災特例(特例居住用家屋)	
65	住宅借入金等の額（1回目）		368	8	9	住宅借入金等の額　１回目	
66	居住開始年月日	年	376	2	9	年	
67		月	378	2	9	月	
68		日	380	2	9	日	
69	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		382	2	9	「01」一般 「02」認定住宅 「03」特定増改築 「04」震災再取得 「11」一般(特定取得) 「12」認定住宅(特定取得) 「13」特定増改築(特定取得) 「21」一般(特別特定取得) 「22」認定住宅(特別特定取得) 「24」震災再取得(特別特定取得) 「31」一般(特例特別特例取得) 「32」認定住宅(特例特別特例取得) 「34」震災再取得(特例特別特例取得) 「41」一般(特例居住用家屋) 「42」認定住宅等(特例居住用家屋) 「44」震災特例(特例居住用家屋)	
70	住宅借入金等の額（2回目）		384	8	9	住宅借入金等の額　２回目	
71	未使用		392	200	X	全角スペース１００文字を埋める ※摘要欄の桁数拡張のため項番170に移動	**※注1**
72	電子データフラグ		592	1	X	1をセットで電子データ扱いとなる（通常は空白）	
73	未使用		593	11	X	未使用	
74	提出者（事業所）の氏名又は名称1		604	40	X	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面上段）（使用しない場合は空白）	**※注1**

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

75	提出者（事業所）の氏名又は名称2		644	40	X	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面下段）（使用しない場合は空白）	※注1
76	提出者（事業所）の住所又は所在地1		684	40	X	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面上段）（使用しない場合は空白）	※注1
77	提出者（事業所）の住所又は所在地2		724	40	X	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面下段）（使用しない場合は空白）	※注1
78	整理番号		764	10	9	整理番号	
79	本支店等区分番号		774	5	9	本支店区分番号　※現在は非表示	
80	提出者（事業所）の電話番号		779	15	X	事業所電話番号	
81	整理番号2		794	13	9	整理番号2　　※現在は非表示	
82	訂正表示		807	1	9	該当は 1、 以外 0	
83	支払を受ける者[国外住居表示]		808	1	9	該当は 1、 以外 0　※現在は非表示	
84	支払を受ける者[役職名]		809	30	N	支払を受ける者の役職　※現在は非表示	
85	種別		839	20	N	種別　※現在は非表示	
86	未払金額		859	10	9	未払金額　※現在は非表示	
87	未徴収税額		869	10	9	未徴収税額　※現在は非表示	
88	他の支払者	住所又は所在地	879	120	N	前職分の事業所住所又は所在地	
89		国外住所表示	999	1	9	該当は 1、 以外 0	
90		氏名又は名称	1000	60	N	前職分の事業所名称	
91		給与等の金額	1060	10	9	前職分の給与支払額	
92		徴収した税額	1070	10	9	前職分の徴収税額	
93		控除した社会保険料	1080	10	9	前職分の社会保険料控除	
94	災害者に係る徴収猶予税額		1090	10	9	災害者に係る徴収猶予税額　※現在は非表示	
95	他の支払者の退職年月日	年	1100	2	9	前職退職年月日（年）	
96		月	1102	2	9	前職退職年月日（月）	
97		日	1104	2	9	前職退職年月日（日）	
98	住宅借入金等特別控除摘要数		1106	1	9	住宅借入金等特別控除摘要数　※現在は非表示	
99	条約免除		1107	1	9	該当は 1、 以外 0　※現在は非表示	
100	提出先市町村コード		1108	6	9	提出先市町村コード　※現在は非表示	
101	非合算フラグ		1114	1	9	該当は 1、 以外 0	
102	新生命保険料の金額		1115	10	9	新生命保険料の金額	
103	旧生命保険料の金額		1125	10	9	旧生命保険料の金額	
104	介護医療保険料の金額		1135	10	9	介護医療保険料の金額	
105	新個人年金保険料の金額		1145	10	9	新個人年金保険料の金額	
106	eLTAX納税者番号		1155	11	X	eLTAX納税者番号　※通常未使用	
107	給与収入額		1166	10	9	給与収入額	
108	給与所得		1176	10	9	給与所得額（調整控除後）	
109	源泉徴収税額		1186	10	9	源泉徴収税額	
110	未使用		1196	3	X	左記の通り	
111	住宅特定取得区分		1199	1	X	1をセットで(特別)特定取得扱いとなり住民税用の控除限度額が課税総所得金額の7%（通常は空白）	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

112	税額通知書受取区分(納税義務者用)		1200	1	9	税額通知受取区分{0:未選択、1:電子データ、2:書面} ※通常未使用	
113	所得控除計		1201	10	9	所得控除計	
114	配偶者（特別）控除額		1211	10	9	配偶者（特別）控除の額	
115	小規模		1221	10	9	小規模企業共済掛金控除額［社会保険料等の金額欄の上段の額］	
116	社会保険料		1231	10	9	社会保険料の控除額	
117	生命保険料		1241	10	9	生命保険料の控除額	
118	地震保険料		1251	10	9	地震保険料の控除額	
119	住借控除額		1261	10	9	住宅借入金等特別控除額	
120	配偶者の所得金額		1271	10	9	配偶者の合計所得金額	
121	旧個人年金保険料		1281	10	9	旧個人年金保険料の金額	
122	旧長期損害保険料		1291	10	9	旧長期損害保険料の金額	
123	住借控除可能額		1301	10	9	住宅借入金等特別控除可能額	
124	税額通知書受取区分		1311	1	9	税額通知受取区分{0:未選択、1:電子データ、2:書面} ※通常未使用 ※3:書面＋電子データは令和5年分より廃止	
125	連絡用e-mailアドレス		1312	256	X	連絡用e-mailアドレス　※通常未使用	
126	国民年金保険料(桁拡張)		1568	10	9	国民年金保険料等の金額	
127	非居住者である親族の数		1578	2	9	左記の通り	
128	提出義務者の法人番号		1580	13	9	左記の通り	**※注2**
129	支払を受ける者の個人番号		1593	12	9	左記の通り	
130	配偶者	カナ氏名	1605	60	N	配偶者のカナ氏名（全角３０文字）	
131		氏名	1665	60	N	配偶者の氏名（全角３０文字）	
132		区分	1725	2	9	○の場合は01,それ以外は00	
133		個人番号	1727	12	9	配偶者の個人番号	
134		カナ氏名	1739	60	N	控除対象扶養親族１のカナ氏名（全角３０文字）	
135		氏名	1799	60	N	控除対象扶養親族１の氏名（全角３０文字）	
136		区分	1859	2	9	~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。	**※注4**
137		個人番号	1861	12	9	控除対象扶養親族１の個人番号	
138		カナ氏名	1873	60	N	控除対象扶養親族２のカナ氏名（全角３０文字）	
139		氏名	1933	60	N	控除対象扶養親族２の氏名（全角３０文字）	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

140	控除対象扶養親族等	区分	1993	2	9	~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。	※注4
141		個人番号	1995	12	9	控除対象扶養親族２の個人番号	
142		カナ氏名	2007	60	N	控除対象扶養親族３のカナ氏名（全角３０文字）	
143		氏名	2067	60	N	控除対象扶養親族３の氏名（全角３０文字）	
144		区分	2127	2	9	~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。	※注4
145		個人番号	2129	12	9	控除対象扶養親族３の個人番号	
146		カナ氏名	2141	60	N	控除対象扶養親族４のカナ氏名（全角３０文字）	
147		氏名	2201	60	N	控除対象扶養親族４の氏名（全角３０文字）	
148		区分	2261	2	9	~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。	※注4
149		個人番号	2263	12	9	控除対象扶養親族４の個人番号	
150	16歳未満扶養親族	カナ氏名	2275	60	N	16未満扶養親族１のカナ氏名（全角３０文字）	
151		氏名	2335	60	N	16未満扶養親族１の氏名（全角３０文字）	
152		区分	2395	2	9	○の場合は01,それ以外は00	
153		個人番号	2397	12	9	16未満扶養親族１の個人番号	
154		カナ氏名	2409	60	N	16未満扶養親族２のカナ氏名（全角３０文字）	
155		氏名	2469	60	N	16未満扶養親族２の氏名（全角３０文字）	
156		区分	2529	2	9	○の場合は01,それ以外は00	
157		個人番号	2531	12	9	16未満扶養親族２の個人番号	
158		カナ氏名	2543	60	N	16未満扶養親族３のカナ氏名（全角３０文字）	
159		氏名	2603	60	N	16未満扶養親族３の氏名（全角３０文字）	
160		区分	2663	2	9	○の場合は01,それ以外は00	
161		個人番号	2665	12	9	16未満扶養親族３の個人番号	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

162		カナ氏名	2677	60	N	16未満扶養親族４のカナ氏名（全角３０文字）	
163		氏名	2737	60	N	16未満扶養親族４の氏名（全角３０文字）	
164		区分	2797	2	9	○の場合は01,それ以外は00	
165		個人番号	2799	12	9	16未満扶養親族４の個人番号	
166	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号		2811	200	N	全角100文字	
167	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		3011	200	N	全角100文字	
168	基礎控除の額		3211	12	9	基礎控除の額	
169	所得金額調整控除額		3223	12	9	所得金額調整控除額	
170	ひとり親		3235	1	9	該当は 1、 以外 0	
171	摘要		3236	600	X	摘要（使用しない場合は空白）	**※注1,3**
172	ENDマーク		3836	1	X	“E”固定、または空白	

【メモ】

特普区分について

特徴・普徴の給報をあらかじめ区分けできる場合は、それぞれ “１”または、“９”を指定して下さい。セットアップ時に事業所番号の範囲により、自動的に振り分ける場合は“０”を指定して下さい。その場合の事業所番号の範囲指定は、管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒給報セットアップ方法設定の特徴事業所範囲で指定して下さい。

専従者給与区分について

専従者給与区分に「１」が設定されている場合、給報・年金データ移入処理を実行すると以下の更新処理が行われます。

①給与支払報告書画面[KQ100]→専給のチェックボックスがレ点表示となります。

②給与支払報告書一覧画面[KJ110]→画面左下の専従者給与（内書）欄に専従者給与額（給与支払額と同額）が表示されます。

※注1：Xタイプとしている日本語項目について

全半角混在の可能性を考慮しXタイプとしていますが、原則全角としてください。空白も全角。半角空白埋めでもSJISファイルであれば問題なく取込めますが、当該項目に半角文字が一つでも含まれると、他の文字列項目に一つでもSJIS領域外文字が含まれる場合に取込み時レコード長エラーとなります。

※注2：項番128.提出義務者の法人番号にマイナンバーが記載されている場合

オプションパラメータ5(1)OFFかつ5(9)がOFFの場合、項番127.提出義務者の法人番号に個人事業主のマイナンバーが記載されていたら、暗号化せず取込みます。

本項目にマイナンバーを設定する場合は、[前ゼロ+マイナンバー12桁]としてください。

※注3：項番171.摘要欄について

・同一生計配偶者が特別障害者「氏名（同配）」

「（同配）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。

・扶養親族が特別障害者、扶養親族が年齢23歳未満「氏名（調整）」

「（調整）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

・退職手当等の支払を受ける配偶者または扶養親族等「（退）氏名」
「（退）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。

※注4：控除対象扶養親族等の区分について

控除対象扶養親族等が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。

控除対象扶養親族の分類	区分
居住者	00
非居住者で30歳未満又は70歳以上	01
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02
非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者	03
非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者	04

また、控除対象扶養親族等が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。

合計所得金額又はその見積額		区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）
58万円超	85万円以下	10	11
85万円超	90万円以下	20	21
90万円超	95万円以下	30	31
95万円超	100万円以下	40	41
100万円超	105万円以下	50	51
105万円超	110万円以下	60	61
110万円超	115万円以下	70	71
115万円超	120万円以下	80	81
120万円超	123万円以下	90	91

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「給報・年金データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

4. 公的年金データ

（1409バイト　固定長）

項番	項目名		位置	桁	種	説明	備考
1	市町村コード		1	2	9	ローカル市町村コード［自社ﾕｰｻﾞを区別できればOK］	
2	年度		3	4	9	西暦年度　［住民税の課税年度］	
3	宛名コード		7	11	9	宛名コード	
4	SEQ番号		18	4	9	個人の番号	
5	未使用		22	8	9	未使用（0を詰める）	
6	カナ氏名		30	20	X	カナ氏名	
7	生年月日	年号	50	1	9	年号［１：明治　２：大正　３：昭和　４：平成　５：令和］	
8		年	51	2	9	年	
9		月	53	2	9	月	
10		日	55	2	9	日	
11		西暦年	57	4	9	生年月日の西暦年	
12		月	61	2	9	月	
13		日	63	2	9	日	
14	システム使用		65	34	9	必ず0を詰める	
15	配偶者の合計所得		99	10	9	配偶者の合計所得金額	
16	配偶者~~4858~~万円以下フラグ		109	1	9	該当(★マーク)は1、　以外0	
17	本人	特別障害	110	1	9	本人が特別障害の時　1、　以外0	
18		その他障害	111	1	9	本人がその他障害の時　1、　以外0	
19		老年者	112	1	9	未使用（0を詰める）	
20	源泉控配	有り	113	1	9	源泉控除対象配偶者有りの時　1、　以外　0	
21		老人	114	1	9	源泉控除対象配偶者老人の時　1、　以外　0	
22		同居障害	115	1	9	未使用（0を詰める）	
23	控除対象扶養	特定	116	2	9	特定扶養人数	
24		老人	118	2	9	老人扶養人数	
25		その他	120	2	9	その他扶養人数	
26	障害	扶養特別障害	122	2	9	特別障害者扶養人数	
27		扶養その他障害	124	2	9	その他障害者扶養人数	
28	未使用		126	7	9	未使用（0を詰める）	
29	扶養特別障害内同居		133	2	9	特別障害者扶養人数の内同居人数	
30	総括表資料番号		135	20	X	総括表資料番号（使用しない場合は空白） ※空白は「全角空白」としていただいても問題ありません。	
31	未使用		155	28	X	未使用（空白を詰める）	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

~~削除~~	~~源泉徴収時所得税減税控除済額~~	~~183~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「減税控除済額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。ない場合は「0」を設定。~~	~~※注1~~
~~削除~~	~~控除外額~~	~~194~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「控除外額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。ない場合は「0」を設定。~~	~~※注1~~
32	システム使用	183	6	9	未使用（0を詰める）	
33	年少扶養数	189	2	9	16歳未満の扶養人数	
34	資料番号	191	10	X	資料番号（使用しない場合空白とする）	
35	電子データフラグ	201	1	X	1をセットで電子データ扱いとなる（通常は空白）	
36	特徴義務者フラグ	202	1	X	1をセット…項番38の事業所コードで各種名称50番の名称コードを検索し支払者名をセット 1以外をセット…項番38の事業所コードで事業所マスタを検索し支払者名・所在地をセット	
37	イメージ資料番号	203	20	X	イメージ資料番号　（使用しない場合は空白）	
38	事業所コード	223	12	9	年金支払事業者のコード（ゼロでも可）	
39	支払者の氏名又は名称1	235	40	N	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面上段）（使用しない場合は空白）	
40	支払者の氏名又は名称2	275	40	N	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面下段）（使用しない場合は空白）	
41	支払者の住所又は所在地1	315	40	N	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面上段）（使用しない場合は空白）	
42	支払者の住所又は所在地2	355	40	N	事業所コードが無い場合にここの名称を設定する（画面下段）（使用しない場合は空白）	
43	本人 ひとり親	395	1	9	本人がひとり親の時 1、 以外0	
44	本人 寡婦	396	1	9	本人が寡婦の時 1、 以外0	
45	内同居老人	397	2	9	老人扶養人数の内同居者人数（任意）	
46	訂正フラグ	399	1	9	該当は 1、 以外 0	
47	eLTAX納税者番号	400	11	X	eLTAX納税者番号　※通常未使用	
48	未使用	411	1	9	未使用（0を詰める）	
49	支払額 1	412	10	9	所得税法第203条の3第1・4号適用分 支払額	
50	源泉税額 1	422	10	9	所得税法第203条の3第1・4号適用分 源泉税額	
51	支払額 2	432	10	9	所得税法第203条の3第2・5号適用分 支払額	
52	源泉税額 2	442	10	9	所得税法第203条の3第2・5号適用分 源泉税額	
53	支払額 3	452	10	9	所得税法第203条の3第3・6号適用分 支払額	
54	源泉税額 3	462	10	9	所得税法第203条の3第3・6号適用分 源泉税額	
55	社会保険料	472	10	9	社会保険料の控除額	
56	摘要欄	482	200	N	摘要欄の内容　[単純に取り込むだけです]	
57	支払額 4	682	10	9	所得税法第203条の3第7号適用分 支払額	
58	源泉税額 4	692	10	9	所得税法第203条の3第7号適用分 源泉税額	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

59	非居住者である親族の数	702	2	9	左記の通り	
60	提出義務者の法人番号	704	13	9	左記の通り	
61	支払を受ける者の個人番号	717	12	9	左記の通り	
62	源泉控除対象配偶者－フリガナ	729	60	N	源泉控除対象配偶者のカナ氏名	
63	源泉控除対象配偶者－氏名	789	60	N	源泉控除対象配偶者の氏名	
64	源泉控除対象配偶者－区分	849	2	9	非居住者：01、以外：00	
65	源泉控除対象配偶者－個人番号	851	12	9	源泉控除対象配偶者の個人番号	
66	控除対象扶養親族 カナ氏名	863	60	N	控除対象扶養親族（1）のカナ氏名（全角３０文字）	
67	控除対象扶養親族 氏名	923	60	N	控除対象扶養親族（1）の氏名（全角３０文字）	
68	控除対象扶養親族 区分	983	2	9	「00」居住者 「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上) 「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生) 「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者) 「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	
69	控除対象扶養親族 個人番号	985	12	9	控除対象扶養親族（1）の個人番号	
70	控除対象扶養親族 カナ氏名	997	60	N	控除対象扶養親族（2）のカナ氏名（全角３０文字）	
71	控除対象扶養親族 氏名	1057	60	N	控除対象扶養親族（2）の氏名（全角３０文字）	
72	控除対象扶養親族 区分	1117	2	9	「00」居住者 「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上) 「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生) 「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者) 「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	
73	控除対象扶養親族 個人番号	1119	12	9	控除対象扶養親族（2）の個人番号	
74	16歳未満の扶養親族 カナ氏名	1131	60	N	16歳未満の扶養親族（1）のカナ氏名（全角３０文字）	
75	16歳未満の扶養親族 氏名	1191	60	N	16歳未満の扶養親族（1）の氏名（全角３０文字）	
76	16歳未満の扶養親族 区分	1251	2	9	非居住者：01、以外：00	
77	16歳未満の扶養親族 個人番号	1253	12	9	16歳未満の扶養親族（1）の個人番号	
78	16歳未満の扶養親族 カナ氏名	1265	60	N	16歳未満の扶養親族（2）のカナ氏名（全角３０文字）	
79	16歳未満の扶養親族 氏名	1325	60	N	16歳未満の扶養親族（2）の氏名（全角３０文字）	
80	16歳未満の扶養親族 区分	1385	2	9	非居住者：01、以外：00	
81	16歳未満の扶養親族 個人番号	1387	12	9	16歳未満の扶養親族（2）の個人番号	
82	修正前支払金額	1399	10	9	公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出区分（訂正表示）が「2」（訂正）又は「3」（取消）の公的年金等支払報告書を提出する場合のみ、修正前の支払金額の合計を記録する。	
83	ENDマーク	1409	1	X	“E” 固定 または空白	

【メモ】

事業所コードについて

事業所コードを指定する場合は、一般の事業所とは分け、事業所の範囲を指定して下さい。

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 給報セットアップ方法設定

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

電子データフラグについて

電子データをパンチ入力して取込む場合、当項目に１をセットすることで、取込み後、電子データの判別をすることが可能です。

特徴義務者フラグについて

申告支援システムでは、事業所とは別に、公的年金特徴義務者を管理します。
ただし双方共に項番40を使用するため、特徴義務者として扱う場合は、当項目に1をセットする必要があります。

摘要欄について

・退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族「氏名（退）」
「（退）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。

~~**※注1：源泉徴収時所得税減税控除済額 及び 控除外額について**~~

~~年金で所得税額が０円の場合は摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額」及び「控除外額」の記載がされないため、未記載の場合（両方とも０円または空白の場合）は「源泉徴収時所得税減税控除済額」に「0」、「控除外額」に「3万円×(本人+扶養親族等の数)」を設定してください。~~
~~「27. 年金データ（統一様式CSV）」では、未記載の場合に金額が自動設定されます。~~

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「給報・年金データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

5. 賦課資料データ－1

（141バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度（※２０１６年の申告受付で使用する資料であれば２０１６を設定）	
2	宛名コード	5	11	9	宛名コード	
3	生年月日	16	7	9	和暦　元号　１：明治、２：大正、３：昭和、４：平成、５：令和	
4	世帯コード	23	11	9	行政区コード5桁＋世帯コード６桁　［ﾕﾆｰｸになるｺｰﾄﾞ］	
5	年金特徴フラグ	34	1	9	１：該当、０：非該当 ~~※Ｖ１の場合は未使用（取り込みません）~~	
6	森林環境税額	35	10	9	森林環境税額	
7	未使用	45	2	9	未使用（０を詰める）	
8	事業所名称	47	30	N	事業所名称　［漢字１５文字］	
9	氏名［カナ］	77	20	X	カナ氏名	
10	氏名［漢字］	97	30	N	漢字氏名　［漢字１５文字］	
11	未使用	127	3	9	未使用（０を詰める）	
12	事業所コード	130	12	9	事業所コード	

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「賦課資料ファイル」移入処理

※ 賦課資料ファイル移入処理では、移入開始で　賦課資料データー１、－２、－３、－４の順番に移入処理が開始されます。画面の指示に従って処理を行って下さい

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

6. 賦課資料データ－2

（62バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度（※２０１６年の申告受付で使用する資料であれば２０１６を設定）	
2	宛名コード	5	11	9	宛名コード	
3	同配/控配有区分	16	1	9	０：非該当　１：該当　［同一生計/控除対象配偶者有］※同一生計/控除対象の別は基幹システムによる	
4	同配/控配無区分	17	1	9	０：非該当　１：該当　［同一生計/控除対象配偶者無］※同一生計/控除対象の別は基幹システムによる	
5	同配/控配老区分	18	1	9	０：非該当　１：該当　［同一生計/控除対象配偶者老人］※同一生計/控除対象の別は基幹システムによる	
6	夫あり区分	19	1	9	０：非該当　１：該当　［夫あり］	
7	年少扶養数	20	1	9	年少扶養人数	
8	特定扶養人数	21	1	9	特定扶養人数	
9	扶養老人人数	22	1	9	扶養老人人数	
10	扶養老人内同居数	23	1	9	扶養老人の内同居者数	
11	その他扶養人数	24	2	9	その他扶養人数	
12	本人その他障害区分	26	1	9	０：非該当　１：該当　［本人その他障害］	
13	本人特別障害区分	27	1	9	０：非該当　１：該当　［本人特別障害］	
14	扶養その他障害人数	28	1	9	扶養その他障害人数	
15	扶養特別障害人数	29	1	9	扶養特別障害人数	
16	扶養特別障害内同居数	30	1	9	扶養特別障害の内同居者数	
17	寡婦・ひとり親区分	31	1	9	０：非該当　１：寡婦　２：特別，３：寡夫、４：ひとり親 ※４は２０２２年度以降のデータから使用される想定、２，３は２０２２年度以降は未使用の想定	
18	勤労学生区分	32	1	9	０：非該当　１：該当　［勤労学生］	
19	生活扶助区分	33	1	9	０：非該当　１：該当　［生活扶助］	
20	均等割区分	34	1	9	０：非該当　１：該当　［均等割課税］	
21	控除対象外の同配有無	35	1	9	０：無　　１：有 ※基幹システムにて項番3～5を控除対象の同一生計配偶者として管理している場合は、控除対象外の同一生計配偶者有無については当項目に設定してください。	V1.19追加
22	未成年区分	36	1	9	０：非該当　１：該当　［未成年者］	
23	老年者区分	37	1	9	０：非該当　１：該当　［老年者］	
24	均のみ区分	38	1	9	現在未使用	
25	余白	39	1	9	使用せず　０を詰める	
26	専従者区分	40	1	9	０：非該当　１：支払者　２：受給者	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

27	余白	41	3	9	使用せず　０を詰める	
28	専従配偶者区分	44	1	9	０：非該当　１：該当　［配偶者］	
29	専従配外人数	45	1	9	専従者の内配偶者以外の人数	
30	余白	46	11	9	使用せず　０を詰める	
31	申告区分１	57	2	9	［例］１：一般　２：農業　３：青色申告 ４：白色申告　５：専従者　９:分納	
32	申告区分２	59	2	9	［例］１：一般　２：農業　３：青色申告 ４：白色申告　５：専従者　９:分納	
33	申告区分３	61	2	9	［例］１：一般　２：農業　３：青色申告 ４：白色申告　５：専従者　９:分納	

【メモ】

申告区分は各自治体により異なります。　相当するものが無い場合は０を詰めて下さい。

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「賦課資料ファイル」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

7. 賦課資料データ－3

（355バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度（※２０１６年の申告受付で使用する資料であれば２０１６を設定）	
2	宛名コード	5	11	9	宛名コード	
3	営業等所得	16	10	9	営業等所得金額	
4	農業所得	26	10	9	農業所得金額	
5	利子所得	36	10	9	利子所得金額	
6	配当所得	46	10	9	配当所得金額　（配当控除の対象となるもの）	
7	その他配当所得	56	10	9	その他配当所得金額　（配当控除の対象とならないもの）	
8	不動産所得	66	10	9	不動産所得金額	
9	雑所得	76	10	9	公的年金以外の雑所得金額	
10	給与収入	86	10	9	給与収入金額	
11	公的年金収入	96	10	9	公的年金収入金額	
12	給与所得	106	10	9	給与所得金額	
13	総合譲渡所得	116	10	9	総合譲渡所得金額　（総合譲渡＋一時所得）	
14	分離譲渡所得［長期］	126	10	9	分離譲渡所得［長期］	
15	分離譲渡所得［短期］	136	10	9	分離譲渡所得［短期］	
16	山林所得	146	10	9	山林所得金額	
17	公的年金所得	156	10	9	公的年金所得金額	
18	合計所得	166	10	9	合計所得金額	
19	専従者給与	176	10	9	専従者給与支払額または専従者給与収入金額	
20	市町村民税	186	10	9	市町村民税額	
21	県民税	196	10	9	県民税額	
22	入力所得税	206	10	9	入力所得税	
23	計算後所得税	216	10	9	計算後所得税	
24	固定資産税	226	10	9	固定資産税	
25	都市計画税	236	10	9	都市計画税	
26	軽自動車税	246	10	9	軽自動車税	
27	収納額１	256	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
28	収納額２	266	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
29	収納額３	276	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
30	収納額４	286	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

31	収納額５	296	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
32	収納額６	306	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
33	収納額７	316	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
34	収納額８	326	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
35	収納額９	336	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意
36	収納額１０	346	10	9	前年中の収納額（社会保険料画面で表示）	任意

【メモ】

※１ これらのデータはあくまでも参照用のデータです。編集の難しいもの［例えば国保税や国民年金、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の年内中の収納額など］は無理してセットアップする必要はありません。費用対効果で判断し編集して下さい。

※２ 国保税や国民年金、農業者年金は年度内の調定額で扱う自治体もあります。
どのように扱うかよく確認して下さい。

※３ 収納額１～１０について、申告準備メニュ　⇒　賦課資料収納額名称登録にて、項目名称を設定して下さい。

※４ FUJITSU製MICJET MISALIOご利用の際には、収納額１～１０は名称が以下の通り固定となります。

収納額１：　国保普徴額
収納額３：　国保特徴額
収納額４：　介護普徴額
収納額６：　介護特徴額
収納額７：　後期普徴額
収納額９：　後期特徴額
他：未使用

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「賦課資料ファイル」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

8. 農業キーデータ

（83バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	宛名コード	1	11	9		
2	農業共済コード	12	8	9		
3	土地改良区１コード	20	8	9		
4	農政農家コード	28	8	9		
5	農協農家コード	36	8	9		
6	土地改良区２コード	44	8	9		
7	土地改良区３コード	52	8	9		
8	空白	60	23	X		
9	ＥＮＤ	83	1	X	“０”固定	

【メモ】
このデータは、申告支援システム上の宛名コードと農業共済データ、土地改良区データ（１～３）、
農政データ、農協データをリンクさせるためのコード表となります。
ただし、土地改良区などで、各市町村独自にカスタマイズしたシステムではリンクしておりません。

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「農業キー対応データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

9. 農業共済データ

（125バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	区分	説明	備考
1	市町村コード	1	2	9	○	ローカル市町村コード［自社ﾕｰｻﾞを区別できればOK］	
2	農業共済コード	3	8	9	○	組合員番号	
3	引受面積	11	7	9	○	整数部　５桁．少数部　１桁　面積画面に黄色表示　（ａ）	
4	基準収穫量	18	6	9	○	地力区分判定に使用　（kg）	
5	平均単収	24	7	9	○	減算処理に使用　整数部　５桁．少数部　１桁（kg／10ａ）	
6	引受収量	31	6	9	○	ｳｨﾝﾄﾞｳ表示　（kg）	
7	被害面積	37	7	9	○	減算処理に使用　整数部　５桁．少数部　１桁（a）	
8	減収量	44	6	9	△	（kg）	
9	共済減収量	50	6	9	○	減算処理に使用　（kg）	
10	支払共済金	56	8	9	○	受取共済金　農業標準画面に初期表示（円）	
11	減収金額	64	8	9	△	（円）	
12	共済金控除後の減収金額	72	8	9	△	（円）	
13	平年における収入金額	80	8	9	△	（円）	
14	被害率	88	5	9	△	整数部　３桁．少数部　１桁	
15	減収率	93	5	9	△	整数部　３桁．少数部　１桁	
16	共済掛金	98	8	9	○	（円）　支払金額	
17	組合員名	106	20	N	○	一覧参照確認用　漢字10文字	

【メモ】

※１ 区分欄　○：　表示または計算で使用。

△：　画面上現行未使用のため“０”セットでも可。

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「農業共済データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

10. 土地改良区データ

（標準）：一覧事前入力方式のレイアウト（ユーザ個別対応の場合は異なります）

（50バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	市町村コード	1	2	9	ローカル市町村コード［自社ﾕｰｻﾞを区別できればOK］	
2	土地改良区コード	3	8	9	組合員番号	
3	受益面積	11	6	9	（㎡）	
4	賦課金納付額	17	7	9	（円）　実額標準外経費に表示	
5	賦課金控除額	24	7	9	（円）　実額標準外経費に表示	
6	組合員名	31	20	N	漢字10文字	

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「土地改良区データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

11. 農政データ

（160バイト　固定長）

項番	項目名			位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度			1	4	9		
2	農政農家コード			5	8	9	農政データ上の個人識別番号	
3	所有面積			13	7	9	（㎡）	
4	耕作面積			20	7	9	（㎡）	
5	借受面積			27	7	9	（㎡）	
6	貸付面積			34	7	9	（㎡）	
7	休耕面積			41	7	9	（㎡）	
8	転作面積計			48	7	9	（㎡）	
9	政府売渡	うるち		55	5	9	（俵）	
10		もち		60	5	9	（俵）	
11		その他		65	5	9	（俵）	
12	他用途利用米収量			70	7	9	（kg）	
13	水田再編奨励金			77	7	9	（円）	
14	転作作物	1	コード	84	4	9	転作作物のコード　（０＋3桁の数字コード）	
15			面積	88	7	9	耕作面積　（㎡）	
16		2	コード	95	4	9	転作作物のコード　（０＋3桁の数字コード）	
17			面積	99	7	9	耕作面積　（㎡）	
18		3	コード	106	4	9	転作作物のコード　（０＋3桁の数字コード）	
19			面積	110	7	9	耕作面積　（㎡）	
20		4	コード	117	4	9	転作作物のコード　（０＋3桁の数字コード）	
21			面積	121	7	9	耕作面積　（㎡）	
22		5	コード	128	4	9	転作作物のコード　（０＋3桁の数字コード）	
23			面積	132	7	9	耕作面積　（㎡）	
24	氏名			139	20	N	漢字１０文字	
25	空白			159	2	X	空白	

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「農政データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

12. 農協データ

（26バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9		
2	農政農家コード	5	8	9		
3	受取共助金	13	7	9	（円）受取共助等で初期表示	
4	支払共助金	20	7	9	（円）実額経費で初期表示（米政策等に係る処出金）	

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「農協データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

13. 軽自動車データ

（36バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	車種コード	1	2	9		
2	標識番号	3	11	X		
3	宛名コード	14	11	9		
4	世帯コード	25	11	9	行政区コード５桁＋世帯コード６桁	
5	課税区分	36	1	9	０：課税　１：非課税　２：減免　３：課税保留	

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「軽自動車データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

14. 減価償却データ

（215バイト　固定長）

項番	項目名		位置	桁	種	説明	備考
1	宛名コード		1	11	9	宛名コード　　必須入力	
2	所得	種類	12	4	9	ゼロを設定	
3	所得	種目	16	4	9	ゼロを設定	
4	資産コード	所得区分	20	1	9	必須入力 ※No.6と合わせて、以下の組合せのうちからいずれかを設定してください。 営業等　：所得区分=1、収支標準区分=2 農業　　：所得区分=2、収支標準区分=0 不動産　：所得区分=4、収支標準区分=2 雑他　　：所得区分=6、収支標準区分=2 ※漁業収支オプションご利用の場合 営業等　：所得区分=1、収支標準区分=2 ※免税牛収支オプションご利用の場合 農業(特定牛以外専用)：所得区分=2、収支標準区分=0 農業(特定牛専用)　　：所得区分=2、収支標準区分=3 農業(共用資産用)　　：所得区分=2、収支標準区分=4	
5		資産ｺｰﾄﾞ	21	3	9	必須入力 ※資産コードは「減価償却資産コード表」参照 ※Web版システム「申告準備＞減価償却資産コード更新」にてメンテナンス可能です。	
6		収支標準区分	24	1	9	必須入力 ※No.4の説明参照	
7	個人の連番		25	4	9	必須入力　個人の償却資産内の連番 ※No.1宛名コードに対して複数の明細を挿入する場合は一意となる連番が必須です。	
8	資産名称		29	40	N	資産コードより自動設定される ※あらかじめ減価償却資産コードをメンテナンスしておく必要があります。 ※Web版システム「申告準備＞減価償却資産コード更新」にてメンテナンス可能です。	
9	資産面積又は数量		69	10	9	必須入力　（通常“１”）	
10	償却割合［%］		79	3	9	0入力のとき90%となる ※上記以外を設定する場合は設定必須 ※取得年月H1904以降は特殊な償却資産以外は基本的に100を設定して下さい。	
11	取得	年号	82	1	9	必須入力（3:昭和、4:平成、5:令和）	
12	取得	年月	83	4	9	必須入力	
13	取得価格		87	10	9	必須入力	
14	償却基礎額		97	10	9		

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

15	償却割増額	107	10	9		
16	耐用年数～2008	117	3	9	入力がないときは資産テーブルより自動セットされる。 ※No.4,5,6の設定内容が、減価償却資産コード設定にあればの話です。	
17	当年分の償却月数	120	4	9		
18	当年分の必要経費［償却額］	124	10	9		
19	事業専有割合	134	3	9	0入力のとき100%となる　他の場合必須	
20	必要経費	137	10	9		
21	償却費累計額	147	10	9	注）　必須入力	
22	未償却残高	157	9	9		
23	摘要	166	18	N	全角９文字	
24	ＦＩＬＬＥＲ	184	18	X	半角空白埋め	
25	償却区分	202	2	9	00固定	
26	償却済年分	204	4	9	注）　西暦 ※償却済年分を0にしてセットすると、(システム年度-1)年分まで一括で自動計算させることができます。一括計算させる場合は、No.14,15,21,22は0にしてください。 ※一括計算は、「管理者メニュー＞年次処理メニュー＞減価償却費一括計算＞計算開始ボタン」で実施。翌年度に繰り越す操作は当該画面で「作成処理ボタン→計算開始ボタン」の順に実行することで可能。	
27	耐用年数2009～	208	3	9	入力がないときは資産テーブルより自動セットされる。 ※No.4,5,6の設定内容が、減価償却資産コード設定にあればの話です。	
28	年度	211	4	9	西暦	
29	３年一括償却フラグ	215	1	9	３年一括償却とする場合に「1」をセット ※基本的に使用しないで耐用年数を３年にするなどして調整してください。	

【メモ】

必須入力項目以外は、一括計算自動セットのため「摘要」以外はＡＩＩ“０”をセットする。

注）建物のように中途で耐用年数がかわったものは必須、他はＡＩＩ“０”をセットする。

入力する場合は、償却済年分までの償却費累計額を設定する。

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「減価償却データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

15. 賦課資料メモ

（105バイト　固定長）

項番	項目名		位置	桁	種	説明	備考
1	未使用		1	10	X	未使用	
2	宛名コード		11	11	9	必須	
3	メモＳＥＱ番号		22	4	9	必須（個人毎のメモ連番　入力分と同一は不可）	
4	個人メモ内容	略メモ	26	6	N	漢字３文字　必須	
5		空白（漢字）	32	2	N	全角スペース	
6		詳細メモ	34	72	N	任意　（漢字３６文字以内）	

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「個人メモデータ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

16. 個人情報データ

（515バイト　固定長）

項番	項目名			位置	桁	種	説明	備考
1	年度			1	4	X	西暦	
2	宛名コード			5	11	9		
3	生活保護	開始	元号	16	1	X	R：令和、H：平成、S：昭和、T：大正	
4			年月日	17	6	9	和暦	
5		廃止	元号	23	1	X	R：令和、H：平成、S：昭和、T：大正	
6			年月日	24	6	9	和暦	
7	生活保護の種類	生活		30	1	X	1：該当　0：非該当	
8		住宅		31	1	X	1：該当　0：非該当	
9		教育		32	1	X	1：該当　0：非該当	
10		医療		33	1	X	1：該当　0：非該当	
11		出産		34	1	X	1：該当　0：非該当	
12		生業		35	1	X	1：該当　0：非該当	
13		葬祭		36	1	X	1：該当　0：非該当	
14	寡婦等	開始	元号	37	1	X	R：令和、H：平成、S：昭和、T：大正	
15			年月日	38	6	9	和暦	
16		廃止	元号	44	1	X	R：令和、H：平成、S：昭和、T：大正	
17			年月日	45	6	9	和暦	
18	寡婦等の区分			51	8	N	「死別」「離婚」「生死不明」「未帰還」「未婚」「寡婦一般」「寡婦特別」「寡夫」「ひとり親」のいずれかを設定	
19	障害	開始	元号	59	1	X	R：令和、H：平成、S：昭和、T：大正	
20			年月日	60	6	9	和暦	
21		廃止	元号	66	1	X	R：令和、H：平成、S：昭和、T：大正	
22			年月日	67	6	9	和暦	
23	障害の区分			73	4	N	「普障」「特障」のいずれかを設定	
24	障害種類	知的障害		77	1	X	1：該当　0：非該当	
25		身体障害		78	1	X	1：該当　0：非該当	
26		療育手帳		79	1	X	1：該当　0：非該当	
27		精神障害		80	1	X	1：該当　0：非該当	
28		その他		81	1	X	1：該当　0：非該当	
29	障害等級	知的障害		82	2	X	知的障害の等級	
30		身体障害		84	2	X	身体障害の等級	
31		療育手帳		86	2	X	療育手帳の等級	
32		精神障害		88	2	X	精神障害の等級	
33		その他		90	2	X	その他の障害の等級	
34	介護（生保の種類）			92	1	X	1：該当　0：非該当	
35	その他障害の種類			93	20	N	その他の障害の種類（任意文字列）	
36	要介護認定（障害の種類）			113	1	X	1：該当　0：非該当	
37	要介護認定（障害の等級）			114	2	X	要介護認定の等級	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

38	メモ	116	400	N	メモ（全角２００文字）	

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　「個人情報データ」　移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

17. 予定納税額データ

（46バイト　固定長）

項番	項目名		位置	桁	種	説明	備考
1	宛名コード		1	11	9		
2	納税者番号		12	8	9	税務署での納税者番号	
3	予納	1期額	20	10	9		
4		2期額	30	10	9		
5	金融機関コード		40	7	9		

【メモ】
この内容は、税務署からの情報によります。

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー
⇒ 「予定納税額等（個人番号指定）」　移入処理

※ 前年の予定納税額セットアップデータより、納税者番号で個人番号を自動取得して
セットアップする場合は　⇒「予定納税額等（2年目以降：個人番号不要）」移入処理
（ただし，エラー分は手入力が必要となります。）

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

18. 住民税課税データ

（4279バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	ｳｨﾝﾄﾞｳ
1	市町村コード	1	2	9	管理画面の設定市町村コード	KR100
2	西暦年度	3	4	9	住民税課税の西暦年度	NAIYO
3	起票月日	7	4	9	起票月日	JMZEI
4	異動区分	11	1	9	異動区分　（通常　未使用）	JMZEI
5	未使用	12	8	9	未使用	未使用
6	宛名コード	20	11	9	宛名コード	NAIYO
7	生年月日	31	7	9	元号 1：明治　2：大正　3：昭和　4：平成　5：令和	NAIYO
8	異動順位	38	2	9	異動順位　（通常　未使用）	JMZEI
9	異動期別	40	2	9	異動期別　（通常　未使用）	JMZEI
10	未使用	42	4	9	未使用	未使用
11	期別修正	46	2	9	期別修正　（通常　未使用）	JMZEI
12	未使用	48	3	9	未使用	未使用
13	営業等所得	51	12	＊	営業等所得	NAIYO
14	農業所得	63	12	＊	農業所得	NAIYO
15	特定投資株式譲渡繰越損失額（本年分一般株式譲渡から差引く額）［住民税分］	75	12	9	（項番205の内書）前年以前からの特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の一般株式等譲渡から差引く額	SB000
16	不動産所得	87	12	＊	不動産所得	NAIYO
17	給与収入	99	12	＊	給与収入	NAIYO
18	雑　年金収入	111	12	＊	雑　年金収入	NAIYO
19	雑　その他の所得	123	12	＊	雑　その他の所得	SK000
20	配当所得［住民税分］	135	12	＊	配当所得［住民税分］＋確定申告を要しない配当所得	SH000
21	所得控除計	147	12	9	所得控除計［所得税分］	NAIYO
22	雑　年金所得[所得税分]	159	12	9	雑　年金所得[所得税分]	NAIYO
23	利子所得	171	12	＊	利子所得	NAIYO
24	配当所得［所得税分］	183	12	＊	配当所得［所得税分］	SH000
25	肉用牛（免税対象）	195	12	＊	特定肉用牛の売却所得（内、免税対象分）	ST000
26	総合譲渡　一時所得	207	12	＊	Ｃ差引金額	SJ000
27	総合譲渡　短期所得	219	12	＊	Ｃ差引金額	SJ000
28	総合譲渡　長期所得	231	12	＊	Ｃ差引金額	SJ000
29	分離株式　住民税分　上場株式等配当等所得	243	12	＊	所得がマイナスの場合はマイナスでの出力	SB400
30	分離株式　住民税分　上場株式等譲渡所得	255	12	＊	所得がマイナスの場合はマイナスでの出力	SB400
31	分離株式　住民税分　一般株式等譲渡所得	267	12	＊	所得がマイナスの場合はマイナスでの出力	SB400

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

32	分離短期	一般分	特別控除区分	279	2	9	特別控除区分	SB200
33			特別控除前	281	12	*	C差引金額	SB200
34			特別控除額	293	12	9	D特別控除額	SB200
35			特別控除後	305	12	*	所得金額	SB200
36		軽減分	特別控除区分	317	2	9	特別控除区分	SB200
37			特別控除前	319	12	*	C差引金額	SB200
38			特別控除額	331	12	9	D特別控除額	SB200
39			特別控除後	343	12	*	所得金額	SB200
40	分離長期	一般分	特別控除区分	355	2	9	特別控除区分	SB300
41			特別控除前	357	12	*	C差引金額	SB300
42			特別控除額	369	12	9	D特別控除額	SB300
43			特別控除後	381	12	*	所得金額	SB300
44		特定分	特別控除区分	393	2	9	特別控除区分	SB300
45			特別控除前	395	12	*	C差引金額	SB300
46			特別控除額	407	12	9	D特別控除額	SB300
47			特別控除後	419	12	*	所得金額	SB300
48		軽減分	特別控除区分	431	2	9	特別控除区分	SB300
49			特別控除前	433	12	*	C差引金額	SB300
50			特別控除額	445	12	9	D特別控除額	SB300
51			特別控除後	457	12	*	所得金額	SB300
52		軽課分	特別控除区分	469	2	9	特別控除区分	SB300
53			特別控除前	471	12	*	C差引金額	SB300
54			特別控除額	483	12	9	D特別控除額	SB300
55			特別控除後	495	12	*	所得金額	SB300
56	給与所得[所得税分]			507	12	*	給与所得[所得税分]	NAIYO
57	給与特定支出			519	12	9	給与特定支出	JMZEI
58	山林所得			531	12	*	所得金額	NAIYO
59	外国所得			543	12	*	外国所得	JMZEI
60	配当）所得税用）その他			555	12	*	配当所得の内訳［所得税分］その他配当（配当控除対象外）	SHOOO
61	社会保険料控除			567	12	9	社会保険料控除額	NAIYO
62	小規模企業共済掛金控除			579	12	9	小規模企業共済掛金控除額	NAIYO
63	生命保険料控除			591	12	9	生命保険料控除額［所得税分］	NAIYO
64	旧個人年金支払額			603	12	*	旧個人年金支払額	KHOOO
65	地震保険料控除			615	12	9	地震保険料控除額［所得税分］	NAIYO
66	旧長期損保支払額[住民税分]			627	12	9	旧長期損害保険料支払額[住民税分]　※注3	NAIYO
67	寄附金控除［所得税分］			639	12	9	寄附金控除［所得税分］	NAIYO
68	寄附金額			651	12	9	寄附金額	KFOOO
69	寄附金控除［住民税分］			663	12	9	寄附金控除［住民税分］	MINZEI
70	医療費控除［所得税分］			675	12	9	医療費控除額［所得税分］	NAIYO

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

71	医療費控除差引負担額		687	12	9	医療費控除差引負担額	KI000
72	雑損控除［所得税分］		699	12	9	雑損控除額［所得税分］	NAIYO
73	専従者	青白区分	711	1	9	1：青色　2：白色	JMZEI
74		配偶者有無	712	1	9	0：無　1：有	JMZEI
75		配外人数	713	1	9	配偶者以外の専従者数	JMZEI
76		専従者給与収入	714	12	＊	専従者給与収入［給与収入の内書き］	JMZEI
77		専従者給与控除額	726	12	＊	専従者給与控除額	JMZEI
78	雑損控除災害関連支出額		738	12	9	雑損控除災害関連支出額	KZ000
79	雑損控除差引損失額		750	12	9	雑損控除差引損失額	KZ000
80	配偶者	配偶者特別控除額	762	12	9	配偶者特別控除額	NAIYO
81		同配区分	774	1	9	0：無　1：同配　2：同配老人 ※控除対象外の同一生計配偶者についても1:一般又は2:老人のいずれかとなります。	KJ000
82		控除対象外の同配有無 ［所得税分］	775	1	9	0：無　1：有 ※同配区分に1又は2が設定されているが、控除対象外に該当する場合は、当項目に1を設定します。所得税における合計所得で判定したものを出力します。基本的には基幹システム側で再判定してください。もし使用する場合で基幹システムで控配区分と排他的に管理している場合は、当項目を同配区分より優先して使用して下さい。	SINKOKU
83		配偶者所得	776	12	＊	配偶者所得額	KJ000
84		控除対象外の同配有無 ［住民税分］	788	1	9	0：無　1：有 ※所得税用と同等です。当システムにおける住民税における合計所得で判定したものを出力します。基本的には基幹システム側で再判定してください。もし使用する場合で基幹システムで控配区分と排他的に管理している場合は、当項目を同配区分より優先して使用して下さい。	MINZEI
85	人的控除等	障害扶養 特別	789	2	9	特別障害扶養数	KJ000
86		障害扶養 内同居	791	2	9	特別障害扶養数の内同居数	KJ000
87		障害扶養 その他	793	2	9	普通障害扶養数	KJ000
88		扶養親族数 特定	795	2	9	特定扶養数	KJ000
89		扶養親族数 老人	797	2	9	老人扶養数	KJ000
90		扶養親族数 内同居	799	2	9	老人扶養数の内同居数	KJ000
91		扶養親族数 その他	801	2	9	その他扶養数	KJ000
92		本人障害区分	803	1	9	0：非該当　1：普通障害　2：特別障害	KJ000
93		寡フ・ひとり親区分	804	1	9	0：非該当　1：寡婦　2：旧特別寡婦　3：旧寡夫　4：ひとり親	KJ000
94		勤労学生区分	805	1	9	0：非該当　1：該当	KJ000
95		生活保護	806	1	9	0：非該当　1：該当	JMZEI
96		均等割	807	1	9	未使用	未使用
97		家屋敷	808	1	9	0：非該当　1：該当　2：65歳以上特例	JMZEI
98		均のみ	809	1	9	0：非該当　1：該当［無条件に均等割のみ課税する場合］	JMZEI KJ000
99		子特区分	810	1	9	所得金額調整控除(子特分)計算対象区分 0：非該当　1：該当	KJ000

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

100		特普区分	811	1	9	1：特徴　5：併徴　9：普徴	NAIYO
101		未成年者区分	812	1	9	0：非該当　1：該当	KJ000
102		未成年失格区分	813	1	9	0：非該当　1：該当　（婚姻等により未成年でなくなるもの）	JMZEI
103	異動項目	未使用	814	8	9	未使用	未使用
104		行政区コード	822	6	9	行政区コード	NAIYO
105		世帯コード	828	11	9	行政区コード　5桁　＋　世帯コード6桁　または、世帯コード　11桁	NAIYO
106		未使用	839	1	9	未使用	未使用
107		新事業所コード	840	12	9	新事業所コード　（通常未使用）	JMZEI
108		減免額 市町村所得割	852	12	*	市町村所得割減免額　（通常未使用）	JMZEI
109		減免額 市町村均等割	864	12	*	市町村均等割減免額　（通常未使用）	JMZEI
110		減免額 県所得割	876	12	*	県所得割減免額　（通常未使用）	JMZEI
111		減免額 県均等割	888	12	*	県均等割減免額　（通常未使用）	JMZEI
112		異動年月日	900	7	9	元号　4：平成　5：令和　（通常未使用）	JMZEI
113		納付済額	907	12	*	納付済額	JMZEI
114		更正事由	919	2	9	更正事由　（通常未使用）	JMZEI
115		未使用	921	2	9	未使用	未使用
116	給報	受給者番号	923	25	X	受給者番号［申告内容の事業所コードの給報の内容］	SQ100
117		所属コード	948	7	9	所属コード［申告内容の事業所コードの給報の内容］	SQ100
118		特定投資株式譲渡繰越損失額（本年分上場株式等譲渡から差引く額）［住民税分］	955	12	9	（項番205の内書）前年以前からの特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の上場株式等譲渡から差引く額	SB000
119	給報	整理番号	967	12	9	（先頭２桁０＋整理番号１０桁）［申告内容の事業所コードの給報の内容］	SQ100
120	税額項目	計算所得税	979	12	9	計算所得税	NAIYO
121		配当控除	991	12	9	配当控除	NAIYO
122		住宅借入金等特別控除	1003	12	9	住宅借入金等特別控除	NAIYO
123		投資・リース税	1015	12	9	投資・リース税	NAIYO
124		政党等寄付金特別控除	1027	12	9	政党等寄付金特別控除	NAIYO
125		差引所得税額	1039	12	9	差引所得税額 ※令和６年分に限り、課税肉用牛分を含まない	NAIYO
126		災害減免額	1051	12	*	災害減免額 ※令和６年分に限り、課税肉用牛分を含まない	NAIYO
127		外国税額控除額	1063	12	9	外国税額控除額［所得税分］	NAIYO
128		外国税額控除後の所得税額	1075	12	9	外国税額控除後の所得税額	―
129		特別減税額	1087	12	9	特別減税額 ※令和６年分所得税の特別減税可能額（計算値）についてもここに設定されます	NAIYO

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

130		源泉徴収税額	1099	12	9	源泉徴収税額	NAIYO
131		申告納税額	1111	12	*	申告納税額	NAIYO
132		入力所得税額	1123	12	*	入力所得税額 ※令和６年分に限り、課税肉用牛分を含まない 【MISALIO V10の場合】 ラジオボタンが入力所得税額：入力所得税額 ラジオボタンが差引所得税額：差引所得税額	NAIYO
133	総合譲渡	一時	1135	12	*	所得金額	SJ000
134	総合譲渡	短期	1147	12	*	所得金額	SJ000
135	総合譲渡	長期	1159	12	*	所得金額	SJ000
136	総合譲渡短期＋長期		1171	12	9	特別控除金額	SJ000
137	山林所得		1183	12	9	特別控除金額	ST000
138	合計所得		1195	12	*	合計所得［所得税分］	NAIYO
139	肉用牛売却価額		1207	12	*	分離課税対象肉用牛の売却価額	ST000
140	オプション項目	チェック	チェック1	1219	1	9	民税画面オプション項目　チェック1	JMZEI
141	オプション項目	チェック	チェック2	1220	1	9	民税画面オプション項目　チェック2	JMZEI
142	オプション項目	チェック	チェック3	1221	1	9	民税画面オプション項目　チェック3	JMZEI
143	オプション項目	チェック	チェック4	1222	1	9	民税画面オプション項目　チェック4	JMZEI
144	オプション項目	チェック	チェック5	1223	1	9	民税画面オプション項目　チェック5	JMZEI
145	オプション項目	金額	金額 1	1224	12	*	民税画面オプション項目　入力金額 1 ※MISALIO導入ユーザは併徴者の特徴分給与収入	JMZEI
146	オプション項目	金額	金額 2	1236	12	*	民税画面オプション項目　入力金額 2	JMZEI
147	オプション項目	金額	金額 3	1248	12	*	民税画面オプション項目　入力金額 3	JMZEI
148	オプション項目	金額	金額 4	1260	12	*	民税画面オプション項目　入力金額 4	JMZEI
149	オプション項目	金額	金額 5	1272	12	*	民税画面オプション項目　入力金額 5	JMZEI
150	オプション項目	メニュー	メニュー1	1284	2	9	民税画面オプション項目　リスト1	JMZEI
151	オプション項目	メニュー	メニュー2	1286	2	9	民税画面オプション項目　リスト2	JMZEI
152	オプション項目	メニュー	メニュー3	1288	2	9	民税画面オプション項目　リスト3	JMZEI
153	オプション項目	メニュー	メニュー4	1290	2	8	民税画面オプション項目　リスト4	JMZEI
154	オプション項目	メニュー	メニュー5	1292	2	9	民税画面オプション項目　リスト5	JMZEI
155	給与支払報告書内容	中途就退職	就職区分	1294	1	X	0：非該当　1：該当	SQ100
156	給与支払報告書内容	中途就退職	退職区分	1295	1	X	0：非該当　1：該当	SQ100
157	給与支払報告書内容	中途就退職	就退職年	1296	2	9	就退職年	SQ100
158	給与支払報告書内容	中途就退職	就退職月	1298	2	9	就退職月	SQ100
159	給与支払報告書内容	中途就退職	就退職日	1300	2	9	就退職日	SQ100
160	給与支払報告書内容	その他区分	乙欄	1302	1	X	0：非該当　1：該当	SQ100
161	給与支払報告書内容	その他区分	死亡退職	1303	1	X	0：非該当　1：該当	SQ100
162	給与支払報告書内容	その他区分	災害	1304	1	X	0：非該当　1：該当	SQ100
163	給与支払報告書内容	その他区分	外国人	1305	1	X	0　［未使用］	SQ100
164	雑損控除所得税のみ適用確認フラグ			1306	1	X	0：非該当　1：該当（所得税のみ適用）	KZ000

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

165	宛名台帳番号			1307	10	X	宛名台帳番号［宛名データに設定した場合のみ］	JB200
166	年少扶養数			1317	2	9	年少扶養数［16歳未満扶養数］	KJ000
167	配当所得内訳	所得税分	利益の配当	1319	12	*	配当所得の内訳［所得税分］	SH000
168			他の証券	1331	12	*	配当所得の内訳［所得税分］	SH000
169			一般外貨建	1343	12	*	配当所得の内訳［所得税分］	SH000
170		住民税分	利益の配当	1355	12	*	配当所得の内訳［住民税分］	SH000
171			他の証券	1367	12	*	〃	SH000
172			一般外貨建	1379	12	*	〃	SH000
173	退職所得金額			1391	12	9	退職所得金額（分離）	NAIY0
174	先物取引所得額			1403	12	*	差引金額（繰越前）	SB000
175	青色申告特別控除			1415	12	*	控除額	SY0TK*
176	特定居住用損失区分（一般所得分）			1427	1	9	0：非該当　1：該当	SB300
177	特定居住用損失区分（特定所得分）			1428	1	9	0：非該当　1：該当	SB300
178	特定居住用損失区分（軽課所得分）			1429	1	9	0：非該当　1：該当	SB300
179	国税連携資料番号			1430	24	9	（先頭４桁０＋国税連携資料番号２０桁）	NAIY0
180	株式譲渡繰損[住民税分]			1454	12	9	株式譲渡繰越損失額（株式譲渡所得及び株式配当分離所得から本年差し引く額）（項番205+項番206）	SB000
181	先物取引繰損			1466	12	9	先物取引繰越損失額（本年差し引く額）	SB000
182	株式等譲渡等所得割			1478	12	9	株式等譲渡等所得割［住民税分］	SB400
183	配当割額控除額			1490	12	9	配当割額控除額［住民税分］	SH000 SB400
184	肉用牛（免税外）			1502	12	*	特定肉用牛の売却所得（内、免税対象外分）	ST000
185	耐震改修特別控除			1514	9	9	耐震改修特別控除	NAIY0
186	税率調整区分			1523	1	9	平成19年度課税を平成18年度税率で計算	JMZEI
187	住宅借入金等特別控除可能額			1524	12	9	住宅借入金等特別控除可能額	ZJ000
188	住宅借入金等特別控除見込額			1536	12	9	住宅借入金等特別控除見込額	ZJ000
189	住宅借入金等特別控除申告区分			1548	1	X	0：申告なし　1：申告あり	ZJ000
190	地震保険料支払額[住民税用]			1549	12	9	地震保険料支払額［住民税分］　※注3	KG000
191	電子証明書等特別控除			1561	12	9	電子証明書等特別控除	NAIY0
192	医療費控除[住民税控除額]			1573	12	9	医療費控除額［住民税分］	MINZEI
193	寄附金額(特例控除対象)			1585	12	9	寄附金額内訳［住民税分］地方公共団体(特例控除対象)	KF000
194	寄附金額(都道府県条例指定)			1597	12	9	寄附金額内訳［住民税分］地方公共団体・非認定ＮＰＯ法人等以外(道府県条例指定分)	KF000
195	寄附金額(市区町村条例指定)			1609	12	9	寄附金額内訳［住民税分］地方公共団体・非認定ＮＰＯ法人等以外(市町村条例指定分)	KF000
196	寄附金額(共同募金、日赤、地方公共団体（特例控除対象以外）)			1621	12	9	寄附金額内訳［住民税分］共同募金、日赤、地方公共団体（特例控除対象以外）	KF000
197	寄附金税額控除(都道府県)			1633	12	9	寄附金税額控除［住民税分］(都道府県分) ※ワンストップ特例適用の場合は、基本控除＋特例控除＋申告特例控除を出力する	MINZEI

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

198	寄附金税額控除(市区町村)		1645	12	9	寄附金税額控除［住民税分］(市区町村分) ※ワンストップ特例適用の場合は、基本控除＋特例控除＋申告特例控除を出力する	MINZEI
199	公的年金源泉徴収税額		1657	12	9	公的年金からの源泉徴収税額	計算値
200	特別用途		1669	11	9	通常未使用	NAIYO
201	未使用		1680	12	9	未使用	
202	居住開始年月日(新築等)		1692	7	9	新築等の居住開始年月日（和暦…平成:4、令和:5）	ZJ000
203	居住開始年月日(増改築等)		1699	7	9	増改築等の居住開始年月日（和暦…平成:4、令和:5）	ZJ000
204	住宅借入金等特別控除額(住民税計算対象)		1706	12	9	住宅借入金等特別控除額［住民税分］	ZJ000
205	住民税分	上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額（本年分譲渡から差引く額）	1718	12	9	（項番180の内書）前年以前からの上場株式及び特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の株式譲渡等（一般株式及び上場株式等）から差引く額	SB000
206		上場株式等譲渡損失額（本年分配当から差引く額）	1730	12	9	（項番180の内書）前年以前からの上場株式等譲渡の繰越損失額の内、本年分の上場株式等配当等から差引く額	SB000
207	事業所コード		1742	12	9	事業所コード	NAIYO
208	申告区分1		1754	2	9	例］1：一般 2：農業 3：青申 4：白申 5：専従者［ﾕｰｻﾞ設定］	JMZEI
209	申告区分2		1756	2	9	例］1：一般 2：農業 3：青申 4：白申 5：専従者［ﾕｰｻﾞ設定］	JMZEI
210	申告区分3		1758	2	9	例］1：一般 2：農業 3：青申 4：白申 5：専従者［ﾕｰｻﾞ設定］	JMZEI
211	更新日		1760	8	9	申告内容画面の更新日［ yyyymmdd ］	NAIYO
212	受付日		1768	8	9	申告内容画面の受付日［ yyyymmdd ］	NAIYO
213	営業等収入		1776	12	9	営業等の収入	NAIYO
214	農業収入		1788	12	9	農業の収入	NAIYO
215	不動産収入		1800	12	9	不動産の収入	NAIYO
216	利子収入		1812	12	9	利子の収入	NAIYO
217	配当収入[住民税分]		1824	12	9	配当の収入［住民税分］	SH000
218	雑その他収入		1836	12	9	雑その他の収入	NAIYO
219	総合譲渡	一時収入	1848	12	9	総合譲渡一時の収入	NAIYO
220		短期収入	1860	12	9	総合譲渡短期の収入	NAIYO
221		長期収入	1872	12	9	総合譲渡長期の収入	NAIYO
222	分離短期	一般分収入	1884	12	*	分離短期一般分の収入	SB200
223		軽減分収入	1896	12	*	分離短期軽減分の収入	SB200
224	分離長期	一般分収入	1908	12	*	分離長期一般分の収入	SB300
225		特定分収入	1920	12	*	分離長期特定分の収入	SB300
226		軽課分収入	1932	12	*	分離長期軽課分の収入	SB300
227	分離株	住民税 一般株式等譲渡収入	1944	12	*	一般株式等譲渡の収入	SB400
228		上場株式等譲渡収入	1956	12	*	上場株式等譲渡の収入	SB400

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

229	株式	税分	上場株式等配当等収入	1968	12	*	上場株式等配当等の収入	SB400
230	分離先物取引収入			1980	12	*	分離先物取引の収入	SB000
231	山林収入			1992	12	9	山林の収入	NAIY0
232	退職収入			2004	12	9	退職の収入	NAIY0
233	申告受付場所区分			2016	2	9	受付場所区分	NAIY0
234	平均課税対象額			2018	12	9	平均課税対象額　［ 住民税無関係 ］	NAIY0
235	所税：繰越損失	3年前：純損失		2030	12	9	3年前から繰り越された純損失	KK100
236		3年前：居住用損失		2042	12	9	3年前から繰り越された居住用譲渡損失	KK100
237		3年前：雑損失		2054	12	9	3年前から繰り越された雑損失	KK100
238		2年前：純損失		2066	12	9	2年前から繰り越された純損失	KK100
239		2年前：居住用損失		2078	12	9	2年前から繰り越された居住用譲渡損失	KK100
240		2年前：雑損失		2090	12	9	2年前から繰り越された雑損失	KK100
241		1年前：純損失		2102	12	9	1年前から繰り越された純損失	KK100
242		1年前：居住用損失		2114	12	9	1年前から繰り越された居住用譲渡損失	KK100
243		1年前：雑損失		2126	12	9	1年前から繰り越された雑損失	KK100
244	外国税額控除	国外所得総額		2138	12	9	左記の通り	KC000
245		外国所得税額		2150	12	9	左記の通り	KC000
246		余裕額	3年前：国税	2162	12	9	繰越控除余裕額３年前　国税分	KC000
247			3年前：県民税	2174	12	9	繰越控除余裕額３年前　道府県民税分	KC000
248			3年前：市民税	2186	12	9	繰越控除余裕額３年前　市町村民税分	KC000
249			2年前：国税	2198	12	9	繰越控除余裕額３年前　国税分	KC000
250			2年前：県民税	2210	12	9	繰越控除余裕額３年前　道府県民税分	KC000
251			2年前：市民税	2222	12	9	繰越控除余裕額３年前　市町村民税分	KC000
252			1年前：国税	2234	12	9	繰越控除余裕額１年前　国税分	KC000
253			1年前：県民税	2246	12	9	繰越控除余裕額１年前　道府県民税分	KC000
254			1年前：市民税	2258	12	9	繰越控除余裕額１年前　市町村民税分	KC000
255		限度額	3年前分	2270	12	9	繰越控除限度額３年前	KC000
256			2年前分	2282	12	9	繰越控除限度額２年前	KC000
257			1年前分	2294	12	9	繰越控除限度額１年前	KC000
258		県・外国税額控除額		2306	12	9	外国税額控除　道府県民税分	KC000
259		市・外国税額控除額		2318	12	9	外国税額控除　市町村民税分	KC000
260	確定申告を要しない配当所得			2330	12	9	確定申告を要しない配当所得 ※申告書第二表の住民税に関する事項の配当の特例欄に記載されている額から、所得税計算対象となる分（第一表の配当所得）を差引いた、住民税でのみ追加課税対象となる配当所得	SH000
261	所税：繰越損失（本年差引額	3年前：純損失		2342	12	9	3年前：純損失のうち本年差引く額	KK100
262		3年前：居住用損失		2354	12	9	3年前：居住用譲渡損失のうち本年差引く額	KK100
263		3年前：雑損失		2366	12	9	3年前：雑損失のうち本年差引く額	KK100
264		2年前：純損失		2378	12	9	2年前：純損失のうち本年差引く額	KK100
265		2年前：居住用損失		2390	12	9	2年前：居住用譲渡損失のうち本年差引く額	KK100
266		2年前：雑損失		2402	12	9	2年前：雑損失のうち本年差引く額	KK100
267		1年前：純損失		2414	12	9	1年前：純損失のうち本年差引く額	KK100
268		1年前：居住用損失		2426	12	9	1年前：居住用譲渡損失のうち本年差引く額	KK100

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

269	額）	1年前：雑損失	2438	12	9	1年前：雑損失のうち本年差引く額	KK100
270	申告区分4		2450	2	9	例］1：一般 2：農業 3：青申 4：白申 5：専従者 ［ﾕｰｻﾞ設定］	JMZEI
271	申告区分5		2452	2	9	例］1：一般 2：農業 3：青申 4：白申 5：専従者 ［ﾕｰｻﾞ設定］	JMZEI
272	申告区分6		2454	2	9	例］1：一般 2：農業 3：青申 4：白申 5：専従者 ［ﾕｰｻﾞ設定］	JMZEI
273	宛名電話番号（自宅）		2456	13	X	宛名データの電話番号（自宅）	JB200
274	宛名電話番号（携帯）		2469	13	X	宛名データの電話番号（携帯）	JB200
275	宛名電話番号（勤務先）		2482	13	X	宛名データの電話番号（勤務先）	JB200
276	寄附金額(都道府県条例指定：非認定ＮＰＯ法人等分)		2495	12	9	所得税では対象外となる寄附金額で都道府県の条例指定対象であるもの（確定申告書第二表に記載しない分）	KF000
277	寄附金額(市区町村条例指定)：非認定ＮＰＯ法人等分)		2507	12	9	所得税では対象外となる寄附金額で市区町村の条例指定対象であるもの（確定申告書第二表に記載しない分）	KF000
278	所税：繰越損失（前年からの額）	5年前：被災純損失	2519	12	9	5年前から繰り越された被災純損失	KK100
279		5年前：特定雑損失	2531	12	9	5年前から繰り越された特定雑損失	KK100
280		4年前：被災純損失	2543	12	9	4年前から繰り越された被災純損失	KK100
281		4年前：特定雑損失	2555	12	9	4年前から繰り越された特定雑損失	KK100
282		3年前：被災純損失	2567	12	9	3年前から繰り越された被災純損失	KK100
283		3年前：特定雑損失	2579	12	9	3年前から繰り越された特定雑損失	KK100
284		2年前：被災純損失	2591	12	9	2年前から繰り越された被災純損失	KK100
285		2年前：特定雑損失	2603	12	9	2年前から繰り越された特定雑損失	KK100
286		1年前：被災純損失	2615	12	9	1年前から繰り越された被災純損失	KK100
287		1年前：特定雑損失	2627	12	9	1年前から繰り越された特定雑損失	KK100
288	所税：繰越損失（本年差引額）	5年前：被災純損失	2639	12	9	5年前被災純損失のうち本年差引く額	KK100
289		5年前：特定雑損失	2651	12	9	5年前特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
290		4年前：被災純損失	2663	12	9	4年前被災純損失のうち本年差引く額	KK100
291		4年前：特定雑損失	2675	12	9	4年前特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
292		3年前：被災純損失	2687	12	9	3年前被災純損失のうち本年差引く額	KK100
293		3年前：特定雑損失	2699	12	9	3年前特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
294		2年前：被災純損失	2711	12	9	2年前被災純損失のうち本年差引く額	KK100
295		2年前：特定雑損失	2723	12	9	2年前特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
296		1年前：被災純損失	2735	12	9	1年前被災純損失のうち本年差引く額	KK100
297		1年前：特定雑損失	2747	12	9	1年前特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
298	住民税：繰越	5年前：被災純損失	2759	12	9	5年前から繰り越された被災純損失	KK100
299		5年前：特定雑損失	2771	12	9	5年前から繰り越された特定雑損失	KK100
300		4年前：被災純損失	2783	12	9	4年前から繰り越された被災純損失	KK100
301		4年前：特定雑損失	2795	12	9	4年前から繰り越された特定雑損失	KK100
302		3年前：純損失	2807	12	9	3年前から繰り越された純損失	KK100
303		3年前：被災純損失	2819	12	9	3年前から繰り越された被災純損失	KK100
304		3年前：居住用損失	2831	12	9	3年前から繰り越された居住用譲渡損失	KK100
305		3年前：雑損失	2843	12	9	3年前から繰り越された雑損失	KK100

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

306	損失（前年からの額）	3年前：特定雑損失	2855	12	9	3年前から繰り越された特定雑損失	KK100
307		2年前：純損失	2867	12	9	2年前から繰り越された純損失	KK100
308		2年前：被災純損失	2879	12	9	2年前から繰り越された被災純損失	KK100
309		2年前：居住用損失	2891	12	9	2年前から繰り越された居住用譲渡損失	KK100
310		2年前：雑損失	2903	12	9	2年前から繰り越された雑損失	KK100
311		2年前：特定雑損失	2915	12	9	2年前から繰り越された特定雑損失	KK100
312		1年前：純損失	2927	12	9	1年前から繰り越された純損失	KK100
313		1年前：被災純損失	2939	12	9	1年前から繰り越された被災純損失	KK100
314		1年前：居住用損失	2951	12	9	1年前から繰り越された居住用譲渡損失	KK100
315		1年前：雑損失	2963	12	9	1年前から繰り越された雑損失	KK100
316		1年前：特定雑損失	2975	12	9	1年前から繰り越された特定雑損失	KK100
317	住民税：繰越損失（本年差引額）	5年前：被災純損失	2987	12	9	5年前：被災純損失のうち本年差引く額	KK100
318		5年前：特定雑損失	2999	12	9	5年前：特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
319		4年前：被災純損失	3011	12	9	4年前：被災純損失のうち本年差引く額	KK100
320		4年前：特定雑損失	3023	12	9	4年前：特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
321		3年前：純損失	3035	12	9	3年前：純損失のうち本年差引く額	KK100
322		3年前：被災純損失	3047	12	9	3年前：被災純損失のうち本年差引く額	KK100
323		3年前：居住用損失	3059	12	9	3年前：居住用譲渡損失のうち本年差引く額	KK100
324		3年前：雑損失	3071	12	9	3年前：雑損失のうち本年差引く額	KK100
325		3年前：特定雑損失	3083	12	9	3年前：特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
326		2年前：純損失	3095	12	9	2年前：純損失のうち本年差引く額	KK100
327		2年前：被災純損失	3107	12	9	2年前：被災純損失のうち本年差引く額	KK100
328		2年前：居住用損失	3119	12	9	2年前：居住用譲渡損失のうち本年差引く額	KK100
329		2年前：雑損失	3131	12	9	2年前：雑損失のうち本年差引く額	KK100
330		2年前：特定雑損失	3143	12	9	2年前：特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
331		1年前：純損失	3155	12	9	1年前：純損失のうち本年差引く額	KK100
332		1年前：被災純損失	3167	12	9	1年前：被災純損失のうち本年差引く額	KK100
333		1年前：居住用損失	3179	12	9	1年前：居住用譲渡損失のうち本年差引く額	KK100
334		1年前：雑損失	3191	12	9	1年前：雑損失のうち本年差引く額	KK100
335		1年前：特定雑損失	3203	12	9	1年前：特定雑損失のうち本年差引く額	KK100
336	総合譲渡(短期)特控		3215	12	9	Ｎｏ１３６の内訳：短期分	SJ000
337	総合譲渡(長期)特控		3227	12	9	Ｎｏ１３６の内訳：長期分	SJ000
338	給与収入(特徴分)		3239	12	*	Ｎｏ１７の内訳：非合算ではない特徴給報分	KJ110
339	特定肉用牛収入(免税分)		3251	12	*	特定肉用牛の売却収入（内、免税対象分）	ST000
340	特定肉用牛収入(免税外分)		3263	12	*	特定肉用牛の売却収入（内、免税対象外分）	ST000
341	新生命保険料		3275	12	*	新生命保険料	KH000
342	旧生命保険料		3287	12	*	旧生命保険料	KH000
343	新個人年金保険料		3299	12	*	新個人年金保険料	KH000
344	介護医療保険料		3311	12	*	介護医療保険料	KH000
345	配当）住民税用）その他		3323	12	*	配当所得の内訳［住民税分］	SH000
346	復興特別所得税額		3335	12	9	復興特別所得税額	NAIYO
347	所得税額及び復興特別所得税額		3347	12	9	所得税額及び復興特別所得税額	NAIYO

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

348	住借控除特定取得非該当区分	3359	1	9	1:住借控除に特定取得分を含まない（住民税用の控除限度額が課税総所得金額の5%）,0:左記以外(住民税用の控除限度額が課税総所得金額の7%)	ZJ000
349	所得控除及び雑損繰越控除適用順序パラメータ	3360	29	X	所得控除及び雑損繰越控除の適用順序について、以下の所得番号がカンマ区切りで設定されます。 例）1,3,4,5,6,7,10,8,9,11,12,13,2 //　1…総所得 //　2…免税所得 //　3…分離短期一般 //　4…分離短期軽減 //　5…分離長期一般 //　6…分離長期特定 //　7…分離長期軽課 //　8…分離未公開株譲渡 //　9…分離上場株譲渡 // 10…分離上場株配当 // 11…分離先物取引 // 12…山林 // 13…退職	NAIYO
350	地震保険料控除[住民税分]	3389	12	9	地震保険料控除［住民税分］	KG000
351	地震保険料支払額[所得税分]	3401	12	9	地震保険料支払額［所得税分］	KG000
352	旧長期損保支払額[所得税分]	3413	12	9	旧長期損害保険料支払額［所得税分］	KG000
353	雑損控除[住民税分]	3425	12	9	雑損控除［住民税分］	MINZEI
354	寄附金ワンストップ特例区分	3437	1	9	1:特例適用、0:非適用　※注2	KF000
355	医療費控除区分	3438	1	9	0:一般、1:セルフメディケーション特例	KI000
356	入力資料番号	3439	20	X	申告内容画面左下の入力資料番号	NAIYO
357	配当収入[所得税分]	3459	12	9	配当の収入［所得税分］	NAIYO
358	分離株式譲渡・配当（一般株式等譲渡収入	3471	12	*	一般株式等譲渡の収入	SB400
359	上場株式等譲渡収入	3483	12	*	上場株式等譲渡の収入	SB400
360	上場株式等配当等収入	3495	12	*	上場株式等配当等の収入	SB400
361	上場株式等配当等所得	3507	12	*	所得がマイナスの場合はマイナスでの出力	SB400
362	上場株式等譲渡所得	3519	12	*	所得がマイナスの場合はマイナスでの出力	SB400
363	一般株式等譲渡所得	3531	12	*	所得がマイナスの場合はマイナスでの出力	SB400
364	上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額（本年分差引く額）	3543	12	9	前年以前からの上場株式及び特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の株式譲渡所得及び株式配当分離所得から差し引く額（項番365+項番366）	SB000
365	上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額（本年分譲渡から差引く額）	3555	12	9	（項番364の内書）前年以前からの上場株式及び特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の株式譲渡等（一般株式及び上場株式等）から差引く額	SB000

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

366	所得税分）	上場株式等譲渡損失額（本年分配当から差引く額）	3567	12	9	（項番364の内書）前年以前からの上場株式等譲渡の繰越損失額の内、本年分の上場株式等配当等から差引く額	SB000
367		特定投資株式譲渡繰越損失額（本年分一般株式譲渡から差引く額）	3579	12	9	（項番365の内書）前年以前からの特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の一般株式等譲渡から差引く額	SB000
368		特定投資株式譲渡繰越損失額（本年分上場株式等譲渡から差引く額）	3591	12	9	（項番365の内書）前年以前からの特定投資株式譲渡の繰越損失額の内、本年分の上場株式等譲渡から差引く額	SB000
369	雑	業務収入	3603	12	9	雑　業務収入	SK000
370		業務所得	3615	12	9	雑　業務所得	SK000
371	給与所得[住民税分]		3627	12	9	注3:給与所得（特定支出控除及び調整控除後）[住民税分]	MINZEI
372	雑　年金所得[住民税分]		3639	12	9	注3:雑　年金所得[住民税分]	MINZEI
373	所得金額調整控除(子特分)[住民税分]		3651	12	9	注3:所得金額調整控除(子供・特障分)[住民税分]	MINZEI
374	所得金額調整控除(年金分)[住民税分]		3663	12	9	注3:所得金額調整控除(年金分)[住民税分]	MINZEI
375	公的年金以外の合計所得[所得税分]		3675	12	9	公的年金以外の合計所得［所得税分]	NAIYO
376	公的年金以外の合計所得[住民税分]		3687	12	9	注3:公的年金以外の合計所得［住民税分]	MINZEI
377	※※※

383	※※※

398	特定親族特別控除（所得階層別人数）	特定親族１	4058	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層１に該当する人数（58万超～85万以下）	KJ000
399		特定親族２	4060	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層２に該当する人数（85万超～90万以下）	KJ000
400		特定親族３	4062	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層３に該当する人数（90万超～95万以下）	KJ000
401		特定親族４	4064	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層４に該当する人数（95万超～100万以下）	KJ000
402		特定親族５	4066	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層５に該当する人数（100万超～105万以下）	KJ000
403		特定親族６	4068	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層６に該当する人数（105万超～110万以下）	KJ000
404		特定親族７	4070	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層７に該当する人数（110万超～115万以下）	KJ000
405		特定親族８	4072	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層８に該当する人数（115万超～120万以下）	KJ000
406		特定親族９	4074	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層９に該当する人数（120万超～123万以下）	KJ000
407	極めて高水準所得フラグ		4076	1	9	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（措法41条の19)に該当する場合は1、以外0	NAIY0
408	未使用		4077	1	X	スペースを埋める	―
409	予備		4078	201	X	スペースを埋める	―

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

410	ＥＮＤマーク	4279	1	X	‘E’ 固定	E固定

【メモ】

注1: 項目の種別の表現で＊印は次のルールでＤＯＳデータに出力します。後方プログラムの考慮が必要となりますので注意願います。

例] 2,410,500 円 → 000002410500

-792,100 円 → 00000792100-

つまり、マイナスの金額の場合だけ右端1桁に符号サインのハイフンを詰めて出力しています。

注2: 項番354が1の場合が申告特例控除計算対象となります。0の場合は申告特例控除計算対象外です。

注3: 参考値です。原則基幹システムにて計算してください。チェック等にご使用ください。

~~注4: V1版の場合、No.377～387についてはデータの型に応じ0またはスペース埋めで出力します。~~

【データ移出】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ ＰＣデータ移出メニュー ⇒ 「申告データ移出（当初全件分）」

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

19. 申告書データ（移入）

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名		桁	種	説明	備考
1	西暦年度		4	9	住民税課税の西暦年度	
2	宛名コード		11	9	宛名コード	
3	受付日		8	9	西暦（例：20030315）	【申告内容】
4	特普区分		1	9	1：特徴　5：併徴　9：普徴	【申告内容】
5	事業所コード		12	9	0の場合は現在値のまま変更しません。	【申告内容】
6	営業等	収入金額	12	9	収入金額	【申告内容】
7		所得金額	12	9	営業等所得金額	【申告内容】
8	農業	収入金額	12	9	収入金額	【申告内容】
9		所得金額	12	9	農業所得	【申告内容】
10	不動産	収入金額	12	9	収入金額	【申告内容】
11		所得金額	12	9	不動産所得	【申告内容】
12	利子収入・所得金額		12	9	収入・所得金額	【申告内容】
13	配当	収入金額	12	9	収入金額	【配当内訳】
14		必要経費	12	9	必要経費	【配当内訳】
15		所得金額	12	9	所得金額	【配当内訳】
16		源泉税額	12	9	源泉徴収税額	【配当内訳】
17		配当割額	12	9	配当割額控除額（住民税）	【配当内訳】
18		所得内訳 剰余金の配当等	12	9	所得金額の内訳（剰余金の配当等）	【配当内訳】
19		所得内訳 証券投信	12	9	所得金額の内訳（証券投信）	【配当内訳】
20		所得内訳 一般外貨建等証券投信	12	9	所得金額の内訳（一般外貨建等証券投信）	【配当内訳】
21		所得内訳 その他	12	9	所得金額の内訳（その他）	【配当内訳】
22		確定申告を要しない配当	12	9	確定申告を要しない配当	【配当内訳】
23	給与	収入金額	12	9	給与収入額	【申告内容】
24		所得金額	12	9	給与所得額	【申告内容】
25	雑年金	収入金額	12	9	収入金額	【雑内訳】
26		所得金額	12	9	所得金額	【雑内訳】
27	雑その他	収入金額	12	9	収入金額	【雑内訳】
28		必要経費	12	9	必要経費	【雑内訳】
29		源泉税額	12	9	源泉税額	【雑内訳】
30		所得金額	12	9	所得金額	【雑内訳】
31	総合譲渡短期	特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【総合･一時内訳】
32		収入金額	12	9	収入金額	【総合･一時内訳】
33		必要経費	12	9	必要経費	【総合･一時内訳】
34		差引金額	12	9	差引金額	【総合･一時内訳】
35		特別控除額	12	9	特別控除額	【総合･一時内訳】
36		所得金額	12	9	所得金額	【総合･一時内訳】
37	総	特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【総合･一時内訳】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

38	総合譲渡長期	収入金額	12	9	収入金額	【総合･一時内訳】
39		必要経費	12	9	必要経費	【総合･一時内訳】
40		差引金額	12	9	差引金額	【総合･一時内訳】
41		特別控除額	12	9	特別控除額	【総合･一時内訳】
42		所得金額	12	9	所得金額	【総合･一時内訳】
43	一時	収入金額	12	9	収入金額	【総合･一時内訳】
44		必要経費	12	9	必要経費	【総合･一時内訳】
45		差引金額	12	9	差引金額	【総合･一時内訳】
46		特別控除額	12	9	特別控除額	【総合･一時内訳】
47		所得金額	12	9	所得金額	【総合･一時内訳】
48	分離譲渡短期	一般 特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【分短内訳】
49		収入金額	12	9	収入金額	【分短内訳】
50		必要経費	12	9	必要経費	【分短内訳】
51		差引金額	12	9	差引金額	【分短内訳】
52		特別控除額	12	9	特別控除額	【分短内訳】
53		所得金額	12	9	所得金額	【分短内訳】
54		軽減 特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【分短内訳】
55		収入金額	12	9	収入金額	【分短内訳】
56		必要経費	12	9	必要経費	【分短内訳】
57		差引金額	12	9	差引金額	【分短内訳】
58		特別控除額	12	9	特別控除額	【分短内訳】
59		所得金額	12	9	所得金額	【分短内訳】
60	分離譲渡長期	一般 特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【分長内訳】
61		特定居住用譲渡損失区分	1	9	0：非該当　1：該当	【分長内訳】
62		収入金額	12	9	収入金額	【分長内訳】
63		必要経費	12	9	必要経費	【分長内訳】
64		差引金額	12	9	差引金額	【分長内訳】
65		特別控除額	12	9	特別控除額	【分長内訳】
66		所得金額	12	9	所得金額	【分長内訳】
67		特定 特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【分長内訳】
68		特定居住用譲渡損失区分	1	9	0：非該当　1：該当	【分長内訳】
69		収入金額	12	9	収入金額	【分長内訳】
70		必要経費	12	9	必要経費	【分長内訳】
71		差引金額	12	9	差引金額	【分長内訳】
72		特別控除額	12	9	特別控除額	【分長内訳】
73		所得金額	12	9	所得金額	【分長内訳】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

74		軽課	特例条文コード	4	9	標準定数で設定されているコード	【分長内訳】
75			特定居住用譲渡損失区分	1	9	0：非該当　1：該当	【分長内訳】
76			収入金額	12	9	収入金額	【分長内訳】
77			必要経費	12	9	必要経費	【分長内訳】
78			差引金額	12	9	差引金額	【分長内訳】
79			特別控除額	12	9	特別控除額	【分長内訳】
80			所得金額	12	9	所得金額	【分長内訳】
81	分離株式等	未公開	収入金額	12	9	収入金額	【分株内訳】
82			必要経費	12	9	必要経費	【分株内訳】
83			所得金額	12	9	所得金額	【分株内訳】
84		上場	収入金額	12	9	収入金額	【分株内訳】
85			必要経費	12	9	必要経費	【分株内訳】
86			源泉税額	12	9	源泉徴収税額	【分株内訳】
87			株式所得割	12	9	株式等譲渡所得割（住民税）	【分株内訳】
88			所得金額	12	9	所得金額	【分株内訳】
89		株式配当分	収入金額	12	9	収入金額	【分株内訳】
90			必要経費	12	9	必要経費	【分株内訳】
91			源泉税額	12	9	源泉徴収税額	【分株内訳】
92			配当割額	12	9	配当割額控除額（住民税）	【分株内訳】
93			所得金額	12	9	所得金額	【分株内訳】
94	分離株式等	繰越損失	前々々年分損失額	12	9	前々々年分で前年に引ききれなかった損失額	【上場株繰損内訳】
95			前々々年分控除額	12	9	前々々年分で本年差し引く損失額	【上場株繰損内訳】
96			前々年分損失額	12	9	前々年分で前年に引ききれなかった損失額	【上場株繰損内訳】
97			前々年分控除額	12	9	前々年分で本年差し引く損失額	【上場株繰損内訳】
98			前年分損失額	12	9	前年分で前年に引ききれなかった損失額	【上場株繰損内訳】
99			前年分控除額	12	9	前年分で本年差し引く損失額	【上場株繰損内訳】
100			譲渡分繰越損失額	12	9	譲渡分から本年差引く繰越損失額計	【分離内訳】
101			配当分繰越損失額	12	9	分離配当分から本年差し引く繰越損失額計	【分離内訳】
102	分離先物取引	収入金額		12	9	収入金額	【分離内訳】
103		必要経費		12	9	必要経費	【分離内訳】
104		所得金額		12	9	所得金額	【分離内訳】
105		繰越控除	前々々年分損失額	12	9	前々々年分で前年に引ききれなかった損失額	【先物繰損内訳】
106			前々々年分控除額	12	9	前々々年分で本年差し引く損失額	【先物繰損内訳】
107			前々年分損失額	12	9	前々年分で前年に引ききれなかった損失額	【先物繰損内訳】
108			前々年分控除額	12	9	前々年分で本年差し引く損失額	【先物繰損内訳】
109			前年分損失額	12	9	前年分で前年に引ききれなかった損失額	【先物繰損内訳】
110			前年分控除額	12	9	前年分で本年差し引く損失額	【先物繰損内訳】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

111		繰越損失額	12	9	本年差し引く繰越損失額計	【分離内訳】
112	山林	収入金額	12	9	収入金額	【申告内容】
113		所得金額	12	9	所得金額	【申告内容】
114	退職	収入金額	12	9	収入金額	【申告内容】
115		所得金額	12	9	所得金額	【申告内容】
116	肉用牛等	免税対象分・収入金額	12	9	免税対象分の収入金額	【その他内訳】
117		免税対象分・必要経費	12	9	免税対象分の必要経費	【その他内訳】
118		免税対象分・所得金額	12	9	免税対象分の所得金額	【その他内訳】
119		課税肉用牛の売却価格	12	9	課税肉用牛の売却価格	【その他内訳】
120		免税対象外分・収入金額	12	9	免税対象外分の収入金額	【その他内訳】
121		免税対象外分・必要経費	12	9	免税対象外分の必要経費	【その他内訳】
122		免税対象外分・所得金額	12	9	免税対象外分の所得金額	【その他内訳】
123	雑損	損害の原因	20	N	損害の原因　漢字10文字	【雑損内訳】
124		損害年月日・年号	2	9	損害年月日・年号（和暦）	【雑損内訳】
125		損害年月日・年	2	9	損害年月日・年（和暦）	【雑損内訳】
126		損害年月日・月	2	9	損害年月日・月	【雑損内訳】
127		損害年月日・日	2	9	損害年月日・日	【雑損内訳】
128		損害資産種類	30	N	損害資産種類　漢字15文字	【雑損内訳】
129		損害額	12	9	損害額	【雑損内訳】
130		災害関連支出額	12	9	災害関連支出額	【雑損内訳】
131		保険金等補填額	12	9	保険金等補填額	【雑損内訳】
132		雑損控除	12	9	雑損控除額	【申告内容】【雑損内訳】
133	医療費	支払医療費	12	9	支払医療費	【医療内訳】
134		保険金等補填額	12	9	保険金等補填額	【医療内訳】
135		医療費控除	12	9	医療費控除額	【申告内容】【雑損内訳】
136	社会保険料控除	社会保険料名称1	12	N	社会保険料名称1	使用不可
137		社会保険料支払額1	12	9	社会保険料支払額1	使用不可
138		社会保険料名称2	12	N	社会保険料名称2	使用不可
139		社会保険料支払額2	12	9	社会保険料支払額2	使用不可
140		社会保険料名称3	12	N	社会保険料名称3	使用不可
141		社会保険料支払額3	12	9	社会保険料支払額3	使用不可
142		社会保険料名称4	12	N	社会保険料名称4	使用不可
143		社会保険料支払額4	12	9	社会保険料支払額4	使用不可
144		社会保険料控除額	12	9	社会保険料控除額	【申告内容】
145	小規模	第一種共済掛金	12	9	第一種共済掛金	使用不可
146		心身障害者扶養共済掛金	12	9	心身障害者扶養共済掛金	使用不可
147		小規模企業共済掛金控除	12	9	小規模企業共済掛金控除額　（所得税値）	【申告内容】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

148	生保	新生命保険料支払額	12	9	新生命保険料支払額	【生保内訳】
149		旧生命保険料支払額	12	9	旧生命保険料支払額	【生保内訳】
150		新個人年金保険料支払額	12	9	新個人年金保険料支払額	【生保内訳】
151		旧個人年金保険料支払額	12	9	旧個人年金保険料支払額	【生保内訳】
152		介護医療保険料支払額	12	9	介護医療保険料支払額	【生保内訳】
153		生命保険料控除	12	9	生命保険料控除額（所得税値）	【申告内容】
154	地保	地震保険料支払額	12	9	地震保険料支払額	使用不可
155		旧長期損害保険料支払額	12	9	旧長期損害保険料支払額	【申告内容】
156		地震保険料控除	12	9	地震保険料控除額　（所得税値）	【申告内容】
157	寄附金	寄附先の所在地・名称	30	N	寄附先の所在地・名称　漢字15文字	【寄附内訳】
158		寄附金（所得控除分）	12	9	寄附金合計（所得控除分）	【寄附内訳】
159		認定NPO法人等寄附金	12	9	認定NPO法人等寄附金（税額控除選択分）	【寄附内訳】
160		公益社団法人等寄附金	12	9	公益社団法人等寄附金（税額控除選択分）	【寄附内訳】
161		政党寄附金	12	9	政党寄附金（税額控除分）	【寄附内訳】
162		震災関連寄附金	12	9	震災関連寄附金（所得控除分）	【寄附内訳】
163		特定震災指定寄附金	12	9	特定震災指定寄附金（税額控除選択分）	【寄附内訳】
164		住民税 地方公共団体	12	9	(内)地方公共団体	【寄附内訳】
165		住民税 共同募金等	12	9	(内)共同募金、日赤等	【寄附内訳】
166		住民税 都道府県条例指定	12	9	(内)都道府県条例指定	【寄附内訳】
167		住民税 市区町村条例指定	12	9	(内)市区町村条例指定	【寄附内訳】
168		寄付金控除額	12	9	寄付金控除額（所得税値）	【申告内容】
169	老年者区分		1	X	未使用（0を詰める）	【人的内訳】
170	未成年区分		1	X	0：非該当　1：該当	【人的内訳】
171	寡フ・ひとり親区分		1	X	0：非該当　1：寡婦　2：旧特別　3：旧寡夫、4：ひとり親	【人的内訳】
172	寡婦事由		1	X	0：非該当　1：死別　2：離婚　3：生死不明　4：未帰還	【人的内訳】
173	障害者区分		1	X	0：非該当　1：普通　2：特別	【人的内訳】
174	勤労	勤労学生区分	1	X	0：非該当　1：該当	【人的内訳】
175		学校名	24	N	学校名　漢字12文字	【人的内訳】
176	子特区分		1	X	所得金額調整控除(子特分)計算対象区分 0：非該当　1：該当	【人的内訳】
177	均等割区分		1	X	未使用（0を詰める）	【人的内訳】
178	均のみ区分		1	X	0：非該当　1：該当　2：65歳以上特例	【人的内訳】
179	同配区分（控除対象外含む）		1	X	0：同配なし　1：同配あり　2：同配老人 ※同一生計配偶者のうち控除対象外分についても1又は2のいずれかを設定してください。	【人的内訳】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

180	同居特障区分（配偶者）			1	X	0：非該当　1：該当	【人的内訳】
181	配偶者非居住区分			1	X	0：非該当　1：該当	【人的内訳】
182	配偶者の所得			12	9	配偶者の所得額	【人的内訳】
183	扶養人数	特定		2	9	扶養人数（特定）	【人的内訳】
184		内同居		2	9	扶養人数（内同居）	【人的内訳】
185		老人		2	9	扶養人数（老人）	【人的内訳】
186		その他		2	9	扶養人数（その他）	【人的内訳】
187		年少（16歳未満扶養人数）		2	9	扶養人数（年少）	【人的内訳】
188		非居住人数		2	9	非居住人数（国外居住人数）	【人的内訳】
189	障害数	内同居		2	9	障害者人数（内同居）	【人的内訳】
190		特別		2	9	障害者人数（特別）	【人的内訳】
191		その他		2	9	障害者人数（その他）	【人的内訳】
192	投資・リース税			12	9	投資・リース税額	【申告内容】
193	住借控除	新築	居住開始・年号	1	9	居住開始年月日・年号　4：平成　5：令和	【住借内訳】
194			居住開始・年	2	9	居住開始年月日・年	【住借内訳】
195			居住開始・月	2	9	居住開始年月日・月	【住借内訳】
196			居住開始・日	2	9	居住開始年月日・日	【住借内訳】
197			特例区分	1	9	0：未設定、2：認定住宅、3：高齢者等居住改修、4：断熱改修、5：多世帯同居改修、6：ZEH水準省エネ住宅、7：省エネ基準適合住宅、9：東日本大震災	【住借内訳】
198			特定取得区分	1	9	0：未設定、1：特定取得、2：特別特定取得、3：特例取得、4：特別特例取得、5：特例特別特例取得	【住借内訳】
199		増改築	居住開始・年号	1	9	居住開始年月日・年号　4：平成　5：令和	【住借内訳】
200			居住開始・年	2	9	居住開始年月日・年	【住借内訳】
201			居住開始・月	2	9	居住開始年月日・月	【住借内訳】
202			居住開始・日	2	9	居住開始年月日・日	【住借内訳】
203			特例区分	1	9	0：未設定、2：認定住宅、3：高齢者等居住改修、4：断熱改修、5：多世帯同居改修、6：ZEH水準省エネ住宅、7：省エネ基準適合住宅、9：東日本大震災	【住借内訳】
204			特定取得区分	1	9	0：未設定、1：特定取得、2：特別特定取得、3：特例取得、4：特別特例取得、5：特例特別特例取得	【住借内訳】
205			年末残高	12	9	年末残高	使用不可

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

206		住宅借入金等特別控除可能額			12	9	住宅借入金等特別控除可能額	【住借内訳】
207		住民税控除計算対象額			12	9	可能額のうち住民税住借控除の計算対象額	【住借内訳】
208		見込額（強制入力値）			12	9	住民税における控除額（強制入力値）	【住借内訳】
209		旧制度計算適用区分			1	9	旧制度計算適用区分　0：非該当　1：該当	【住借内訳】
210		住宅借入金等特別控除			12	9	住宅借入金等特別控除（所得税値）	【申告内容】
211	政党寄付金等特別控除				12	9	政党寄付金等特別控除額	【申告内容】
212	耐震改修等特別控除	耐震改修特別控除			9	9	耐震改修特別控除	【耐震等内訳】
213		住宅特定改修	居住開始・年号		1	9	居住開始年月日・年号　4：平成	使用不可
214			居住開始・年		2	9	居住開始年月日・年	使用不可
215			居住開始・月		2	9	居住開始年月日・月	使用不可
216			居住開始・日		2	9	居住開始年月日・日	使用不可
217			太陽光発電設備設置工事区分		1	9	0：非該当　1：該当	【耐震等内訳】
218			住宅特定改修特別控除		12	9	住宅特定改修特別控除額	【耐震等内訳】
219		認定住宅等	居住開始・年号		1	9	居住開始年月日・年号　4：平成	使用不可
220			居住開始・年		2	9	居住開始年月日・年	使用不可
221			居住開始・月		2	9	居住開始年月日・月	使用不可
222			居住開始・日		2	9	居住開始年月日・日	使用不可
223			認定住宅等特別控除		12	9	認定住宅等特別控除額	【耐震等内訳】
224			前年の控除未済額		12	9	前年の控除未済税額控除額	【耐震等内訳】
225		耐震改修等控除			12	9	耐震改修等控除（合計値）	【申告内容】
226	電子証明書等特別控除				12	9	電子証明書等特別控除	【申告内容】
227	入力所得税				12	9	申告書の差引所得税額	【申告内容】
228	災害減免額				12	9	災害減免額	【申告内容】
229	外国税額控除	国外所得総額			12	9	国外所得総額	使用不可
230		外国所得税額			12	9	外国所得税額	使用不可
231		繰越控除余裕額	3年前	国税	12	9	繰越控除余裕額3年前　国税分	使用不可
232				道府県民税	12	9	繰越控除余裕額3年前　道府県民税分	使用不可
233				市町村民税	12	9	繰越控除余裕額3年前　市町村民税分	使用不可
234			2年前	国税	12	9	繰越控除余裕額2年前　国税分	使用不可
235				道府県民税	12	9	繰越控除余裕額2年前　道府県民税分	使用不可
236				市町村民税	12	9	繰越控除余裕額2年前　市町村民税分	使用不可
237			1年前	国税	12	9	繰越控除余裕額1年前　国税分	使用不可
238				道府県民税	12	9	繰越控除余裕額1年前　道府県民税分	使用不可
239				市町村民税	12	9	繰越控除余裕額1年前　市町村民税分	使用不可
240		限度額	3年前		12	9	繰越控除限度額3年前	使用不可
241			2年前		12	9	繰越控除限度額2年前	使用不可
242			1年前		12	9	繰越控除限度額1年前	使用不可
243		外国税額控除額			12	9	外国税額控除	【申告内容】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

244	令和６年分定額減税可能額			12	9	令和６年分の所得税定額減税可能額	【申告内容】
245	源泉徴収税額			12	9	源泉徴収税額	【申告内容】
246	予定納税額			12	9	予定納税額	【申告内容】
247	繰越損失	5年前	被災純損失	12	9	被災純繰越損失5年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
248			特定雑損失	12	9	特定雑繰越損失5年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
249		4年前	被災純損失	12	9	被災純繰越損失4年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
250			特定雑損失	12	9	特定雑繰越損失4年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
251		3年前	純損失	12	9	純繰越損失3年前	【繰損内訳】
252			被災純損失	12	9	被災純繰越損失3年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
253			居住用損失	12	9	特定居住用損失3年前	【繰損内訳】
254			雑損失	12	9	雑繰越損失3年前	【繰損内訳】
255			特定雑損失	12	9	特定雑繰越損失3年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
256		2年前	純損失	12	9	純繰越損失2年前	【繰損内訳】
257			被災純損失	12	9	被災純繰越損失2年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
258			居住用損失	12	9	特定居住用損失2年前	【繰損内訳】
259			雑損失	12	9	雑繰越損失2年前	【繰損内訳】
260			特定雑損失	12	9	特定雑繰越損失2年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
261		1年前	純損失	12	9	純繰越損失1年前	【繰損内訳】
262			被災純損失	12	9	被災純繰越損失1年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
263			居住用損失	12	9	特定居住用損失1年前	【繰損内訳】
264			雑損失	12	9	雑繰越損失1年前	【繰損内訳】
265			特定雑損失	12	9	特定雑繰越損失1年前 （所得税法と震災特例法の合計）	【繰損内訳】
266		本年分で差し引く繰越損失額		12	9	本年分で差し引く繰越損失額	データ作成の判定に使用
267	平均課税	変動所得		12	9	変動所得	使用不可
268		(内)雑所得		12	9	(内)雑所得	使用不可
269		臨時所得		12	9	臨時所得	使用不可
270		(内)雑所得		12	9	(内)雑所得	使用不可
271		前々年分の変動所得		12	9	前々年分の変動所得	使用不可
272		前年分の変動所得		12	9	前年分の変動所得	使用不可
273		平均課税対象額		12	9	平均課税対象額	【申告内容】
274		変動・臨時区分		1	9	変動・臨時区分	使用不可
275		変動・臨時所得（申告書出力値）		12	9	変動・臨時所得（申告書出力値）	使用不可

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

276	延納届出額		12	9	延納届出額	【申告内容】
277	申告区分		2	9	申告区分	【民税】
278	給与特定支出		12	9	給与特定支出	【民税】
279	専従者	青白区分	1	9	0：無　1：青　2：白	【民税】
280	専従者	配偶者有無	1	9	0：無　1：有	【民税】
281	専従者	配外人数	1	9	配偶者以外の専従者人数	【民税】
282	専従者	専従者給与控除額	12	9	専従者給与控除額	【民税】
283	専従者	専従者給与収入【本人】	12	9	専従者給与収入【本人の専給額】	【民税】
284	受付場所区分		2	9	受付場所区分｛0：市町村、1:税務署、2：e-Tax、他設定コード｝	【申告内容】
285	納税者情報	提出年月日	7	9	納税者情報：提出年月日（例：5020313）	【帳票印刷】
286	納税者情報	納税者番号（利用者識別番号）	16	9	納税者情報：納税者番号（利用者識別番号）の下8桁セット	【帳票印刷】
287	納税者情報	所在地屋号	24	N	納税者情報：屋号・雅号　漢字12文字	【帳票印刷】
288	納税者情報	電話番号	13	X	納税者情報：電話番号	【帳票印刷】
289	納税者情報	職業	20	N	納税者情報：職業　漢字10文字	【帳票印刷】
290	納税者情報	還付先金融機関 区分	1	9	還付先金融機関：区分｛0:銀行以外 1:銀行｝	【帳票印刷】
291	納税者情報	還付先金融機関 名称__本店・支店名称	30	N	還付先金融機関：金融機関名称＋“全角ブランク”＋本店･支店名　漢字15文字	【帳票印刷】
292	納税者情報	還付先金融機関 預金種類	1	9	還付先金融機関：預金種類｛1:普通 2:当座　3:納税準備　4:貯蓄｝	【帳票印刷】
293	納税者情報	還付先金融機関 口座番号	14	X	還付先金融機関：口座番号	【帳票印刷】
294	入力資料番号		20	X	入力資料番号	【申告内容】
295	雑業務	収入金額	12	9	収入金額	【雑内訳】
296	雑業務	所得金額	12	9	所得金額	【雑内訳】
297	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要		1	9	1:該当、1以外:非該当 ※令和５年分より未使用	【配当内訳】 【分株内訳】
298	寡婦・ひとり親（住民税に関する事項）		1	9	0：未設定、1：寡婦、4：ひとり親 ※住民税のみ適用分	【民税】
299	繰越控除所得税法適用フラグ		1	9	0：非該当　1：該当	【繰損内訳】※６
300	繰越控除震災特例法適用フラグ		1	9	0：非該当　1：該当	【繰損内訳】※６
301	課税肉用牛分の災害減免額		12	9	課税肉用牛分の災害減免額（令和６年分のみ）	【申告内容】
302		特定親族１	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層１に該当する人数（58万超～85万以下）	【人的内訳】

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

303	特定親族特別控除（所得階層別人数）	特定親族２	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層２に該当する人数（85万超～90万以下）	【人的内訳】
304		特定親族３	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層３に該当する人数（90万超～95万以下）	【人的内訳】
305		特定親族４	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層４に該当する人数（95万超～100万以下）	【人的内訳】
306		特定親族５	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層５に該当する人数（100万超～105万以下）	【人的内訳】
307		特定親族６	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層６に該当する人数（105万超～110万以下）	【人的内訳】
308		特定親族７	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層７に該当する人数（110万超～115万以下）	【人的内訳】
309		特定親族８	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層８に該当する人数（115万超～120万以下）	【人的内訳】
310		特定親族９	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層９に該当する人数（120万超～123万以下）	【人的内訳】
311		区分不明	2	9	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層が不明の人数	【人的内訳】
312	極めて高水準所得フラグ		1	9	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（措法41条の19)に該当する場合は1、以外0	【民税】

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

【メモ】

（注1）　項目の種別の表現で9印は次のルールで作成して下さい。

例］　2,410,500 円 →　2410500

-792,100 円 →　- 792100

つまり、マイナスの金額の場合だけ左端1桁に符号サインのハイフンを詰めて下さい。

（注2）　配当所得には種々の区分があるため、明細を確認して設定して下さい

（注3）　2005年度システムよりの機能変更：申告済みでも上書きでセットアップ可とする

（注4）　2006年度システムよりの機能変更：項番21～32の株式配当の非課税分は取り込まないように変更しました。

（注5）　2011年度システムより従来の申告移入データ処理（固定長）は廃止いたしました。
従来はＡの第一表のみに対応しておりましたが、対応範囲を大幅に拡張いたしました。

※ 青地の部分は任意で設定できる内訳画面の項目となります。必要に応じて作成し、不要な場合は省略しても問題はありません。

※ ＣＳＶ形式ですので、設定しない場合の作成方法は「,,」となります。

（注6）　項番299、項番300が共に該当として設定された場合、繰損内訳画面においては震災特例法該当としてセットアップされます。

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「申告書データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

20. 給報データ（統一様式）

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名		使用	桁	種	説明	備考
1	支払調書等の種類（優先給報フラグ）		○	3	9	「315」を記録する ※優先給報フラグを設定したい場合は、ここに「999」を設定する	
2	整理番号１		○	10	9	税務署から連絡されている10ケタの整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を磁気ディスクにより提出していない場合は、ブランクとする。	
3	本支店等区分番号		△	5	9	本支店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。	
4	提出義務者の住所又は所在地		○	120	N	提出義務者の住所又は所在地を記録する。	
5	提出義務者の氏名又は名称		○	60	N	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	
6	提出義務者の電話番号		○	15	X	提出義務者の電話番号を記録する。	
7	整理番号２（資料番号）		○	20	X	先頭10桁を資料番号として取込む。 イメージファイリングシステム連携OP（TOMAS-FORCE,SIGNA課税等）およびイメージ管理OP設定時は20桁をイメージ資料番号として取り込む。	
8	提出者の住所又は所在地			120	N	提出義務者（一括提出の場合はとりまとめを行う者）の住所又は所在地を記録する。	
9	提出者の氏名又は名称			60	N	提出義務者（一括提出の場合はとりまとめを行う者）の氏名又は名称を記録する。	
10	訂正表示		○	1	9	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。 ※eLTAX仕様： "0"：新規　"1"：追加　"2"：訂正　"3"：取消	
11	年分		○	2	9	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～９年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	
12	支払を受ける者	住所又は居所	○	120	N	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	
13		国外住居表示	△	1	9	支払を受ける場合の住所又は居所が国外である場合には「1」、その他の「場合には「0」を記録する。	
14		氏名	○	60	N	支払を受ける者の氏名又は名称を記録する。	
15		役職名	△	30	N	書面による場合の記載に準じて記録する。	
16	種別		△	20	N	同上	
17	支払金額		○	10	9	同上　（注）未払金額を含む。	
18	未払金額		△	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

19	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）		○	10	9	同上	
20	所得控除の額の合計		○	10	9	同上	
21	源泉徴収税額		○	10	9	同上　（注）未払金額を含む。	
22	未徴収税額		△	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
23	(源泉)控除対象配偶者の有無等		○	1	9	主たる給与等の支払者が、(源泉)控除対象配偶者を有する場合：「1」、(源泉)控除対象配偶者を有しない場合：「2」 また、従たる給与等の支払者が、(源泉)控除対象配偶者を有する場合：「3」、(源泉)控除対象配偶者を有しない場合：「4」	
24	老人控除対象配偶者		○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
25	配偶者(特別)控除の額		○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
26	控除対象扶養親族等の数	特定	○	2	9	扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、記録する。 当システムでは、「主」のみ使用	
27			○	2	9		
28		老人	○	2	9		
29			○	2	9		
30			○	2	9		
31		その他	○	2	9		
32			○	2	9		
33	障害者の数	特別障害者	○	2	9	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。	
34		上の内訳	○	2	9		
35		その他	○	2	9		
36	社会保険料等の金額		○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
37	上の内訳　（小規模）		○	10	9	社会保険料等の金額の内書を書面による場合の記載に準じて記録する。	
38	生命保険料の控除額		○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
39	地震保険料の控除額		○	10	9	同上	
40	住宅借入金等特別控除の額		○	10	9	同上	
41	旧個人年金保険料の金額		○	10	9	同上	
42	配偶者の合計所得		○	10	9	同上	
43	旧長期損害保険料の金額		○	10	9	地震保険料控除のうちに旧長期損害保険料に係る控除額が含まれる場合に書面による場合の記載に準じて記録する。	
44	受給者の生年月日	元号	○	1	9	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「１」、大正は「２」、明治は「３」、平成は「４」、令和は「５」、その他は「９」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で２ケタを使用する。カナ氏名とあわせて個人番号取得	
45		年	○	2	9		
46		月	○	2	9		
47		日	○	2	9		

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

48	夫あり（総括表資料番号）		○	20	X	イメージ管理OP設定時、かつパンチデータの場合のみイメージ総括表資料番号として取り込む。	
49	未成年者		○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
50	乙欄摘要		○	1	9	同上	
51	本人	特別障害者	○	1	9	同上	
52		その他の障害者	○	1	9	同上	
53	老年者		○	1	9	（未使用）	
54	寡婦		○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 ※「2」が設定されている場合は、摘要欄先頭に【旧特別の寡婦　】の文言を付与して取込みます。	※注2
55	寡夫		◯	1	9	記録しないでください。 ※「1」が設定されている場合は、摘要欄先頭に【旧寡夫　】の文言を付与して取込みます。	※注2
56	勤労学生		○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
57	死亡退職		○	1	9	同上	
58	災害者		○	1	9	同上	
59	外国人		○	1	9	同上	
60	中途就・退職	中途就職・退職の区分	○	1	9	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分には、中途就職は「１」、中途退職は「２」、それ以外は「０」を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で２ケタを使用する。	
61		年	○	2	9		
62		月	○	2	9		
63		日	○	2	9		
64	他の支払者	住所又は所在地	○	120	N	他の支払者の住所又は所在地を記録する。	
65		国外住所表示	○	1	9	他の支払者の住所又は所在地が国外である場合は「１」、その他の場合は「０」を記録する。	
66		氏名又は名称	○	60	N	他の支払者の氏名又は名称を記録する。	
67		給与等の金額	○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
68		徴収した税額	○	10	9	同上	
69		控除した社会保険料の金額	○	10	9	同上	
70	災害者に係る徴収猶予税額		△	10	9	同上	
71	他の支払者の退職年月日	年	○	2	9	同上　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2ケタを使用する。	
72		月	○	2	9		
73		日	○	2	9		
74	居住開始年月日１回目	年	○	2	9	同上　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2ケタを使用する。	
75		月	○	2	9		
76		日	○	2	9		

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

77	住宅借入金等特別控除適用数		○	1	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
78	住宅借入金等特別控除可能額		○	10	9	同上	
79	住宅借入金等特別控除区分（１回目）		○	2	9	同上 住：01、認：02、増：03、震：04 住(特)：11、認(特)：12、増(特)：13 住(特特)：21、認(特特)：22、震(特特)：24 住(特特特)：31、認(特特特)：32、震(特特特)：34、住(特家):41、認(特家):42、震(特家):44	
80	住宅借入金等の額（１回目）		○	8	9	同上	
81	居住開始年月日２回目	年	○	2	9	同上　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2ケタを使用する。	
82		月	○	2	9		
83		日	○	2	9		
84	住宅借入金等特別控除区分（２回目）		○	2	9	同上 住：01、認：02、増：03、震：04 住(特)：11、認(特)：12、増(特)：13 住(特特)：21、認(特特)：22、震(特特)：24 住(特特特)：31、認(特特特)：32、震(特特特)：34、住(特家):41、認(特家):42、震(特家):44	
85	住宅借入金等の額（２回目）		○	8	9	同上	
86	摘要		○	600	N	同上（「特定」、「（特）」、「(特)」の文言を含む場合は特定取得として扱う。※「」不要。） →A6様式の給報対応として残していた内容のため、上記仕様は残しますが「（特特）」については対応いたしません。項番79,84に設定されている想定です。	※注3
87	新生命保険料の金額		○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
88	旧生命保険料の金額		○	10	9	同上	
89	介護医療保険料の金額		○	10	9	同上	
90	新個人年金保険料の金額		○	10	9	同上	
91	16歳未満の扶養親族の数		○	2	9	16歳未満の扶養親族の人数が設定される。	
92	国民年金保険料等の金額		○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
93	非居住者である親族の数		○	2	9	同上	
94	提出義務者の個人番号又は法人番号		○	13	9	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	※注
95	支払を受ける者の個人番号		○	12	9	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
96	(源泉)控除対象配偶者－フリガナ		○	60	N	(源泉)控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録する。	
97	(源泉)控除対象配偶者－氏名		○	60	N	(源泉)控除対象配偶者の氏名を記録する。	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

98	(源泉)控除対象配偶者ー区分	○	2	9	(源泉)控除対象配偶者が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
99	(源泉)控除対象配偶者ー個人番号	○	12	9	(源泉)控除対象配偶者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
100	控除対象扶養親族等(1)ーフリガナ	○	60	N	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。	
101	控除対象扶養親族等(1)ー氏名	○	60	N	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。	
102	控除対象扶養親族等(1)ー区分	○	2	9	控除対象扶養親族(1)の区分を以下の通り記録する。 ~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。 ※設定内容については注６参照	※注6
103	控除対象扶養親族等(1)ー個人番号	○	12	9	控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
104	控除対象扶養親族等(2)ーフリガナ	○	60	N	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。	
105	控除対象扶養親族等(2)ー氏名	○	60	N	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。	
106	控除対象扶養親族等(2)ー区分	○	2	9	控除対象扶養親族(2)の区分を以下の通り記録する。 ~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。 ※設定内容については注６参照	※注6
107	控除対象扶養親族等(2)ー個人番号	○	12	9	控除対象扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

108	控除対象扶養親族等(3)－フリガナ	○	60	N	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。	
109	控除対象扶養親族等(3)－氏名	○	60	N	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。	
110	控除対象扶養親族等(3)－区分	○	2	9	控除対象扶養親族(3)の区分を以下の通り記録する。 ~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。 ※設定内容については注６参照	※注6
111	控除対象扶養親族等(3)－個人番号	○	12	9	控除対象扶養親族(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
112	控除対象扶養親族等(4)－フリガナ	○	60	N	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。	
113	控除対象扶養親族等(4)－氏名	○	60	N	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。	
114	控除対象扶養親族等(4)－区分	○	2	9	控除対象扶養親族(4)の区分を以下の通り記録する。 ~~「00」居住者~~ ~~「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上)~~ ~~「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)~~ ~~「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)~~ ~~「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)~~ 00～04の範囲内、又は10、11、20、21、30、31、40、41、50、51、60、61、70、71、80、81、90、91のいずれかであること。 ※設定内容については注６参照	※注6
115	控除対象扶養親族等(4)－個人番号	○	12	9	控除対象扶養親族(4)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
116	16歳未満の扶養親族(1)－フリガナ	○	60	N	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。	
117	16歳未満の扶養親族(1)－氏名	○	60	N	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。	
118	16歳未満の扶養親族(1)－区分	○	2	9	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

119	16歳未満の扶養親族(1)ー個人番号	○	12	9	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
120	16歳未満の扶養親族(2)ーフリガナ	○	60	N	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。	
121	16歳未満の扶養親族(2)ー氏名	○	60	N	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。	
122	16歳未満の扶養親族(2)ー区分	○	2	9	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
123	16歳未満の扶養親族(2)ー個人番号	○	12	9	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
124	16歳未満の扶養親族(3)ーフリガナ	○	60	N	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。	
125	16歳未満の扶養親族(3)ー氏名	○	60	N	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。	
126	16歳未満の扶養親族(3)ー区分	○	2	9	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
127	16歳未満の扶養親族(3)ー個人番号	○	12	9	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
128	16歳未満の扶養親族(4)ーフリガナ	○	60	N	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。	
129	16歳未満の扶養親族(4)ー氏名	○	60	N	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。	
130	16歳未満の扶養親族(4)ー区分	○	2	9	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
131	16歳未満の扶養親族(4)ー個人番号	○	12	9	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	○	200	N	書面による場合の記載に準じて記録する。	
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	○	200	N	同上	
134	普通徴収	○	1	9	該当する場合には「１」を記録し、それ以外の場合には「０」を記録する。	
135	青色専従者	○	1	9	同上	※注4

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

136	条約免除	○	1	9	同上	
137	カナ氏名	○	60	X	受給者のカナ氏名を記録する。生年月日とあわせて個人番号取得	
138	受給者番号	○	25	X	支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。	
139	提出先市町村コード	△	6	9	「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（昭和４５年行政管理庁告示第４４号）」の該当コードを記録する。	
140	指定番号（事業所番号）	○	12	9	特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出先市町村の設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合はブランクとする。 特徴で指定番号なしはエラーとする。	
141	基礎控除の額	○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
142	所得金額調整控除額	○	10	9	同上	
143	ひとり親	○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
削除	~~源泉徴収時所得税減税控除済額~~	~~○~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「減税控除済額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。 ※令和7年度の定額減税対応に伴う独自追加項目~~	~~※注5~~
削除	~~控除外額~~	~~○~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「控除外額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。 ※令和7年度の定額減税対応に伴う独自追加項目~~	~~※注5~~
削除	~~非控除対象配偶者減税有区分~~	~~○~~	~~1~~	~~9~~	~~摘要欄に減税有の記載がある場合、「1」を設定。ない場合、「0」を設定。「1」の場合、給報上同配有（控除対象外）として管理し、セットアップすると人的控除画面の同配区分を「同配有」にします。 ※令和7年度の定額減税対応に伴う独自追加項目~~	~~※注5~~
144	控除対象扶養親族等の数－特親－主	○	2	9	特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者）の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。 当システムでは、「主」のみ使用	
145	控除対象扶養親族等の数－特親－従	○	2	9		
146	特定親族特別控除の額	○	11	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

【メモ】
※ 「使用」列に「○」の付いている項目のみ取込まれます。
※ 「使用」列に「△」の付いている項目は取込まれますが、画面上にはどこにも表示しません
※ 法人番号・個人番号は、それぞれ不当な場合はＤＢ登録されません。

※注：項番94.提出義務者の個人番号又は法人番号にマイナンバーが記載されている場合

オプションパラメータ5(1)OFFかつ5(9)がOFFの場合、項番94.提出義務者の個人番号又は法人番号に個人事業主のマイナンバーが記載されていたら、暗号化せず取込みます。

※注2：旧様式や摘要欄に旧区分が記載されている場合について

※旧様式や摘要欄に旧区分が記載されている場合で新制度の「寡婦」「ひとり親」として扱いたい場合は、例えば以下の３つの方法で対応してください。
①項番54,55に旧区分を設定しつつ、項番143「ひとり親」も設定する。
②項番54,55に旧区分を設定しつつ、取込み時パラメータにて自動的に旧区分→ひとり親にする。
③摘要欄に「旧寡婦」「旧特別(寡婦)」「旧寡夫」を設定しつつ、取込み時パラメータにて自動的に旧区分→ひとり親にする。
【自動設定仕様】（以下の２つが同時に実行されます）
・摘要欄に「旧寡婦」あり→寡婦、「旧特別」又は「旧寡夫」あり→ひとり親
・項番54が特別寡婦該当→ひとり親、項番55が該当→ひとり親
※①②については寡婦（一般）の新旧の区別がつかないため、旧区分の適用だった場合も摘要欄に「旧寡婦」の文言を残せません。

※注3：項番86.摘要欄について

・同一生計配偶者（控除対象外）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者「氏名（同配）」
「**（同配）**」（※「」は不要）をパンチしておくとセットアップ時に給報画面の「同配外」を設定し、合算ルールに従って人的控除画面に「同配有」を設定します。また、一括論理チェック等で活用できます。
・扶養親族が特別障害者、扶養親族が年齢23歳未満「氏名（調整）」
「（調整）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。
・退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族もしくは特定親族「（退）氏名」
「（退）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。

※注4：項番135.青色専従者について

・項番135が設定されている場合、給報（統一様式）データ取込み時に専従者給与扱いにする場合はオプションパラメータ4(2)をONとしてください。

~~**※注5：令和7年度定額減税対応に関する項目について**~~

~~・摘要欄に定額減税に関する金額等が記載されてくるため、令和7年度限定で独自項目を追加します。パンチ時は必須項目です。電子データの場合は摘要欄から一定のルールで抽出して取り込みます。~~

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

※注6：控除対象扶養親族等の区分について

控除対象扶養親族等が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。

控除対象扶養親族の分類	区分
居住者	00
非居住者で30歳未満又は70歳以上	01
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02
非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者	03
非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者	04

また、控除対象扶養親族等が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。

合計所得金額又はその見積額		区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）
58万円超	85万円以下	10	11
85万円超	90万円以下	20	21
90万円超	95万円以下	30	31
95万円超	100万円以下	40	41
100万円超	105万円以下	50	51
105万円超	110万円以下	60	61
110万円超	115万円以下	70	71
115万円超	120万円以下	80	81
120万円超	123万円以下	90	91

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

23-1. 扶養データ　（移出）

（148バイト　固定長~~※３~~）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度　（例：「２００１」）	
2	宛名コード	5	11	9	扶養者宛名コード	
3	宛名コード	16	11	9	被扶養者の宛名コード	※２
4	住登外コード	27	1	9	被扶養者が住登外の場合は1、それ以外は0	※２
5	氏名	28	20	X	被扶養者の漢字氏名 ※半角の入力が可能なため、移出時は**半角スペース**を埋めて出力します。	※２
6	続柄	48	10	N	被扶養者の続柄漢字名称 ※半角の入力が可能なため、移出時は**半角スペース**を埋めて出力します。	※２
7	生年月日	58	8	9	被扶養者の生年月日	※２
8	同配区分	66	1	9	0:非該当，1:一般，2:老人，3:配特のみ ※控除対象外の同一生計配偶者についても1:一般又は2:老人のいずれかとなります。	※２
9	扶養区分	67	1	9	0:非該当，1:その他，2:同居老親等，3:老人， 4:特定，5:年少,6:所得金額調整控除のみ	※１※２
10	障害区分	68	1	9	0:非該当，1:普通，2:同居特別，3:別居特別	※２
11	最大控除額	69	10	9	配偶者控除額・扶養控除額	※２
12	別居区分	79	1	9	0:非該当，1:該当	※２
13	別居住所	80	50	N	別居住所 ※半角の入力が可能なため、移出時は**半角スペース**を埋めて出力します。	※２
14	住民税専従者対象区分	130	1	9	0:非該当，1:該当	※２
15	住民税専従者給与	131	12	9	住民税専従者給与	※２
16	国外居住フラグ	143	1	9	【配偶者・年少扶養の場合】 0:非該当，1:該当 【控除対象被扶養者の場合】 0:非該当，1:30歳未満70歳以上，2:留学生， 3:障害者，4:38万以上送金 【所得金額調整控除のみ該当者の場合】 0（固定）	※２
17	控除対象外の同配有無 [所得税用]	144	1	9	0：無　1：有 ※同配区分に1又は2が設定されているが、控除対象外に該当する場合は、当項目に1を設定します。所得税における合計所得で判定したものを出力します。基幹システムで控配区分と排他的に管理している場合は、当項目を同配区分より優先して使用して下さい。	※２
18	控除対象外の同配有無 [住民税用]	145	1	9	0：無　1：有 ※所得税用と同等です。当システムにおける住民税計算での合計所得値を使用して判定した区分です。基本的には基幹システム側で再判定してください。	※２

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

19	被扶養専従者特定区分	146	2	9	14：申告支援システムにより特定（固定値） ※基幹システムで利用しない場合は無視してください	
20	特定親族特別控除区分	148	1	9	0：非該当 1：所得階層1に該当（58万円超、85万円以下） 2：所得階層2に該当（85万円超、90万円以下） 3：所得階層3に該当（90万円超、95万円以下） 4：所得階層4に該当（95万円超、100万円以下） 5：所得階層5に該当（100万円超、105万円以下） 6：所得階層6に該当（105万円超、110万円以下） 7：所得階層7に該当（110万円超、115万円以下） 8：所得階層8に該当（115万円超、120万円以下） 9：所得階層9に該当（120万円超、123万円以下）	※２

【メモ】

・ 2024年度版より、異動分の連携が可能です（V2版のみ）。異動分については、申告内容＞民税＞異動ボタンで遷移する住民税異動データ画面の「扶養専従異動データ作成」が「吸い上げ要」の申告者に対する全ての配偶者・被扶養者等のデータが連携されます。
なお、従来のMICJET MISALIO（標準化対応前）は異動連携に対応しておりません。

※１ 項番9「扶養区分」について、「6:所得金額調整控除のみ」の対象者出力有無を選択可能です(V2のみ)。~~V1版においては、このレイアウトで所得金額調整控除のみの対象者を出力できません。必要な場合は「43. 所得金額調整控除のみ対象扶養親族データ」のレイアウトをご利用下さい。~~

※２ 異動連携において、扶養専従異動データ作成区分が吸い上げ要　かつ　扶養データが存在しない場合（扶養データの全件削除など）、被扶養者宛名コードは0埋めで出力します。その他項目は数値型なら0埋め、文字列型ならスペース埋めして出力します。

~~※３ 現行版MICJET MISALIO V2及び標準化対応版MICJET MISALIO V10に連携する場合は最終項目に2バイト付与するため147バイトとなります（Sinkoku.iniのkikan_cd設定必須）。~~

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

23-2. 扶養データ　（移入）

（143バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度　（例：「２００１」）	
2	宛名コード	5	11	9	扶養者宛名コード	
3	宛名コード	16	11	9	被扶養者の宛名コード	
4	住登外コード	27	1	9	被扶養者が住登外の場合は1、それ以外は0	
5	氏名	28	20	N	被扶養者の漢字氏名　全角１０文字	
6	続柄	48	10	N	被扶養者の続柄漢字名称、全角５文字	
7	生年月日	58	8	9	被扶養者の生年月日	
8	同配区分	66	1	9	0:非該当，1:一般，2:老人，3:配特のみ ※控除対象外の同一生計配偶者についても1:一般又は2:老人のいずれかとなります。同一生計配偶者のうち控除対象外分についても1又は2のいずれかを設定してください。	
9	扶養区分	67	1	9	0:非該当，1:その他，2:同居老親等，3:老人，4:特定，5:年少	
10	障害区分	68	1	9	0:非該当，1:普通，2:同居特別，3:別居特別	
11	最大控除額	69	10	9	配偶者控除額・扶養控除額	
12	別居区分	79	1	9	0:非該当，1:該当	
13	別居住所	80	50	N	別居住所　全角２５文字	
14	住民税専従者対象区分	130	1	9	0:非該当，1:該当	
15	住民税専従者給与	131	12	9	住民税専従者給与	
16	特定親族特別控除区分	143	1	9	0：非該当 1：所得階層1に該当（58万円超、85万円以下） 2：所得階層2に該当（85万円超、90万円以下） 3：所得階層3に該当（90万円超、95万円以下） 4：所得階層4に該当（95万円超、100万円以下） 5：所得階層5に該当（100万円超、105万円以下） 6：所得階層6に該当（105万円超、110万円以下） 7：所得階層7に該当（110万円超、115万円以下） 8：所得階層8に該当（115万円超、120万円以下） 9：所得階層9に該当（120万円超、123万円以下）	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

24-1. 専従者データ （移出）

（151バイト　固定長※２）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	主宛名コード	1	11	9	専従主の宛名コード	
2	被宛名コード	12	11	9	専従者の宛名コード	※１
3	青色区分	23	1	9	0:非該当，1:該当	※１
4	配偶者区分	24	1	9	0:非該当，1:該当	※１
5	専従者控除額	25	10	9	専従者控除額（支払額）	※１
6	年度	35	4	X	年度	
7	所得区分	39	4	9	1:営業、2:農業、4:不動産、99:不明分	※１
8	種目区分	43	4	9	名称コードで設定した種目コード	※１
9	続柄名称	47	10	N	専従主からみた続柄名称 ※移出時は半角スペースを埋めて出力します。ただし足りない桁数分を全角スペース埋めした専従者データを移入したデータについては全角スペースが埋まったままデータが出力されます。	※１
10	別世帯区分	57	1	X	0:非該当，1:該当	※１
11	別世帯コード	58	11	X	別世帯コード　**※別世帯該当の場合必須**	※１
12	月数	69	2	9	月数	※１
13	仕事の内容	71	30	N	仕事の内容 ※項番9と同様のタイプとなります。	※１
14	別居区分	101	1	X	0:非該当，1:該当	※１
15	別居住所	102	50	N	別居の場合の住所（申告書打出し用） ※項番9と同様のタイプとなります。	※１

【メモ】

・ 2024年度版より、異動分の連携が可能です（V2版のみ）。異動分については、申告内容＞民税＞異動ボタンで遷移する住民税異動データ画面の「扶養専従異動データ作成」が「吸い上げ要」の申告者に対する全ての配偶者・被扶養者等のデータが連携されます。
なお、従来のMICJET MISALIO（標準化対応前）は異動連携に対応しておりません。

※１ 異動連携において、扶養専従異動データ作成区分が吸い上げ要　かつ　専従データが存在しない場合（専従データの全件削除など）、専従者宛名コードは0埋めで出力します。その他項目は数値型なら0埋め、文字列型ならスペース埋めして出力します。

※２ 現行版MICJET MISALIO及び新MICJET MISALIO（標準化対応版）に連携する場合は最終項目に2バイト付与するため153バイトとなります（**Sinkoku.iniのkikan_cd設定必須**）。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

24-2. 専従者データ （移入）

（151バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	年度	1	4	X	年度	
2	主宛名コード	5	11	9	専従主の宛名コード	
3	所得区分	16	4	9	1:営業、2:農業、4:不動産、99:不明分	
4	種目区分	20	4	9	名称コードで設定した種目コード（1:小売業、2:卸売業、3:製造業、4:金融業…など[各種名称設定、名称コード1]に順ずる） ※不明分の場合は必ず99を設定	
5	被宛名コード	24	11	9	専従者の宛名コード	
6	青色区分	35	1	9	0:非該当，1:該当	
7	配偶者区分	36	1	9	0:非該当，1:該当	
8	月数	37	2	9	月数	
9	仕事の内容	39	30	N	仕事の内容（全角１５文字）	
10	専従者控除額	69	10	9	専従者控除額（支払額）	
11	続柄名称	79	10	N	専従主からみた続柄名称（全角５文字）	
12	別世帯区分	89	1	X	0:非該当，1:該当	
13	別世帯コード	90	11	9	別世帯コード　**※別世帯該当の場合設定**	
14	別居区分	101	1	X	0:非該当，1:該当	
15	別居住所	102	50	N	別居の場合の住所（申告書打出し用）全角２５文字まで	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

25. 固定資産税データ

（203バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	年度	1	4	9	年度	
2	宛名コード	5	11	9	宛名コード	
3	資産番号	16	3	9	資産番号	
4	資産別	19	1	9	資産別	
5	所在地	20	60	N	所在地	
6	地目	80	20	N	地目	
7	構成	100	20	N	構成	
8	階層（地上）	120	2	9	階層（地上）	
9	階層（地下）	122	2	9	階層（地下）	
10	地積／床面積	124	11	9	地積／床面積 整数部７桁．少数部２桁	
11	固定資産税	135	12	9	固定資産税	
12	都市計画税	147	12	9	都市計画税	
13	共有割合（分子）	159	6	9	共有割合（分子）	
14	共有割合（分母）	165	6	9	共有割合（分母）	
15	使用割合（分子）	171	3	9	使用割合（分子）	
16	使用割合（分母）	174	3	9	使用割合（分母）	
17	算入額	177	12	9	算入額	
18	余白	189	14	X	予備	
19	ENDマーク	203	1	X	“E”　固定、または空白	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

26. 自治体データ

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	自治体コード	-	6	X	全国自治体コード6桁	
2	都道府県名	-	10	N	都道府県名（全角５文字以内）	
3	市区町村名	-	40	N	自治体名（全角２０文字以内）	
4	市区町村名（かな／カナ）	-	80	N	自治体名（平仮名・カタカナ・全角・半角不問４０文字以内）	
5	郵便番号	-	8	X	郵便番号（半角8文字以内）	
6	住所	-	160	N	住所（全角８０文字以内）	

【メモ】
住所について
　資料を回送する際に回送先の初期設定に使用するため、回送先住所を設定することで利便性が高まります（特に区役所単位にコードがある政令市など）

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「自治体データ」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

27. 年金データ（統一様式CSV）

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名		使用	桁	種	説明	備考
1	法定資料の種類		○	3	9	「331」を記録する	
2	整理番号１		△	10	9	税務署から連絡されている10桁の整理番号を記録する。	
3	本支店等区分番号		△	5	9	本店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。	
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地		○	120	N	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	
5	提出義務者の氏名又は名称		○	60	N	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	
6	提出義務者の電話番号			15	X	提出義務者の電話番号を記録する。	
7	整理番号２（資料番号）		○	20	X	先頭10桁を資料番号として取込む。 イメージファイリングシステム連携OP（TOMAS-FORCE,SIGNA課税等）およびイメージ管理OP設定時は20桁をイメージ資料番号として取り込む。	
8	提出者の住所（居所）又は所在地（総括表資料番号）		○	20	X	イメージ管理OP設定時、かつパンチデータの場合のみイメージ総括表資料番号として取り込む。	
9	提出者の氏名又は名称					ブランクとする。	
10	訂正表示		○	1	9	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。 ※eLTAX仕様：　"0"：新規　"1"：追加　"2"：訂正　"3"：取消	
11	年分		○	2	9	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～９年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	
12	支払を受ける者	住所又は居所	○	120	N	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	
13		国外住居表示	△	1	9	支払を受ける場合の住所又は居所が国外である場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。	
14		氏名	○	60	N	支払を受ける者の氏名又は名称を記録する。	
15		元号	○	1	9	書面による場合の記載に準じて記録する。元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用すること。	
16		年	○	2	9		
17		月	○	2	9		
18		日	○	2	9		

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

19	所得税法第２０３条の３第１号・第４号適用分	支払金額	○	10	9	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録する。	
20		未払金額		10	9	同上	
21		源泉徴収税額	○	10	9	同上	
22		未徴収税額		10	9	同上　(注)未徴収税額を含む。	
23	所得税法第２０３条の３第２号・第５号適用分	支払金額	○	10	9	所得税法第203条の3第2号・第5号適用分に準じて記録する。	
24		未払金額		10	9	同上	
25		源泉徴収税額	○	10	9	同上	
26		未徴収税額		10	9	同上	
27	所得税法第２０３条の３第３号・第６号適用分	支払金額	○	10	9	所得税法第203条の3第3号・第6号適用分に準じて記録する。	
28		未払金額		10	9	同上	
29		源泉徴収税額	○	10	9	同上	
30		未徴収税額		10	9	同上	
31	所得税法第２０３条の３第７号適用分	支払金額	○	10	9	所得税法第203条の3第7号適用分に準じて記録する。	
32		未払金額		10	9	同上	
33		源泉徴収税額	○	10	9	同上	
34		未徴収税額		10	9	同上	
35	本人	特別障害者	○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
36		その他の障害者	○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
37		老年者	○	1	9	ブランクとする。	
38	源泉控除対象配偶者の有無等		○	1	9	書面による場合の記載に準じて記録する。源泉控除対象配偶者を有する場合には「1」、有しない場合には「2」、老人控除対象配偶者を有する場合には「3」を記録すること。	
39	控除対象扶養親族の数－老人		○	2	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
40	控除対象扶養親族の数－その他		○	2	9	同上	
41	障害者の数－特別障害者		○	2	9	同上	
42	障害者の数－その他		○	2	9	同上	
43	社会保険料等の金額		○	10	9	同上	
44	控除対象扶養親族の数－特定		○	2	9	同上	
45	摘要		○	100	N	同上	※
46	障害者の数－特別障害者のうち同居		○	2	9	同上	
47	本人	ひとり親	○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
48		寡婦	○	1	9	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
49	１６歳未満の扶養親族の数		○	2	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
50	非居住者である親族の数		○	2	9	同上	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

51	提出義務者の法人番号	○	13	9	提出義務者の法人番号（13桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
52	カナ氏名	○	60	X	受給者のカナ氏名を記録する。	
53	支払を受ける者の個人番号	○	12	9	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
54	源泉控除対象配偶者－フリガナ	○	60	N	源泉控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録する。	
55	源泉控除対象配偶者－氏名	○	60	N	源泉控除対象配偶者の氏名を記録する。	
56	源泉控除対象配偶者－区分	○	2	9	源泉控除対象配偶者が、非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
57	源泉控除対象配偶者－個人番号	○	12	9	源泉控除対象配偶者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
58	源泉控除対象配偶者－配偶者の合計所得	○	10	9	書面による場合の記載に準じて記録する。	
59	源泉控除対象配偶者－~~４８５~~８万円以下	○	1	9	源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が~~485~~8万円以下である場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
60	控除対象扶養親族（1）－フリガナ	○	60	N	控除対象扶養親族（1）の氏名のフリガナを記録する。	
61	控除対象扶養親族（1）－氏名	○	60	N	控除対象扶養親族（1）の氏名を記録する。	
62	控除対象扶養親族（1）－区分	○	2	9	控除対象扶養親族(1)の区分を以下の通り記録する。 「00」居住者 「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上) 「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生) 「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者) 「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	
63	控除対象扶養親族（1）－個人番号	○	12	9	控除対象扶養親族（1）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
64	控除対象扶養親族（2）－フリガナ	○	60	N	控除対象扶養親族（2）の氏名のフリガナを記録する。	
65	控除対象扶養親族（2）－氏名	○	60	N	控除対象扶養親族（2）の氏名を記録する。	

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

66	控除対象扶養親族（2）－区分	○	2	9	控除対象扶養親族(2)の区分を以下の通り記録する。 「00」居住者 「01」非居住者(30歳未満又は70歳以上) 「02」非居住者(30歳以上70歳未満、留学生) 「03」非居住者(30歳以上70歳未満、障害者) 「04」非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	
67	控除対象扶養親族（2）－個人番号	○	12	9	控除対象扶養親族（2）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
68	16歳未満の扶養親族（1）－フリガナ	○	60	N	16歳未満の扶養親族（1）の氏名のフリガナを記録する。	
69	16歳未満の扶養親族（1）－氏名	○	60	N	16歳未満の扶養親族（1）の氏名を記録する。	
70	16歳未満の扶養親族（1）－区分	○	2	9	16歳未満の扶養親族（1）が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
71	16歳未満の扶養親族（1）－個人番号	○	12	9	16歳未満の扶養親族（1）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
72	16歳未満の扶養親族（2）－フリガナ	○	60	N	16歳未満の扶養親族（2）の氏名のフリガナを記録する。	
73	16歳未満の扶養親族（2）－氏名	○	60	N	16歳未満の扶養親族（2）の氏名を記録する。	
74	16歳未満の扶養親族（2）－区分	○	2	9	16歳未満の扶養親族（2）が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	
75	16歳未満の扶養親族（2）－個人番号	○	12	9	16歳未満の扶養親族（2）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
76	受給者番号		25	X	支払者（提出義務者）において受給者に付設した番号を記録する。 特徴義務者分のeLTAX年金CSVの場合、先頭3桁を特徴義務者コードとして使用	
77	提出先市町村コード		6	9	統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)」の該当コードを記録する。※補足　提出先の地方公共団体コード(政令市の場合は、市を示すコード(例：横浜市の場合、141003）) を記録する。　(JISの都道府県コード（X0401）２桁、市区町村コード（X0402）３桁及びチェックデジット(モジュラス１１）１桁からなる、地方公共団体コード)	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

78	指定番号	○	12	X	提出義務者の前年の住民税に係る各提出先市町村の設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に公的年金等支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合はブランクとする。	
79	修正前支払金額	○	10	9	公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出区分（訂正表示）が「2」（訂正）又は「3」（取消）の公的年金等支払報告書を提出する場合のみ、修正前の支払金額の合計を記録する。	
削除	~~源泉徴収時所得税減税控除済額~~	~~○~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「減税控除済額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。 ※令和7年度の定額減税対応に伴う独自追加項目~~	~~※注1~~
削除	~~控除外額~~	~~○~~	~~11~~	~~9~~	~~摘要欄に「控除外額」と「円」の記載がある場合、記載された金額を設定。 ※令和7年度の定額減税対応に伴う独自追加項目~~	~~※注1~~

【メモ】

※ 「使用」列に「○」の付いている項目のみ取込まれます。

※ 「使用」列に「△」の付いている項目は取込まれますが、画面上にはどこにも表示しません

※ 項番45.摘要欄の記載について

・退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族「氏名（退）」

「（退）」（※「」は不要）をパンチしておくと一括論理チェック等で活用できます。

~~**※注1：令和7年度定額減税対応に関する項目について**~~

~~・摘要欄に定額減税に関する金額等が記載されてくるため、令和7年度限定で独自項目を追加します。パンチ時は必須項目です。電子データの場合は摘要欄から一定のルールで抽出して取り込みます。~~

~~・年金で所得税額が０円の場合は摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額」及び「控除外額」の記載がされないため、未記載の場合（両方とも０円または空白の場合）は取込時に「源泉徴収時所得税減税控除済額」に「0」、「控除外額」に「3万円×(本人+扶養親族等の数)」を設定します。~~

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

28. eLTAX納税者番号データ

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	事業所コード	12	9	事業所コード	
2	eLTAX納税者番号	11	X	eLTAX納税者番号	

【メモ】

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　⇒　９９オプションメニュー
　⇒　eLTAX納税者番号データ

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

29. 国税連携補足データ

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名				補足説明	最大桁	種
1	西暦年度				※必須	4	9
2	資料番号				※必須	20	X
3	第二表	雑その他	収入金額		※令和2年分より申告書からなくなります。設定すれば取込みます。	12	9
4			差引金額		※令和2年分より申告書からなくなります。設定すれば取込みます。	12	9
5		配当	差引金額	剰余金の配当等		12	9
6				証券投信		12	9
7				一般外貨建等証券投信		12	9
8				その他		12	9
9		○総合譲渡・一時所得に関する事項 短期譲渡	収入金額			12	9
10			差引金額			12	9
11		長期譲渡	収入金額			12	9
12			差引金額			12	9
13		一時	収入金額			12	9
14			差引金額			12	9
15		○特例適用条文等	居住開始年月日１明細目		※和暦で記載されているが、西暦8桁で設定	8	X
16			住借特例区分１明細目		0：未設定、2：認定住宅、3：高齢者等居住改修、4：断熱改修、5：多世帯同居改修、6：ZEH水準省エネ住宅、7：省エネ基準適合住宅、9：東日本大震災	1	9
17			住借特定取得区分１明細目		0：未設定、1：特定取得、2：特別特定取得、3：特例取得、4：特別特例取得、5：特例特別特例取得	1	9
18			居住開始年月日２明細目		※和暦で記載されているが、西暦8桁で設定	8	X

⑯はなし。⑰「特」は「１」。「特特」と「特特特」は「２」。その他は空白で処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

19				住借特例区分２明細目	0：未設定、2：認定住宅、3：高齢者等居住改修、4：断熱改修、5：多世帯同居改修、6：ZEH水準省エネ住宅、7：省エネ基準適合住宅、9：東日本大震災	1	9
20				住借特定取得区分２明細目	0：未設定、1：特定取得、2：特別特定取得、3：特例取得、4：特別特例取得、5：特例特別特例取得	1	9
21				極めて高水準所得フラグ	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（措法41条の19)に該当する場合は1、以外0	1	9
22		○雑損控除に関する事項		損害の原因		30	N
23				損害年月日・年号		1	9
24				損害年月日・年		2	9
25				損害年月日・月		2	9
26				損害年月日・日		2	9
27				損害を受けた資産の種類など		60	N
28				損害金額		12	9
29				保険金などで補填される金額		12	9
30				差引損失額のうち災害関連支出の金額		12	9
31		医療費控除		支払医療費	※令和２年分より申告書からなくなります。設定すれば取込みます。	12	9
32				保険金などで補填される金額		12	9
33		○保険料控除等に関する事項	社会保険料控除	合計	※二表の合計値として取込むため置換処理には使用されない	12	9
34			小規模企業共済等	合計	※二表の合計値として取込むため置換処理には使用されない	12	9
35			生命保険料控除	旧個人年金保険料支払額	「源泉の通り」などは「源泉」と設定、それ以外は半角数字で設定	30	X
36				新生命保険料支払額		30	X
37				旧生命保険料支払額		30	X
38				新個人年金保険料支払額		30	X
39				介護保険料支払額		30	X
40			地震保険料控除	旧長期損害保険料支払額	「源泉の通り」などは「源泉」と設定、それ以外は半角数字で設定	30	X

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

41		○寄附金控除に関する事項	寄附先の所在地・名称		30	1
42			寄附金		12	9
43			震災関連寄附金（2014年度まで）		12	9
44		○本人に関する事項	寡婦事由	0.非該当 1.死別 2.離婚 3.生死不明 4.未帰還 9.複数選択	1	9
45			勤労学生	勤労学生に○があれば「1」、なければ「0」	1	9
46			本人該当分	特別障害者に○がついている場合は「2」、障害者に○がついている場合は「1」、非該当は「0」	1	9
47		○配偶者や親族に関する事項	障害者控除	特別障害該当人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
48				上記内、同居特障人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
49				その他人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
50			扶養控除	特定扶養人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
51				老人扶養人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
52				上記内、同居分	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
53				一般扶養人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて職員が事前補記した人数。控除額がなくなるので生年月日から判断する	2	9
54			特定親族特別控除	特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層１に該当する人数（58万超～85万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「63」万の記載がある人の人数	2	9
55				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層２に該当する人数（85万超～90万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「61」万の記載がある人の人数	2	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

56				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層３に該当する人数（90万超～95万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「51」万の記載がある人の人数	2	9
57				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層４に該当する人数（95万超～100万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「41」万の記載がある人の人数	2	9
58				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層５に該当する人数（100万超～105万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「31」万の記載がある人の人数	2	9
59				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層６に該当する人数（105万超～110万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「21」万の記載がある人の人数	2	9
60				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層７に該当する人数（110万超～115万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「11」万の記載がある人の人数	2	9
61				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層８に該当する人数（115万超～120万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「6」万の記載がある人の人数	2	9
62				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層９に該当する人数（120万超～123万以下）	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に「3」万の記載がある人の人数	2	9
63				特定親族特別控除に係る特定親族のうち、所得階層が不明の人数	「配偶者や親族に関する事項」欄をみて「特親」欄に上記以外の記載がある人の人数（0は記載無しと見なす）	2	9
64	○事業専従者に関する事項			専従配偶者有無	続柄が「妻」の有無	1	9
65				専従配外人数	続柄が「妻」以外の人数	2	9
66	○住民税・事業税に関する事項			徴収区分	特別徴収は「1」、自分で納付は「2」、それ以外は未設定	1	9
67				非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	従前の「配当に関する住民税の特例」のこと	12	9
68				非居住者の特例		12	9
69				配当割額控除額		12	9
70				株式等譲渡所得割額控除額		12	9
71				特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	該当は「1」 ※令和５年分より申告書からなくなります。設定しても取り込みません。	1	9
72			寄附金税額控除	都道府県、市区町村分（特例控除対象）		12	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

73				住所他の共同募金分、日赤支部分等		12	9
74			条例指定分	都道府県		12	9
75				市区町村		12	9
76		退職所得のある親族等	該当者あり		退職所得のある配偶者・親族の記載があれば「1」	1	9
77			寡婦・ひとり親区分		寡婦に◯があれば「1」、ひとり親に◯があれば「4」	1	9
78		同一生計配偶者の有無			「配偶者や親族に関する事項」欄をみて同一に◯があれば「1」、なければ「0」	1	9
79		配偶者国外居住			「配偶者や親族に関する事項」欄をみて配偶者の国外に〇があれば「1」、なければ「0」	1	9
80		16歳未満の扶養親族の人数			「配偶者や親族に関する事項」欄をみて16に◯がある明細数	2	9
81		被扶養者国外居住人数（16歳未満も含む）			「配偶者や親族に関する事項」欄の配偶者以外の明細をみて国外に「1～4」の記載がある明細、または、国外に「5」かつ16に〇がある明細の数 ※「特個」に〇がある、または「その他」が「1」（調整）の明細はカウント対象外	2	9
82	第三表	〇分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項	短期一般	差引金額	カッコ（）書きがある場合は、カッコ（）書きの内容	12	9
83				特別控除額		12	9
84			短期軽減	差引金額	カッコ（）書きがある場合は、カッコ（）書きの内容	12	9
85				特別控除額		12	9
86			長期一般	差引金額	カッコ（）書きがある場合は、カッコ（）書きの内容	12	9
87				特別控除額		12	9
88			長期特定	差引金額	カッコ（）書きがある場合は、カッコ（）書きの内容	12	9
89				特別控除額		12	9
90			長期軽課	差引金額	カッコ（）書きがある場合は、カッコ（）書きの内容	12	9
91				特別控除額		12	9
92		〇分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項	収入金額		※令和2年分より申告書からなくなります。設定すれば取込みます。	12	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

93				差引金額			※令和2年分より申告書からなくなります。設定すれば取込みます。	12	9
94	第四表	2 損益の通算		長期分離譲渡（特定損失額）				12	9
95		4 繰越損失を差し引く計算	(A)前年分までに引ききれなかった損失額	３年前	純損失 いずれかにあれば「１」		「__年が青色の場合」「__年が白色の場合」の合計額	12	9
96					居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			12	9
97					雑損失			12	9
98				２年前	純損失 いずれかにあれば「１」		「__年が青色の場合」「__年が白色の場合」の合計額	12	9
99					居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			12	9
100					雑損失			12	9
101				１年前	純損失 いずれかにあれば「１」		書面による場合の記載に準じて記録する。	12	9
102					居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			12	9
103					雑損失			12	9
104	第四表付表	4 繰越損失を差し引く計算	(A)前年分までに引ききれなかった損失額	５年前	被災純損失		「被災純損失（青・白）」の「被災純損失(所得税法)」と「被災純損失(震災特例法)」の合計	12	9
105					特定雑損失		「特定雑損失(所得税法)」と「特定雑損失(震災特例法)」の合計	12	9
106				４年前	被災純損失		「被災純損失（青・白）」の「被災純損失(所得税法)」と「被災純損失(震災特例法)」の合計	12	9
107					特定雑損失		「特定雑損失(所得税法)」と「特定雑損失(震災特例法)」の合計	12	9
108				３年前	純損失	純損失	「__年が青色の場合」「__年が白色の場合」の合計額	12	9
109						被災純損失	「被災純損失（青・白）」の「被災純損失(所得税法)」と「被災純損失(震災特例法)」の合計	12	9
110						居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		12	9
111					雑損失	特定雑損失外の雑損失		12	9
112						特定雑損失	「特定雑損失(所得税法)」と「特定雑損失(震災特例法)」の合計	12	9
113				２年前	純損失	純損失	「__年が青色の場合」「__年が白色の場合」の合計額	12	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

114					被災純損失	「被災純損失（青・白）」の「被災純損失(所得税法)」と「被災純損失(震災特例法)」の合計	12	9
115					居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		12	9
116				雑損失	特定雑損失外の雑損失		12	9
117					特定雑損失	「特定雑損失(所得税法)」と「特定雑損失(震災特例法)」の合計	12	9
118			１年前	純損失	純損失	「＿年が青色の場合」「＿年が白色の場合」の合計額	12	9
119					被災純損失	「被災純損失（青・白）」の「被災純損失(所得税法)」と「被災純損失(震災特例法)」の合計	12	9
120					居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		12	9
121				雑損失	特定雑損失外の雑損失		12	9
122					特定雑損失	「特定雑損失(所得税法)」と「特定雑損失(震災特例法)」の合計	12	9
123			所得税法適用区分			「被災純損失(所得税法)」または「特定雑損失(所得税法)」のいずれか＞０の場合「1」、以外「0」	1	9
124			震災特例法適用区分			「被災純損失(震災特例法)」または「特定雑損失(震災特例法)」のいずれか＞０の場合「1」、以外「0」	1	9
125	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用		前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額		本年の３年前分	（Ａ）欄	12	9
126					本年の２年前分	（Ｂ）欄	12	9
127					本年の１年前分	（Ｃ）欄	12	9
128	先物取引に係る繰越損失用		３年前	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額			12	9
129			２年前				12	9
130			１年前				12	9
131	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書		家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項			８％、１０％に○がついている場合は「1」、それ以外は「0」	1	9
132	肉用牛の売却による所得の税額計算書		①のうち、特定の肉用牛の売却による所得		（Ａ）収入金額上段の内書	真ん中の行の収入金額の内書	12	9
133					（Ａ）収入金額下段	真ん中の行の収入金額の値	12	9
134					所得金額（Ａ－Ｂ－Ｃ）	真ん中の行の所得金額の値	12	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

135		特定肉用牛分の災害減免額	⑪災害減免額（⑩に対する減免額）の値 ※令和６年分のみ	12	9
136	政党等寄附金特別控除額の計算明細書	政党等寄附金の額		12	9
137	認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書	認定ＮＰＯ法人等寄附金の額		12	9
138	公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書	公益社団法人等寄附金の額		12	9
139	特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書	特定震災指定寄附金の額		12	9

【メモ】
・国税連携データの補足データの取込みです。
・国税連携データの明細を更新します。（補記ツールで修正するデータと同じデータを更新します。）
・値が設定されている項目に限り設定します。未設定（,,）の項目については無視し、既存の値の上書きは行いません。
例えば項番43の寡婦事由のみ設定したい場合などは「,,,…,,, 項番43(1～4設定),,,…」などとすれば、他の項目は一切更新せずに、寡婦事由のみ更新します。

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　国税連携メニュー　⇒　10.その他　⇒　１．一括処理＞６．国税連携補足データ取込

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

30. 賦課資料データ－4

（528バイト　固定長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度（※２０１６年の申告受付で使用する資料であれば２０１６を設定）	
2	宛名コード	5	11	9	宛名コード	
3	事業所コード	16	12	9	事業所コード	
4	徴収区分	28	1	9	0:なし、1:特徴、5:併徴、9:普徴	
5	分離株式所得	29	10	9	分離株式譲渡所得＋分離配当所得	
6	分離先物取引所得	39	10	9	分離先物取引所得	
7	本年適用繰越損失額	49	10	9	前年から繰越された内、本年差引く額	
8	総所得	59	10	9	総所得	
9	所得合計	69	10	9	合計所得からさらに特控後の額	
10	雑損控除	79	10	9	雑損控除額	
11	医療費控除	89	10	9	医療費控除額	
12	社保控除	99	10	9	社会保険料控除額	
13	小規模控除	109	10	9	小規模控除額	
14	生保控除	119	10	9	生命保険料控除額	
15	地保控除	129	10	9	地震保険料控除額	
16	旧長期損保支払額	139	10	9	旧長期損害保険料支払額	
17	寡婦控除	149	10	9	寡婦控除額	
18	勤労学生控除	159	10	9	勤労学生控除額	
19	障害者控除	169	10	9	障害者控除額	
20	配偶者控除	179	10	9	配偶者控除額	
21	配偶者特別控除	189	10	9	配偶者特別控除額	
22	扶養控除	199	10	9	扶養控除額	
23	基礎控除	209	10	9	基礎控除額	
24	所得控除合計	219	10	9	所得控除の合計	
25	課標：総所得分	229	10	9	総所得分の課税標準額	
26	課標：合計分	239	10	9	全体の課税標準額（肉用牛除く）	
27	市区町村所得割：総所得分	249	10	9	税額控除前の市区町村所得割額：総所得分	
28	都道府県所得割：総所得分	259	10	9	税額控除前の都道府県所得割額：総所得分	
29	市区町村所得割：合計分	269	10	9	税額控除前の市区町村所得割額：合計分	
30	都道府県所得割：合計分	279	10	9	税額控除前の都道府県所得割額：合計分	
31	市区町村：調整控除	289	10	9	市区町村の調整控除額	
32	都道府県：調整控除	299	10	9	都道府県の調整控除額	
33	市区町村：配当控除	309	10	9	市区町村の配当控除額	
34	都道府県：配当控除	319	10	9	都道府県の配当控除額	
35	市区町村：住借控除	329	10	9	市区町村の住宅借入金特別控除額	
36	都道府県：住借控除	339	10	9	都道府県の住宅借入金特別控除額	
37	市区町村：寄附金控除	349	10	9	市区町村の寄附金税額控除額	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

38	都道府県：寄附金控除	359	10	9	都道府県の寄附金税額控除額	
39	市区町村：外国税額控除	369	10	9	市区町村の外国税額控除額	
40	都道府県：外国税額控除	379	10	9	都道府県の外国税額控除額	
41	市区町村：調整額	389	10	9	市区町村：税額調整額	
42	都道府県：調整額	399	10	9	都道府県：税額調整額	
43	市区町村：配割・株割	409	10	9	市区町村：配当割額控除額＋株式譲渡所得割額	
44	都道府県：配割・株割	419	10	9	都道府県：配当割額控除額＋株式譲渡所得割額	
45	市区町村：差引所得割	429	10	9	市区町村：税額控除後所得割額	
46	都道府県：差引所得割	439	10	9	都道府県：税額控除後所得割額	
47	市区町村：所得割減免額	449	10	9	市区町村：所得割減免額	
48	都道府県：所得割減免額	459	10	9	都道府県：所得割減免額	
49	市区町村：均等割	469	10	9	市区町村：均等割	
50	都道府県：均等割	479	10	9	都道府県：均等割	
51	市区町村：均等割減免額	489	10	9	市区町村：均等割減免額	
52	都道府県：均等割減免額	499	10	9	都道府県：均等割減免額	
53	市区町村：特定肉用牛課税額	509	10	9	市区町村：特定肉用牛のうち課税額	
54	都道府県：特定肉用牛課税額	519	10	9	都道府県：特定肉用牛のうち課税額	

【メモ】

※１ V1.16版でリニューアルされる賦課資料画面のうち、賦課資料データ１～３にない項目群となります。
　　必要な項目のみセットしてご用意ください。

※２ ファイル名の規約は賦課資料データ１～３と同様です。最後の文字を4としてください。

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「賦課資料ファイル」移入処理

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

31. 寄附金明細（個人特定済）データ（移入用）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	4	9	住民税課税の西暦年度	
2	宛名コード	11	9	宛名コード	
3	寄附先所在地・名称	60	N	寄附先所在地・名称（全角30文字）	
4	寄附先自治体コード	5	9	寄附先の自治体コード ※ふるさと納税の場合必須（未設定の場合は対象外自治体の自動判定を行わず、そのままセットアップします。）	
5	所得税区分	1	9	0:適用外、1:政党等、2:認定ＮＰＯ法人、3:公益社団法人、4:非認定ＮＰＯ、5:一般寄附	
6	住民税区分	1	9	0:適用外、1:地方公共団体、2:条例／都道府県、3:条例／市区町村、4:条例／両方、5:共同募金会、6:日本赤十字社、7:地方公共団体（特控対象以外） ※特例控除対象外自治体への寄附の場合は「7」を設定してください。	
7	寄附日（年月日）	7	9	和暦7桁（例：H27.1.16→4270116）	
8	ワンストップ特例適用有無	1	9	0:非適用、1：適用	
9	寄附金額	10	9	寄附金額	

【メモ】

※１ 非認定ＮＰＯ分を作成する場合は、項番4：所得税区分は「4」、項番5：住民税区分は「2」「3」「4」のいずれかとしてください。

※２ ワンストップ特例分を作成する場合は、項番4：所得税区分は「5」、項番5：住民税区分は「1」、項番7：ワンストップ特例適用有無を「1」としてください。

例）●さん(宛名コード9876)が、R01.10.01に▲市（自治体コード12345）へ3万円寄附し、特例申請している場合

2020,9876,▲市,12345,5,1,5011001,1,30000

※ワンストップ分で寄附日が連絡されない場合は寄附日は未設定としてください。

【セットアップ】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「寄附金明細データ」移入処理

※１ 当データを取込むと寄附金内訳画面の作成又は更新は行われますが申告内容画面は更新しません。よって取込んだ該当者については以下のいずれかの方法で必ず値の反映が必要です。
方法１．寄附金内訳を開く→保存する→戻る→課税計算ボタンを押す。
方法２．課税計算ボタンを押す→寄附金額が変更となる場合は内訳が自動で開く→保存→戻る。

※２ 寄附金内訳は取込んだ時点での総所得金額等で控除額を算出した状態となっています。よって、後から給報・年金データを取込んだ該当者については、寄附内訳画面の寄附金控除額が正しく計算されていない状態となっています。※１の作業を行った後に給報等を取込んだ場合に不整合が発生します。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

※３　以上より、給報・年金取込みが一通り終わった後で※１の確認作業を行うと無駄がなくなります。
後から画面操作で所得が変更となる場合については、課税計算ボタン押下でチェックがかかるため
自動的に修正されます。
V1.16版は以上の仕様で運用していただき、必要に応じてV1.17版以降で見直しを図ります。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

32. 事業所データCSV（移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	事業所コード	12	9	事業所コード	
2	eLTAX納税者ID	11	X	事業所マスタのeLTAX納税者ID	
3	納入書発送区分	1	9	0:未選択、1:打ち出しせず、2:打ち出し	
4	通知書出力区分	1	9	0:未選択、1:早期発送、2:大口、3:電子交換	
5	e-mailアドレス	256	X	eLTAX通知のe-mailアドレス	~~任意出力~~
6	受取区分	1	9	eLTAX給報の受取方法（通知区分）	~~任意出力~~
7	受取区分(納税者用)	1	9	eLTAX給報の納税者用の受取方法（通知区分）	~~任意出力~~
8	eLTAX納税者ID	11	X	eLTAX給報のeLTAX納税者ID	~~任意出力~~
9	受付番号	14	X	eLTAX給報の受付番号	~~任意出力~~

【メモ】

事業所コードは桁数分の前0埋めを行いません。

~~項番5以降は移出画面で出力可否を選択可能です。~~

~~「eLTAX給報の事業所e-mail～」をチェックOFF~~

~~⇒4項目（カンマ3つ）で出力~~

~~「eLTAX給報の事業所e-mail～」をチェックON~~

~~⇒7項目（カンマ6つ）で出力~~

~~上記チェックONかつ「さらにeLTAX給報に設定された～」をチェックON~~

~~⇒9項目（カンマ8つ）で出力~~

V2.26以降、項番5～項番9は該当事業所コードの給報から抽出して常に出力します。

標準化対応版MICJET MISALIO V10に連携する場合のみ、最終項目に媒体区分（※）を付与します（**Sinkoku.iniのkikan_cd設定必須**）。

（※）0:紙（手入力・パンチ給報含む）、1:電子、2:eLTAX

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

33. 宛名マイナンバーデータCSV

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	年度	4	9	住民税課税の西暦年度	
2	宛名コード	11	9	宛名コード	
3	マイナンバー	12	X	マイナンバー（個人番号）	

【メモ】

※ 不当なマイナンバーデータは取込まれずエラーリストに出力されます。

※ 存在しない宛名コードのデータは取込まれずエラーリストに出力されます。

※ ~~V1版…既に登録済みのマイナンバーはエラーリストに出力し更新しません。~~

V2版…既に登録済みのマイナンバーも上書き更新します（V2.23版迄は~~V1版同様~~
既に登録済みのマイナンバーはエラーリストに出力し更新しません）。

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

34. 法人番号データCSV（移入・移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	事業所コード	12	9	事業所コード	
2	法人番号	13	9	法人番号	

【メモ】

※ 移入：法人番号は、法人番号として不当な場合はＤＢ登録されません。
※ 移出：｛事業所コード、法人番号｝で重複行を除いて出力します。
※ 移出：事業所コードが「0」や法人番号が未設定のデータは除きます。
※ 移出：法人番号欄にマイナンバーが設定されている場合はマイナンバー（12桁）が出力されます。

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

35. 資料マイナンバー情報CSV（移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	4	9	住民税課税の西暦年度	
2	宛名コード	11	9	宛名コード	
3	事業所コード	12	9	事業所コード	
4	マイナンバー	12	9	資料の受給者のマイナンバー（個人番号）	
5	資料区分	4	N	給報、年金、国連、自受の別（漢字２文字）	
6	資料番号	20	X	資料番号（各種ｲﾒｰｼﾞ管理導入団体はｲﾒｰｼﾞﾌｧｲﾘﾝｸﾞ用資料番号）	

【メモ】

※ 〔年度、宛名、事業所、マイナンバー〕で重複行を除いて出力します。

※ マイナンバーは復号化して出力します。

※ 資料区分…国連：国税連携データ、自受：自庁で確申を受付時に印字したマイナンバー

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

36. 支援措置情報データ

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	4	9	住民税課税の西暦年度	
2	宛名コード	11	9	宛名コード	
3	ＤＶ対象フラグ	1	9	0:非該当 1:該当	

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー
　⇒　「支援措置情報データ」　移入処理

【参考】
「１．宛名データ」でも登録可能ですが、最新情報を同時に作成することは難しいことが多いため、個別の取込みを可能にしています。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

37. セルフメディケーション制度対象医薬品マスタ

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	連番	4	9	キー項目。必ず一意にする。	
2	販売名	60	N	全角３０文字まで	
3	製造販売業者名	80	N	全角４０文字まで	
4	成分名	200	N	全角１００文字まで ※厚生労働省のリストに合わせ拡張しますが、システムには３０文字でカットして取り込みます。※成分名は目安でしかなく受付時には基本的に見ない想定です。	
5	削除区分	1	9	0：制度対象医薬品、1：制度対象外となった医薬品 ※対象外になった医薬品も削除区分を「1」にして登録することで、受付時に対象外であることが分かりやすい。	

【メモ】

医薬品の品目一覧について

最新の品目一覧を厚生労働省のサイトよりダウンロードしてデータを作成してください。

厚生労働省のサイトのURLは以下のとおり

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

※平成29年11月16日時点の一覧は「SQL¥各種バッチファイル」フォルダに格納しています。

【データ移出】

管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ ９９．オプションメニュー

⇒ 「17.セルフメディケーションマスタ」

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

38. 世帯メモ（年度有）データ

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	年度	4	X		
2	世帯コード	11	9		
3	画面ＩＤ	6	X	各画面の左上に表示されるＩＤ （対応画面は以下3画面。 SMSYA ：社保控除画面 SMNZAT：（農業収支）雑収入画面 SMZATS：（雑その他）雑収入画面）	
4	メモ内容	2000	X	Unicode環境：1000文字まで SJIS環境：半角全角混在2000バイト ※全角「／」は改行コード、全角カンマ「，」は半角カンマ「,」に変換して取込みます。	

【メモ】
メモ内容の「／」（全角スラッシュ）は改行、「，」（全角カンマ）は「,」（半角カンマ）に変換されます。

【セットアップ】
管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ オプションメニュー
⇒ 世帯メモ（年度有）データ移入処理
※上書きモード又は追記モードを選択して取込みが可能です。

【参考】
参照表示となりますが、以下の３つをセットすると便利です。

- とも補償を、SMNZAT（農業収支）及びSMZATS（雑その他）に登録
- 中山間を、SMNZAT（農業収支）及びSMZATS（雑その他）に登録
- 経営所得安定対策交付金をSMZATS（雑その他）に登録

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

39. ウィンドウメモデータ

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	年度	4	X		
2	宛名コード	11	9		
3	画面ＩＤ	6	X	各画面の左上に表示されるＩＤ	
4	メモ内容	2000	X	Unicode環境：1000文字まで SJIS環境：半角全角混在2000バイト ※全角「／」は改行コード、全角カンマ「，」は半角カンマ「,」に変換して取込みます。	

【メモ】
メモ内容の「／」（全角スラッシュ）は改行、「，」（全角カンマ）は「,」（半角カンマ）に変換されます。
表示されていない画面IDについては、個別にお問合せください。
※申告内容画面の画面IDは「NAIYO」です。

【セットアップ】
管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ オプションメニュー
⇒ ウィンドウメモデータ移入処理
※上書きモード又は追記モードを選択して取込みが可能です。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

40. 寄附金CSV（個人未特定）データ　※ワンストップ特例データのみ可

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	使用	桁	種	説明	備考
1	手続きID	○	8	X	FFFFFFFF:パンチ分（パンチ時設定必須） F0502110:eLTAX新規分 F0502120:eLTAX修正分 F0502130:eLTAX取消分	**必須**
2	修正回数	△	1	9	0～9	非必須
3	通知年月日	△	8	9	YYYYMMDD	非必須
4	回送先団体コード	△	5	9	nnnnn n:0～9	非必須
5	回送先政令指定都市区コー	△	5	9	nnnnn n:0～9	非必須
6	回送先区・事務所コード	△	3	9	nnn n:0～9	非必須
7	回送先市（区町村）長	△	80	N	全角４０文字以内	非必須
8	回送元団体コード	○	5	9	寄附先団体コード ※0設定時は重複チェックの対象になりません	**必須**
9	回送元市（区町村）長または都道府県知事	○	80	N	全角４０文字以内 寄附先団体名（長または知事を含む）	非必須
10	連絡先組織名	△	80	N	全角４０文字以内 回送元公共団体の問合せ先係名など	非必須
11	連絡先電話番号	△	20	X	連絡先組織名の電話番号	非必須
12	年分	○	4	9	申告特例通知書年分（西暦:YYYY）	**必須**
13	住所	○	160	N	全角８０文字以内 必須ではないが手動で名寄せする際に使用	非必須
14	フリガナ	○	160	N	全角８０文字以内	**必須**
15	氏名	○	160	N	全角８０文字以内	非必須
16	個人番号（マイナンバー）	○	12	9	個人番号が不明な場合は未設定 「999999999999」が設定されている場合は、未設定として扱う	非必須
17	生年月日	○	8	9	YYYYMMDD	**必須**
18	電話番号	△	20	X	"-","( )"は任意	非必須
19	合計寄附金額	○	15	9	合計寄附金額	**必須**
20	備考	△	400	X	全角半角混在、２００文字以内	非必須
21	団体間回送発行番号	△	19	X	電子申告等システムにてデータを一意に特定するための番号	非必須
22	資料番号	○	20	X	資料番号を付与済みの紙資料をパンチする際、当項目に資料番号を設定する（未設定の場合は取込み時に自動付番） **※設定する場合は一意性必須**	省略可 **※eLTAXデータの場合必ず省略**

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

※ファイル名にルールがあります※

以下のファイル名構成のデータのみを取込み対象とします。

項番	項目名	使用	桁数	種	内容
1	任意	―	17	X	ALL 0などで埋める　※eLTAXデータは意味のある項目が設定されているがシステムで未使用
2	ファイル識別ID	○	8	X	ファイルの識別に使用 →パンチデータは必ず**FFFFFFFF**を設定 ※eLTAXデータはF0502199固定
3	任意	―	41	X	ALL 0などで埋める　※eLTAXデータは意味のある項目が設定されているがシステムで未使用
4	拡張子（.csv）	○	4	X	ファイルの識別に使用
		合計	**70** ←拡張子含め70文字。ファイルの識別に使用。		

※ファイル名構成例：

KIFUCSV8901234567FFFFFFFF12345678901234567890123456789012345678901.csv(70文字)

※パンチデータ作成時の注意点※

項番	項目名	注意点
1	手続きID	**"FFFFFFFF"を必ず設定（パンチは不要）**
…	(項番2～7)	不要（カンマのみ）
8	回送元団体コード	**パンチ必須**（H30年分からの新様式で追加される項目）
9	回送元市（区町村）長または都道府県知事	パンチ任意（あれば使用、なければNo8の情報で自治体マスタ[CITYCODE]をぶつけて寄附先名を自動設定→この機能を活用するためには自治体マスタを必ず事前に整備すること）
…	(項番10,11)	不要（カンマのみ）
12	年分	**西暦年分4桁を必ず設定（パンチは不要）**
13	住所	パンチ任意（手動で名寄せする際に使用）
14	フリガナ	**パンチ必須**（半角でも良い）
15	氏名	パンチ任意（手動で名寄せする際に使用）
16	個人番号（マイナンバー）	パンチ任意（自動・手動で名寄せする際に使用）
17	生年月日	**パンチ必須**
…	(項番18)	不要（カンマのみ）
19	合計寄附金額	**パンチ必須**
…	(項番20,21)	不要（カンマのみ）
22	資料番号	パンチ任意（未設定の場合は自動付番） ※未設定の場合はカンマ自体も省略可能

サンプル1： FFFFFFFF,,,,,,,99999,,,,2018,,テスト　タロウ,,,19820116,,55555,,,43106000001

サンプル2： FFFFFFFF,,,,,,,99999,,,,2018,,テスト　ジロウ,,,19930111,,12345,,

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

【メモ】

※１ 本レイアウトは、五十五号の七様式について、eLTAX経由で届いたデータやパンチしたデータを直接取込む場合に使用します。

※２ 非必須項目であってもカンマだけは必要です。省略可項目はカンマそのものを省略可能です。
eLTAXレイアウトは項番21までとなります。

※３ 当データは寄附金内訳画面に直接セットアップしません。以下の流れで処理する①のデータです。
①当データ取込み→②自動個人特定処理(システム)→③個人未特定データ修正→④セットアップ

※４ 当レイアウトで取込んだデータは、全てワンストップ特例データとして扱います。

※５ 項番8「回送元団体コード」がワンストップ特例対象外の自治体コードと確定できた場合、寄附金内訳画面のワンストップ特例のチェックボックスを強制的にOFF（対象外）とします（明細はそのままワンストップ特例対象として取り込みます）。ワンストップ特例対象外自治体の可能性がある場合は対象外と確定できないため、要確認リストにのみ出力します（レイアウトに寄附日がないため、当年よりワンストップ特例の対象外となった自治体への寄附はワンストップ特例対象かどうか明確に判断できない場合がほとんどですが、ワンストップ特例対象分としてeLTAXデータが送信されてくるためこの警告はほぼ無視して問題ないと思われます）。

【取込口】

管理メニュー ⇒ 寄附金取込みメニュー ⇒ 「１．寄附金CSVデータ取込み」

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

41-1. 給報総括表データ（統一様式）（移入）

【ベースとする様式ID：RO502AA230】

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名		使用	最大桁	種	説明
1	RCPT_NUM		○			個票データとの紐付けキーとなるeLTAX受付番号 ※eLTAX審査システムで自動設定 ※eLTAX以外の場合は空
2	XML_RENBAN		△			（未使用） ※eLTAX審査システムで自動設定 ※eLTAX以外の場合は空
3	給与支払年分		○	8	X	支払年分、西暦（yyyy0000またはyyyy） 先頭4文字を使用
4	申告の種類		○	20	N	
5	あて先		○	80	N	
6	提出年月日		○	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
7	整理番号１		○	10	X	
8	本支店等区分番号		○	5	X	
9	指定番号（事業所番号）		△	12	X	※設定されていても使用しません（総括表の事業所コードは、個票の事業所コードから設定します） ※疑似イメージ上には表示します
10	給与の支払期間	自	○	8	X	年月、西暦8桁（yyyymm00）
11		至	○	2	X	月（mm）
12	給与支払者の個人番号又は法人番号		○	13	X	
13	給与支払者の名称又は氏名	フリガナ	○	160	N	全角カナ、疑似イメージ上は先頭４０文字まで出力
14		名称	○	160	N	
15	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事務所の名称		○	160	N	
16	同上の所在地	フリガナ	○	160	N	全角カナ、疑似イメージ上は先頭４０文字まで出力
17		郵便番号	○	7	X	郵便番号、ハイフンなし
18		所在地	○	160	N	
19	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		○	80	N	
20	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課	○	80	N	
21		係	○	80	N	
22		氏名	○	80	N	
23		電話番号	○	20	X	電話番号、ハイフンあり
24	事業種目		○	40	N	
25	受給者総人員		○	6	9	
26	[報告人員]特別徴収対象者		○	6	9	
27	[報告人員]普通徴収対象者(退職者)		○	6	9	
28	[報告人員]普通徴収対象者(退職者を除く)		○	6	9	
29	報告人員の合計		○	6	9	
30	所属税務署名		○	20	N	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

31	給与の支払方法及びその期日		支払方法	○	20	N	
32			期日	○	20	N	
33	納入書の送付			◯	1	X	1：必要、2：不要
34	関与税理士		氏名	○	160	N	
35			電話番号	○	20	X	電話番号、ハイフンあり
36	特別徴収税額通知の受取方法			○	1	9	1:電子データ(正本) 2:書面(正本) ※3:書面＋電子データは令和5年分より廃止
37	個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の受取方法			○	1	9	1:電子データ(正本) 2:書面(正本)
38	通知先アドレス			○	128	X	
39	**※V2版のみ追加項目※**	受付日 ※eLTAX審査システムのシステム情報（申告）⇒ RCPT_DATE		○	8	X	受付年月日（yyyymmdd）。 eLTAXの場合、管理情報修正機能により入力した値が設定される。
40		納税者ＩＤ ※eLTAX審査システムのシステム情報（申告）⇒ NOUZEI_ID		○	11	X	eLTAXの納税者ID ※eLTAX以外は空白（項目省略**不可**）
41		資料番号		○	20	X	資料番号 ※パンチの場合必須 **※eLTAXの場合のみ項目自体不要（取込み時にシステムで付与）→eLTAXの定義体はNo.40までの項目で作成してください。**

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

【メモ】
~~V1版においてはイメージ管理オプションを導入のユーザ様のみご使用いただけます。~~
~~・No.38「通知先アドレス」までの項目としてください。~~
~~・eLTAX給報総括表データに対して、F@INTAXで自動採番した資料番号を付加したCSVデータを出力します。~~
~~また、資料番号を付加した総括表CSVデータより疑似イメージを作成します。~~
~~・疑似イメージ化のみとし、総括表データの内容はDBに取り込みません。~~
~~・総括表のパンチデータは想定していません。eLTAXデータのみ、個票と総括表の紐づけが可能です。~~
~~・必ずeLTAX給報電子データ取込み処理にて個票データを先に取り込んだ後に、総括表データを取り込む~~
~~必要があります。（先に総括表データを取り込んだ場合、個票データとの紐づけができません。）~~

V2版においては給報年金オプションを導入のユーザ様は皆さまご使用いただけます。
・eLTAX給報総括表データの場合は、F@INTAXで自動採番した資料番号を付加したデータを取り込みます。
また、イメージ管理オプションを導入のユーザ様の場合、資料番号を付加したeLTAX総括表CSVデータより疑似イメージを作成します。
・事業所電子媒体給報の総括表の場合は、個票取込み時にシステムで付番された総括表資料番号をパンチしてください。イメージ管理オプションの場合、総括表イメージのスキャン時にも同じ総括表資料番号を指定してください。
・紙で提出された給報の総括表の場合は、資料スキャン時に付番された資料番号をパンチしてください。
イメージ管理オプションをご利用でない場合、パンチ時点で資料番号を適切に設定しない限りは、総括表と個票の紐づけや資料番号の連続性を保つことはできません（標準仕様書上イメージ管理は必須）。
・必ず給報個票データを先に取り込んだ後に、総括表データを取り込む必要があります。
先に総括表データを取り込んだ場合、個票データとの紐づけや事業所コードの特定が自動で出来ないケースがあります。

【セットアップ】
~~**V1の場合**~~
~~管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 給報・年金取込みメニュー ⇒ １．給報データ取込み~~
~~⇒ ２．総務省様式給報データ取込み ⇒ ４．その他 ⇒ １．eLTAX給報総括表資料番号付番処理~~

V2の場合
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 給報・年金取込みメニュー ⇒ １．給報データ取込み
⇒ ２．総務省様式給報データ取込み ⇒ 給報総括表データ取込み処理（５～７）

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

41-2. 給報総括表データ（移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	最大桁	種	説明
1	年度	4	X	システム年度
2	総括表資料番号	20	X	次期版システム連携時は17桁
3	指定番号（事業所番号）	12	X	
4	提出区分	1	X	1：年間分、2：退職者分
5	提出年月日	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
6	給与支払者の個人番号又は法人番号	13	X	
7	受給者総人員	6	9	
8	[報告人員]特別徴収対象者	6	9	
9	[報告人員]普通徴収対象者(退職者)	6	9	
10	[報告人員]普通徴収対象者(退職者を除く)	6	9	
11	報告人員の合計	6	9	
12	納入書の送付	1	X	1：必要、2：不要
13	通知先アドレス	128	9	
14	特別徴収税額通知の受取方法	1	9	1:電子データ(正本) 2:書面(正本) 3:書面(正本)＋電子データ(副本)
15	納税者ＩＤ	11	X	eLTAXの納税者ID
16	受付番号	9	9	eLTAXの受付番号
17	給与支払報告書の個人明細件数	9	9	給報総括表に紐付く給与支払報告書件数
18	個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の受取方法	1	9	1:電子データ 2:書面

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

42. 外字変換データ

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	変換元外字	1	N	変換対象とする外字１文字	
2	変換先正字	1	N	変換後の正字１文字	
3	外字変換区分	1	9	0:無効、1:有効 ※「1」のデータのみが変換対象となる	

【メモ】
変換元外字が未登録の場合は新規登録、既に登録されている場合は更新します。
扶養是正情報データ及び電子申告データ作成処理において共用します。

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　⇒　９９オプションメニュー
　⇒　18. 外字変換マスタ

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

43. 所得金額調整控除のみ対象扶養親族データ　（移入・移出共通）

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名	位置	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	1	4	9	住民税課税の西暦年度　（例：「２０２１」）	
2	宛名コード	5	11	9	扶養者宛名コード	
3	宛名コード	16	11	9	被扶養者の宛名コード	
5	氏名	27	20	N	被扶養者の漢字氏名 ※半角の入力が可能なため、移出時は半角文字が含まれる場合があります	
6	続柄	47	10	N	被扶養者の続柄漢字名称 ※半角の入力が可能なため、移出時は半角文字が含まれる場合があります	
7	生年月日	57	8	9	被扶養者の生年月日	
8	調整区分	65	1	9	0:非該当，1:23歳未満該当，2:特別障害該当 ※1,2双方該当する場合は「2」とする。	
9	別居区分	66	1	9	0:非該当，1:該当	
10	別居住所	67	50	N	別居住所 ※半角の入力が可能なため、移出時は半角文字が含まれる場合があります	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

44. 徴収区分一括変更データ

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	年度	4	X		
2	宛名コード	11	9		
3	処理区分	1	X	未使用	
4	モード	1	X	0：普徴、1：特徴、2：併徴、3：現状維持	
5	変更前給報ＩＤ	12	X	未使用	
6	変更後特徴番号	12	9	変更後事業所コード（モードが「0：普徴」の場合のみ未設定可）	
7	変更後個人整理番号	8	X	未使用	
8	変更後受給者番号	25	X	未使用	
9	変更後給報ＩＤ	12	X	未使用	
10	変更前特徴番号	12	9	省略可　（設定されている場合は変更前事業所コードが不一致の場合に要確認リストに出力（変更はする））	

【メモ】
モードに指定された徴収区分に変更します。
徴収区分を変更せずに事業所コードのみ変更したい場合は、モードに「3：現状維持」を設定します。
徴収区分を変更する際は「0:普徴」以外にする場合は、事業所コードに変更が無くても変更後特徴番号に現行の事業所コードを設定する必要があります。

例）　徴収区分：特徴（事業所902521）　→　普徴（事業所0）にしたい
　　[No.4 モード]→0:普徴、[No.6 変更後特徴番号]→未設定or0
　　徴収区分：特徴（事業所902521）　→　特徴（事業所910123）にしたい
　　[No.4 モード]→1:特徴or3:現状維持、[No.6 変更後特徴番号]→910123
　　徴収区分：特徴（事業所902521）　→　併徴（事業所変更なし902521）にしたい
　　[No.4 モード]→2:併徴、[No.6 変更後特徴番号]→902521

【セットアップ】
管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ オプションメニュー
⇒ 一括徴収区分変更

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

45. e-Tax利用者識別番号データ　　【Ｖ２のみ】

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	西暦年度	4	9	西暦年度	
2	宛名コード	11	9	宛名コード	
3	e-Tax利用者識別番号	16	9	e-Tax利用者識別番号	

【メモ】
宛名のe-Tax利用者識別番号データを更新します。
税務署から入手した住民のe-Tax利用者識別番号データ等を活用して設定することが可能です。
宛名データを取り込んだ後に処理を実施してください。
既にe-Tax利用者識別番号データが設定されている場合も全て上書き更新します。

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　管理者メニュー　⇒　当初セットアップメニュー　⇒　９９オプションメニュー
　⇒　e-Tax利用者識別番号データ

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

46. 国税連携補足データ（扶養・専従）

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名			補足説明	最大桁	種
1	西暦年度			※必須	4	9
2	資料番号			※必須	20	X
3	○配偶者や親族に関する事項	配偶者	氏名	配偶者の氏名	24	N
4			個人番号	配偶者の個人番号	12	9
5			生年月日（※1）	配偶者の生年月日（※1）	7	9
6			障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
7			国外居住区分	1：該当、以外：非該当	1	9
8			国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
9			同一生計配偶者区分	1：該当、以外：非該当	1	9
10			別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
11			その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
12		扶養親族１（※2）	氏名	氏名	24	N
13			個人番号	個人番号	12	9
14			続柄	続柄	5	N
15			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
16			障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
17			国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
18			国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
19			特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
20			16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
21			別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
22			その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
23		扶養親族２（※2）	氏名	氏名	24	N
24			個人番号	個人番号	12	9
25			続柄	続柄	5	N
26			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
27			障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
28			国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
29			国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
30			特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
31			16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
32			別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
33			その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
34		扶養親族３（※2）	氏名	氏名	24	N
35			個人番号	個人番号	12	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

36		続柄	続柄	5	N
37		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
38		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
39		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
40		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
41		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
42		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
43		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
44		その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
45	扶養親族４（※2）	氏名	氏名	24	N
46		個人番号	個人番号	12	9
47		続柄	続柄	5	N
48		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
49		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
50		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
51		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
52		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
53		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
54		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
55		その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
56	扶養親族５（※2）	氏名	氏名	24	N
57		個人番号	個人番号	12	9
58		続柄	続柄	5	N
59		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
60		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
61		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
62		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
63		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
64		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
65		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
66		その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
67	扶養親族６（※2）	氏名	氏名	24	N
68		個人番号	個人番号	12	9
69		続柄	続柄	5	N
70		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
71		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
72		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
73		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

74		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
75		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
76		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
77		その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
78	扶養親族７（※2）	氏名	氏名	24	N
79		個人番号	個人番号	12	9
80		続柄	続柄	5	N
81		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
82		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
83		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
84		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
85		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
86		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
87		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
88		その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
89	扶養親族８（※2）	氏名	氏名	24	N
90		個人番号	個人番号	12	9
91		続柄	続柄	5	N
92		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
93		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
94		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
95		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
96		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
97		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
98		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
99		その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
100	扶養親族９（※2）	氏名	氏名	24	N
101		個人番号	個人番号	12	9
102		続柄	続柄	5	N
103		生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
104		障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
105		国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
106		国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
107		特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
108		16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
109		別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

110			その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
111		扶養親族１０（※2）	氏名	氏名	24	N
112			個人番号	個人番号	12	9
113			続柄	続柄	5	N
114			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
115			障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
116			国外居住区分	1:30歳未満70歳以上、 2:留学生、 3:障害者、4:38万以上送金、 5:上記以外、以外：非該当	1	9
117			国外年調済み区分	1：該当、以外：非該当	1	9
118			特定親族特別控除額（万円）	特定親族特別控除額（万円） 「63」「61」「51」「41」「31」「21」「11」「6」「3」のいずれか 未記載の場合は空白	2	9
119			16歳未満該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
120			別居区分	1：該当、以外：非該当	1	9
121			その他区分	~~1：調整該当、2:定額減税~~ 1:調整該当、以外：非該当	1	9
122	退職所得のある配偶者・親族		氏名	氏名	24	N
123			個人番号	個人番号	12	9
124			続柄	続柄	5	N
125			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
126			退職所得を除く所得金額	退職所得を除く所得金額（円） ※明細無しの場合空白	11	9
127			障害者区分	1：障害、2：特別障害、以外：非該当	1	9
128			調整のみ該当区分	1：該当、以外：非該当	1	9
129	○事業専従者に関する事項	事業専従者１	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	24	N
130			個人番号	個人番号	12	9
131			続柄	続柄	5	N
132			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
133			従事月数・程度・仕事の内容	従事月数・程度・仕事の内容	20	N
134			専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額（円） ※明細無しの場合空白	11	9
135		事業専従者２	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	24	N
136			個人番号	個人番号	12	9
137			続柄	続柄	5	N
138			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
139			従事月数・程度・仕事の内容	従事月数・程度・仕事の内容	20	N
140			専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額（円） ※明細無しの場合空白	11	9
141		事業専従者３	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	24	N
142			個人番号	個人番号	12	9
143			続柄	続柄	5	N
144			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
145			従事月数・程度・仕事の内容	従事月数・程度・仕事の内容	20	N
146			専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額（円） ※明細無しの場合空白	11	9
147		事業専従者４	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	24	N
148			個人番号	個人番号	12	9
149			続柄	続柄	5	N
150			生年月日（※1）	生年月日（※1）	7	9
151			従事月数・程度・仕事の内容	従事月数・程度・仕事の内容	20	N
152			専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額（円） ※明細無しの場合空白	11	9

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

（※１）生年月日は和暦7桁（年号+yymmdd）　例）昭和55年4月30日の場合「3550430」
　　年号「1：明治、2：大正、3：昭和、4：平成、5：令和」
（※２）住宅特定個人のみ該当（「特個」に〇）の明細についてはパンチしない

【メモ】
・国税連携データの補足データ（扶養・専従）の取込みです。
・国税連携データの扶養明細及び専従明細を更新します。現在登録されている扶養・専従明細データは一旦すべて削除して新しいデータを取り込みます。
・各明細について、氏名、個人番号、生年月日のいずれか1つでも値が設定されている明細は取り込みます。明細がない行については、氏名、個人番号、生年月日をすべて空白としてください（「0」も設定しないでください）。
・配偶者や親族に関する事項の個人番号のみパンチすることで、一括扶養特定（マイナンバー）を利用して被扶養者を特定することが出来ます。

【セットアップ】
管理メニュー　⇒　国税連携メニュー　⇒　10.その他
　⇒　１．一括処理⇒６．国税連携補足データ取込⇒２．国税連携補足データ（扶養・専従）取込

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

47-1. 特徴異動届出書データ（移入）

【ベースとする様式ID：R0502AF210】

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名		使用	最大桁	種	説明
1	RCPT_NUM		×			（未使用） ※eLTAX審査システムで自動設定
2	XML_RENBAN		×			（未使用） ※eLTAX審査システムで自動設定
3	申告の種類		○	20	N	
4	年度		○	1	X	1:現年度、2:新年度、3:両年度
5	あて先		○	80	N	
6	提出年月日		○	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
7	給与支払者ー特別徴収義務者	所在地ー郵便番号	○	7	X	
8		所在地	○	160	N	
9		氏名又は名称ーフリガナ	○	160	N	全角カタカナ
10		氏名又は名称	○	160	N	
11		個人番号又は法人番号	○	13	X	
12	特別徴収義務者指定番号		○	12	X	半角英数字及び半角ハイフンのみ
13	宛名番号		○	11	X	※申告支援システムの宛名コードではなくeLTAXデータ上の値
14	担当者連絡先	所属	○	40	N	
15		氏名	○	80	N	
16		電話	○	20	X	半角数字または半角ハイフンまたは丸括弧
17		電話ー内線	○	10	9	
18	給与所得者	氏名ーフリガナ	○	120	N	全角カタカナ
19		氏名	○	60	N	
20		生年月日	○	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
21		個人番号	○	12	X	
22		受給者番号	○	25	X	
23		1月1日現在の住所	○	120	N	
24		異動後の住所	○	120	N	
25		特別徴収税額ー年税額	○	10	9	
26		徴収済額ー自ー年月	○	6	9	年月（yyyymm00） 先頭6文字を使用
27		徴収済額ー至ー年月	○	6	9	年月（yyyymm00） 先頭6文字を使用
28		徴収済額	○	10	9	
29		未徴収税額ー自ー年月	○	6	9	年月（yyyymm）
30		未徴収税額ー至ー年月	○	6	9	年月（yyyymm）
31		未徴収税額	○	10	9	
32		異動年月日	○	8	9	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

33		異動の事由	○	1	9	1:退職 2:転勤 3:休職・長欠 4:死亡 5:支払少額・不定期 6:合併・解散 7:その他
34		異動の事由－事由理由	○	20	N	
35		異動後の未徴収税額の徴収方法	○	1	9	1:特別徴収継続 2:一括徴収 3:普通徴収
36	特別徴収継続	新しい勤務先－特別徴収義務者指定番号	○	12	X	
37		新しい勤務先－特別徴収義務者指定番号（新規）	○	1	9	0:指定済（チェックなしの場合） 1:新規（チェックありの場合） ※No.35が1:特別徴収継続の場合のみ設定、以外は未設定
38		新しい勤務先－法人番号	○	13	X	
39		新しい勤務先－所在地－郵便番号	○	7	9	郵便番号、ハイフンなし
40		新しい勤務先－所在地	○	160	N	
41		新しい勤務先－氏名又は名称(フリガナ)	○	120	N	全角カタカナ
42		新しい勤務先－氏名又は名称	○	60	N	
43		担当者連絡先－所属	○	40	N	
44		担当者連絡先－氏名	○	80	N	
45		担当者連絡先－電話	○	20	X	半角数字または半角ハイフンまたは丸括弧
46		担当者連絡先－電話－内線	○	10	9	
47		月割額	○	10	9	
48		納入開始月	○	2	9	月（mm）
49		受給者番号	○	25	X	
50		納入書の要否	○	1	9	1：必要 2：不要
51	一括徴収	理由	○	1	9	1:申出 2:希望無し
52		1－年	○	4	9	年（yyyy0000） 先頭4文字を使用
53		2－年	○	4	9	年（yyyy0000） 先頭4文字を使用
54		徴収予定月日	○	8	9	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
55		徴収予定額	○	10	9	
56		納入月	○	2	9	月（mm）
57	普通徴収	理由	○	1	9	1：一括徴収希望なし 2：未徴収税額以下 3：死亡退職
58		1－年	○	4	9	年（yyyy0000） 先頭4文字を使用
59		2－年	○	4	9	年（yyyy0000） 先頭4文字を使用
60		※市町村記入欄	○	560	N	

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

【メモ】
審査システムにおいて定義体を作成してからデータをダウンロードする必要があります。
eLTAXデータに対して、F@INTAXで資料番号の自動採番及び宛名コードの紐づけのみを行うことができます。
データ管理は基幹システム側で行う想定のため、F@INTAX上でデータ管理は行いませんので、必要に応じ基幹システム側で移出したデータを取り込んでください。
なお、従来のMICJET MISALIO（次期版対応前）への連携は対応していません。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

47-2. 特徴異動届出書データ（移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名		最大桁	種	説明
1	システム年度		4	X	システム年度
2	資料番号		20	X	次期版システム連携時は17桁
3	宛名コード		11	9	※申告支援システムの宛名コード
4	申告の種類		20	N	
5	年度		1	X	1:現年度、2:新年度、3:両年度
6	あて先		80	N	
7	提出年月日		8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
8	給与支払者ー特別徴収義務者	所在地ー郵便番号	7	X	郵便番号、ハイフンなし
9		所在地	160	N	
10		氏名又は名称ーフリガナ	160	N	
11		氏名又は名称	160	N	
12		個人番号又は法人番号	13	X	
13		特別徴収義務者指定番号	12	X	
14		宛名番号	11	X	※申告支援システムの宛名コードではなくeLTAXデータ上の値
15	担当者連絡先	所属	40	N	
16		氏名	80	N	
17		電話	20	X	
18		電話ー内線	10	9	
19	給与所得者	氏名ーフリガナ	120	N	
20		氏名	60	N	
21		生年月日	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
22		個人番号	12	X	
23		受給者番号	25	X	
24		１月１日現在の住所	120	N	
25		異動後の住所	120	N	
26		特別徴収税額ー年税額	10	9	
27		徴収済額ー自ー年月	6	9	年月（yyyymm）
28		徴収済額ー至ー年月	6	9	年月（yyyymm）
29		徴収済額	10	9	
30		未徴収税額ー自ー年月	6	9	年月（yyyymm）
31		未徴収税額ー至ー年月	6	9	年月（yyyymm）
32		未徴収税額	10	9	
33		異動年月日	8	9	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
34		異動の事由	1	9	1:退職 2:転勤 3:休職・長欠 4:死亡 5:支払少額・不定期 6:合併・解散 7:その他

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

35		異動の事由－事由理由	20	N	
36		異動後の未徴収税額の徴収方法	1	9	1:特別徴収継続 2:一括徴収 3:普通徴収
37	特別徴収継続	新しい勤務先－特別徴収義務者指定番号	12	X	
38		新しい勤務先－特別徴収義務者指定番号（新規）	1	9	0:指定済（チェックなしの場合） 1:新規（チェックありの場合） ※No.36が1:特別徴収継続の場合のみ設定、以外は未設定
39		新しい勤務先－法人番号	13	X	
40		新しい勤務先－所在地－郵便番号	7	9	郵便番号、ハイフンなし
41		新しい勤務先－所在地	160	N	
42		新しい勤務先－氏名又は名称（フリガナ）	120	N	
43		新しい勤務先－氏名又は名称	60	N	
44		担当者連絡先－所属	40	N	
45		担当者連絡先－氏名	80	N	
46		担当者連絡先－電話	20	X	半角数字または半角ハイフンまたは丸括弧
47		担当者連絡先－電話－内線	10	9	
48		月割額	10	9	
49		納入開始月	2	9	月（mm）
50		受給者番号	25	X	
51		納入書の要否	1	9	1：必要 2：不要
52	一括徴収	理由	1	9	1:申出 2:希望無し
53		１－年	4	9	年（yyyy）
54		２－年	4	9	年（yyyy）
55		徴収予定月日	8	9	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
56		徴収予定額	10	9	
57		納入月	2	9	月（mm）
58	普通徴収	理由	1	9	1：一括徴収希望なし 2：未徴収税額以下 3：死亡退職
59		１－年	4	9	年（yyyy）
60		２－年	4	9	年（yyyy）
61		市町村記入欄	560	N	

【メモ】
宛名コード付番済みのデータのみ移出対象となります。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

48-1. 特別徴収切替届出（依頼）書データ（移入）

【ベースとする様式ID：RO502AJ160】

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名		使用	最大桁	種	説明
1	RCPT_NUM		×			（未使用） ※eLTAX審査システムで自動設定
2	XML_RENBAN		×			（未使用） ※eLTAX審査システムで自動設定
6	あて先		○	80	N	
7	提出年月日		○	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
8	特別徴収義務者	法人番号	○	13	X	
9		住所居所又は所在地	○	160	N	
10		住所居所又は所在地－郵便番号	○	7	X	郵便番号、ハイフンなし
11		氏名又は名称－フリガナ	○	160	N	
12		氏名又は名称	○	160	N	
13		代表者名	○	80	N	
14		特別徴収義務者指定番号	○	12	X	
15	連絡先	所属	○	80	N	
16		氏名	○	80	N	
17		電話番号	○	20	X	半角数字または半角ハイフンまたは丸括弧
19	給与所得者	氏名フリガナ	○	160	N	
20		氏名	○	160	N	
21		現住所	○	160	N	
22		郵便番号	○	7	X	郵便番号、ハイフンなし
23		住所－１月１日	○	160	N	
24		生年月日	○	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
25		異動年月日	○	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
26		受給者番号	○	25	X	
27		特別徴収開始－月	○	2	9	月（mm）
28		普通徴収－納付済期	○	2	9	1～24の数字
29		納期限－月	○	2	9	月（mm）
30		納期限－日	○	2	9	日（dd）
31		普通徴収－納付済期－期区分	○	1	X	1:月随時分 2:期分
32		普通徴収－年税額	○	10	9	
33		普通徴収－納付済額	○	10	9	
34		納税通知書番号	○	11	X	
35		口座振替該当有無	○	1	X	1:有、2:無
36		納付書の送付	○	1	X	1:要、2:不要
37		備考	○	200	N	

【メモ】
審査システムにおいて定義体を作成してからデータをダウンロードする必要があります。
eLTAXデータに対して、F@INTAXで資料番号の自動採番及び宛名コードの紐づけのみを行うことができます。
データ管理は基幹システム側で行う想定のため、F@INTAX上でデータ管理は行いませんので、必要に応じ基幹システム側で移出したデータを取り込んでください。
なお、従来のMICJET MISALIO（次期版対応前）への連携は対応していません。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

48-2. 特別徴収切替届出（依頼）書データ（移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名		最大桁	種	説明
1	システム年度		4	X	システム年度
2	資料番号		20	X	次期版システム連携時は17桁
3	宛名コード		11	9	※申告支援システムの宛名コード
4	あて先		80	N	
5	提出年月日		8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
6	特別徴収義務者	法人番号	13	X	
7		住所居所又は所在地	160	N	
8		住所居所又は所在地－郵便番号	7	X	郵便番号、ハイフンなし
9		氏名又は名称－フリガナ	160	N	
10		氏名又は名称	160	N	
11		代表者名	80	N	
12		特別徴収義務者指定番号	12	X	
13	連絡先	所属	80	N	
14		氏名	80	N	
15		電話番号	20	X	半角数字または半角ハイフンまたは丸括弧
16	給与所得者	氏名フリガナ	160	N	
17		氏名	160	N	
18		現住所	160	N	
19		郵便番号	7	X	郵便番号、ハイフンなし
20		住所－１月１日	160	N	
21		生年月日	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
22		異動年月日	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）
23		受給者番号	25	X	
24		特別徴収開始－月	2	9	月（mm）
25		普通徴収－納付済期	2	9	1～24の数字
26		納期限－月	2	9	月（mm）
27		納期限－日	2	9	日（dd）
28		普通徴収－納付済期－期区分	1	X	1:月随時分 2:期分
29		普通徴収－年税額	10	9	
30		普通徴収－納付済額	10	9	
31		納税通知書番号	11	X	
32		口座振替該当有無	1	X	1:有、2:無
33		納付書の送付	1	X	1:要、2:不要
34		備考	200	N	

【メモ】
宛名コード付番済みのデータのみ移出対象となります。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

49-1. 住民登録外課税通知データ（２９４－３通知データ）（移入）

（ＴＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	文書番号	40	N	全角/半角混在可	
2	通知年月日	8	9	通知年月日	ブランク不可
3	送信先市（区町村）長	30	N	全角１５文字以内	ブランク不可
4	発出者	60	N	全角３０文字以内	ブランク不可
5	送信元市（区町村）	30	N	全角１５文字以内	ブランク不可
6	フリガナ	60	X	半角６０文字以内	ブランク不可
7	氏名	60	N	全角３０文字以内	ブランク不可
8	生年月日	8	9	生年月日	ブランク不可
9	個人番号	12	9	個人番号（マイナンバー）	ブランク不可
10	課税年度	4	9	西暦：YYYY	ブランク不可
11	課税年1月1日住所（都道府県）	20	N	全角１０文字以内	ブランク不可
12	課税年1月1日住所（市区町村）	20	N	全角１０文字以内	ブランク不可
13	課税年1月1日住所（番地）	100	N	全角５０文字以内	ブランク不可
14	課税年1月1日住所市区町村コード	5	9	市町村コード（５桁）	ブランク不可
15	課税年1月1日住基地住所（都道府県）	20	N	全角１０文字以内	ブランク不可
16	課税年1月1日住基地住所（市区町村）	20	N	全角１０文字以内	ブランク不可
17	課税年1月1日住基地住所（番地）	100	N	全角５０文字以内	ブランク不可
18	課税年1月1日住基地住所市区町村コード	5	9	市町村コード（５桁）	ブランク不可
19	普通徴収区分	1	9	0：該当、1:非該当、9:未確定	ブランク不可
20	特別徴収区分（給与）	1	9	0：該当、1:非該当、9:未確定	ブランク不可
21	特別徴収区分（公的年金）	1	9	0：該当、1:非該当、9:未確定	ブランク不可
22	備考１	100	N	全角５０文字以内（フリーワード）	
23	備考２	100	N	全角５０文字以内（フリーワード）	
24	備考３	100	N	全角５０文字以内（フリーワード）	
25	部局課	40	N	全角２０文字以内	ブランク不可
26	担当者	60	N	全角３０文字以内	ブランク不可
27	電話番号	11	9	電話番号	ブランク不可

【メモ】
eLTAXデータに対して、F@INTAXで宛名コードの紐付けおよび疑似イメージ化を行うことが出来ます。
データ管理は基幹システム側で行う想定のため、F@INTAX上でデータ管理は行いませんので、必要に応じて基幹システム側で移出データを取り込んでください。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

49-2. 住民登録外課税通知データ（２９４－３通知データ）（移出）

（ＣＳＶ可変長）

項番	項目名	桁	種	説明	備考
1	文書番号	40	N	全角/半角混在可	
2	通知年月日	8	9	通知年月日	
3	送信先市（区町村）長	30	N	全角１５文字以内	
4	発出者	60	N	全角３０文字以内	
5	送信元市（区町村）	30	N	全角１５文字以内	
6	フリガナ	60	X	半角６０文字以内	
7	氏名	60	N	全角３０文字以内	
8	生年月日	8	9	生年月日	
9	個人番号	12	9	個人番号（マイナンバー）	
10	課税年度	4	9	西暦：YYYY	
11	課税年1月1日住所（都道府県）	20	N	全角１０文字以内	
12	課税年1月1日住所（市区町村）	20	N	全角１０文字以内	
13	課税年1月1日住所（番地）	100	N	全角５０文字以内	
14	課税年1月1日住所市区町村コード	5	9	市町村コード（５桁）	
15	課税年1月1日住基地住所（都道府県）	20	N	全角１０文字以内	
16	課税年1月1日住基地住所（市区町村）	20	N	全角１０文字以内	
17	課税年1月1日住基地住所（番地）	100	N	全角５０文字以内	
18	課税年1月1日住基地住所市区町村コード	5	9	市町村コード（５桁）	
19	普通徴収区分	1	9	0：該当、1:非該当、9:未確定	
20	特別徴収区分（給与）	1	9	0：該当、1:非該当、9:未確定	
21	特別徴収区分（公的年金）	1	9	0：該当、1:非該当、9:未確定	
22	備考１	100	N	全角５０文字以内（フリーワード）	
23	備考２	100	N	全角５０文字以内（フリーワード）	
24	備考３	100	N	全角５０文字以内（フリーワード）	
25	部局課	40	N	全角２０文字以内	
26	担当者	60	N	全角３０文字以内	
27	電話番号	11	9	電話番号	
28	資料番号	20	X	未設定	
29	宛名番号	11	9	宛名番号	

【メモ】
宛名コード付番済みのデータのみ移出対象となります。資料番号は未設定です。

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

50. 住民税申告書データ（移入）

（ＣＳＶ形式　可変長）

項番	項目名		桁	種	説明	備考
1	西暦年度		4	9	住民税課税の西暦年度	
2	資料番号		20	X	資料番号	
3	納税者情報	宛名コード	12	9	宛名コード	
4		個人番号	12	9	個人番号	
5		カナ氏名	160	N	全角カタカナ	
6		生年月日	8	X	年月日、西暦8桁（yyyymmdd）	
7		提出年月日	7	9	納税者情報：提出年月日（例：5020313）	
8		電話番号	13	X	納税者情報：電話番号	
9		職業	20	N	納税者情報：職業　漢字10文字	
10	特普区分		1	9	1：特徴　5：併徴　9：普徴	
11	営業等	収入金額	12	9	収入金額	
12		所得金額	12	9	営業等所得金額	
13	農業	収入金額	12	9	収入金額	
14		所得金額	12	9	農業所得	
15	不動産	収入金額	12	9	収入金額	
16		所得金額	12	9	不動産所得	
17	利子収入・所得金額		12	9	収入・所得金額	
18	配当	収入金額	12	9	収入金額	
19		所得金額	12	9	所得金額	
20	給与	収入金額	12	9	給与収入額	
21		所得金額	12	9	給与所得額	
22	雑年金	収入金額	12	9	収入金額	
23		所得金額	12	9	所得金額	
24	雑業務	収入金額	12	9	収入金額	
25		所得金額	12	9	所得金額	
26	雑他	収入金額	12	9	収入金額	
27		所得金額	12	9	所得金額	
28	総合譲渡短期	収入金額	12	9	収入金額	
29		差引金額	12	9	差引金額	
30		特別控除額	12	9	特別控除額	
31		所得金額	12	9	所得金額	
32	総合譲渡長期	収入金額	12	9	収入金額	
33		差引金額	12	9	差引金額	
34		特別控除額	12	9	特別控除額	
35		所得金額	12	9	所得金額	
36	一時	収入金額	12	9	収入金額	
37		差引金額	12	9	差引金額	
38		特別控除額	12	9	特別控除額	
39		所得金額	12	9	所得金額	
40	総合譲渡・一時		12	9	総合譲渡・一時	

Copyright 2022 Fujitsu Japan Limited

41	所得金額合計			12	9	所得金額合計	
42	分離譲渡短期	一般	収入金額	12	9	収入金額	
43			差引金額	12	9	差引金額	※２
44			特別控除額	12	9	特別控除額	※２
45			所得金額	12	9	所得金額	
46		軽減	収入金額	12	9	収入金額	
47			差引金額	12	9	差引金額	※２
48			特別控除額	12	9	特別控除額	※２
49			所得金額	12	9	所得金額	
50	分離譲渡長期	一般	収入金額	12	9	収入金額	
51			差引金額	12	9	差引金額	※２
52			特別控除額	12	9	特別控除額	※２
53			所得金額	12	9	所得金額	
54		特定	収入金額	12	9	収入金額	
55			差引金額	12	9	差引金額	※２
56			特別控除額	12	9	特別控除額	※２
57			所得金額	12	9	所得金額	
58		軽課	収入金額	12	9	収入金額	
59			差引金額	12	9	差引金額	※２
60			特別控除額	12	9	特別控除額	※２
61			所得金額	12	9	所得金額	
62	分離株式等	未公開	収入金額	12	9	収入金額	
63			所得金額	12	9	所得金額	
64		上場	収入金額	12	9	収入金額	
65			所得金額	12	9	所得金額	
66		配当	収入金額	12	9	収入金額	
67			所得金額	12	9	所得金額	
68	先物	収入金額		12	9	収入金額	
69		所得金額		12	9	所得金額	
70	山林	収入金額		12	9	収入金額	
71		所得金額		12	9	所得金額	
72	退職	収入金額		12	9	収入金額	
73		所得金額		12	9	所得金額	
74	雑損	損害の原因		20	N	損害の原因　漢字10文字	
75		損害年月日		8	9	損害年月日（西暦）	
76		損害資産種類		30	N	損害資産種類　漢字15文字	
77		損害額		12	9	損害額	
78		保険金等補填額		12	9	保険金等補填額	
79		災害関連支出額		12	9	災害関連支出額	
80		雑損控除		12	9	雑損控除額	
81	医療費	支払医療費		12	9	支払医療費	
82		保険金等補填額		12	9	保険金等補填額	
83		医療費控除		12	9	医療費控除額	
84		医療費控除区分		1	9	0：非該当（従来）、1：該当（セルフメディケーション）	

Copyright 2022 Fujitsu Japan Limited

85		社会保険料控除額	12	9	社会保険料控除額	
86		小規模企業共済掛金控除	12	9	小規模企業共済掛金控除額	
87	生保	新生命保険料支払額	12	9	新生命保険料支払額	
88	生保	旧生命保険料支払額	12	9	旧生命保険料支払額	
89	生保	新個人年金保険料支払額	12	9	新個人年金保険料支払額	
90	生保	旧個人年金保険料支払額	12	9	旧個人年金保険料支払額	
91	生保	介護医療保険料支払額	12	9	介護医療保険料支払額	
92	地保	旧長期損害保険料支払額	12	9	旧長期損害保険料支払額	
93	地保	地震保険料の計	12	9	地震保険料の計	
94	寄附	地方公共団体	12	9	(内)地方公共団体	
95	寄附	共同募金等	12	9	(内)共同募金、日赤等	
96	寄附	都道府県条例指定	12	9	(内)都道府県条例指定	
97	寄附	市区町村条例指定	12	9	(内)市区町村条例指定	
98	配当割額		12	9	配当割額控除額（住民税）	
99	株式所得割		12	9	株式等譲渡所得割（住民税）	
100	寡婦・ひとり親区分		1	X	0：非該当　1：寡婦　4：ひとり親	
101	寡婦事由		1	X	0：非該当　1：死別　2：離婚　3：生死不明 4：未帰還	
102	障害者区分		1	X	本人該当の障害区分 0：非該当　1：普通　2：特別	※２
103	勤労	勤労学生区分	1	X	0：非該当　1：該当	
104	勤労	学校名	24	N	学校名　漢字12文字	
105	給与特定支出		12	9	給与特定支出	
106	子特区分		1	X	所得金額調整控除(子特分)計算対象区分 0：非該当　1：該当	※２
107	同配区分（控除対象外含む）		1	X	0：同配なし　1：同配あり　2：同配老人 ※同一生計配偶者のうち控除対象外分についても1又は2のいずれかを設定してください。	※２
108	配偶者特別控除区分		1	X	0：非該当（配偶者控除該当含む）　1：配偶者特別控除該当	※２
109	配偶者（特別）控除		12	9	配偶者（特別）控除額　（住民税額）	
110	扶養人数	特定	2	9	扶養人数（特定）	※２
111	扶養人数	内同居	2	9	扶養人数（内同居）	※２
112	扶養人数	老人	2	9	扶養人数（老人）	※２
113	扶養人数	その他	2	9	扶養人数（その他）	※２
114	扶養人数	年少（16歳未満扶養人数）	2	9	扶養人数（年少）	※２
115	障害数	内同居	2	9	障害者人数（内同居）	※２
116	障害数	特別	2	9	障害者人数（特別）	※２
117	障害数	その他	2	9	障害者人数（その他）	※２
118	特定	58万円超、85万円以下	2	9	特定親族人数（所得税控除額63万、住民税控除額45万）	※２
119	特定	85万円超、90万円以下	2	9	特定親族人数（所得税控除額61万、住民税控除額45万）	※２
120	特定	90万円超、95万円以下	2	9	特定親族人数（所得税控除額51万、住民税控除額45万）	※２
121	特定	95万円超、100万円以下	2	9	特定親族人数（所得税控除額41万、住民税控除額41万）	※２

Copyright 2022 Fujitsu Japan Limited

122	特定親族人数	100万円超、105万円以下		2	9	特定親族人数（所得税控除額31万、住民税控除額31万）	※２
123		105万円超、110万円以下		2	9	特定親族人数（所得税控除額21万、住民税控除額21万）	※２
124		110万円超、115万円以下		2	9	特定親族人数（所得税控除額11万、住民税控除額11万）	※２
125		115万円超、120万円以下		2	9	特定親族人数（所得税控除額6万、住民税控除額6万）	※２
126		120万円超、123万円以下		2	9	特定親族人数（所得税控除額3万、住民税控除額3万）	※２
127		不明分		2	9	特定親族人数（不明分）	※２
128	専従者	配偶者有無		1	9	0：無　1：有	※２
129		配外人数		1	9	配偶者以外の専従者人数	※２
130		専従者給与控除額		12	9	専従者給与控除額	
131		配偶者	氏名	24	N	氏名	※３
132			個人番号	12	9	個人番号	※３
133			生年月日	8	9	生年月日	※３
134			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
135			所得金額	12	9	配偶者の合計所得金額	
136			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
137			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
138			別居住所	100	N	別居住所	
139			同一生計配偶者（控除対象外）区分	1	9	0：非該当、1：該当	
140		扶養明細1	氏名	24	N	氏名	※３
141			個人番号	12	9	個人番号	※３
142			続柄	5	N	続柄	
143			生年月日	8	9	生年月日	※３
144			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
145			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
146			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
147			別居住所	100	N	別居住所	
148			特定親族控除額	2	9	控除額（45、41、31、21、11、6、3）万円	
149		扶養明細2	氏名	24	N	氏名	※３
150			個人番号	12	9	個人番号	※３
151			続柄	5	N	続柄	
152			生年月日	8	9	生年月日	※３
153			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
154			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
155			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
156			別居住所	100	N	別居住所	
157			特定親族控除額	2	9	控除額（45、41、31、21、11、6、3）万円	
158		扶養明	氏名	24	N	氏名	※３
159			個人番号	12	9	個人番号	※３
160			続柄	5	N	続柄	
161			生年月日	8	9	生年月日	※３

Copyright 2022 Fujitsu Japan Limited

162	扶養親族	明細3	障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
163			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
164			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
165			別居住所	100	N	別居住所	
166			特定親族控除額	2	9	控除額（45、41、31、21、11、6、3）万円	
167		扶養明細4	氏名	24	N	氏名	※3
168			個人番号	12	9	個人番号	※3
169			続柄	5	N	続柄	
170			生年月日	8	9	生年月日	※3
171			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
172			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
173			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
174			別居住所	100	N	別居住所	
175			特定親族控除額	2	9	控除額（45、41、31、21、11、6、3）万円	
176		年少明細1	氏名	24	N	氏名	※3
177			個人番号	12	9	個人番号	※3
178			続柄	5	N	続柄	
179			生年月日	8	9	生年月日	※3
180			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
181			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
182			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
183			別居住所	100	N	別居住所	
184		年少明細2	氏名	24	N	氏名	※3
185			個人番号	12	9	個人番号	※3
186			続柄	5	N	続柄	
187			生年月日	8	9	生年月日	※3
188			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
189			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
190			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
191			別居住所	100	N	別居住所	
192		年少明細3	氏名	24	N	氏名	※3
193			個人番号	12	9	個人番号	※3
194			続柄	5	N	続柄	
195			生年月日	8	9	生年月日	※3
196			障害者区分	1	9	0：非該当　1：普通　2：特別	
197			国外区分	1	9	0：非該当、1：該当	
198			別居区分	1	9	0：非該当、1：該当	
199			別居住所	100	N	別居住所	
200		明細1	事業専従者の氏名	24	N	氏名	※3
201			個人番号	12	9	個人番号	※3
202			続柄	5	N	続柄	
203			生年月日	8	9	生年月日	※3
204			従事月数	20	N	従事月数	

Copyright 2022 Fujitsu Japan Limited

205	専従者		専従者給与(控除)額	11	9	専従者給与(控除)額（円）	
206		明細2	事業専従者の氏名	24	N	標準定数で設定されているコード	※３
207			個人番号	12	9	収入金額	※３
208			続柄	5	N	必要経費	
209			生年月日	8	9	収入金額	※３
210			従事月数	20	N	従事月数	
211			専従者給与(控除)額	11	9	専従者給与(控除)額（円）	
212		明細3	事業専従者の氏名	24	N	標準定数で設定されているコード	※３
213			個人番号	12	9	収入金額	※３
214			続柄	5	N	必要経費	
215			生年月日	8	9	収入金額	※３
216			従事月数	20	N	従事月数	
217			専従者給与(控除)額	11	9	専従者給与(控除)額（円）	

※１　ＣＳＶ形式ですので、設定しない場合の作成方法は「,,」となります。
※２　パンチにあたり職員が補記する想定です。
※３　氏名・個人番号・生年月日のいずれかが登録されている場合、データ保存します。

【セットアップ】
管理メニュー ⇒ 管理者メニュー ⇒ 当初セットアップメニュー ⇒ 「住民税申告書データ」移入処理

Copyright 2022 Fujitsu Japan Limited

51. 変更内容

※V#.25からの変更内容のみ記載

2025.11.25発行版

（１） 20. 給報データ（統一様式）
① 欄外【メモ】「※注5：令和7年度定額減税対応に関する項目について」を削除
（２） 32. 事業所データCSV（移出）
① 欄外【メモ】V2.26以降の変更点を追記

2025.11.05発行版

（１） 3. 給与支払報告書データ
① No.8「源泉徴収時所得税減税控除済額」、No.9.「控除外額」を削除
② No.8「未使用」を追加
③ No.9「控除対象扶養親族等－特親」を追加
④ No.10「特定親族特別控除の額」を追加
⑤ No.11「非控除対象の同一生計配偶者有」の説明を変更
⑥ No.136、No.140、No.144、No.148「控除対象扶養親族等－区分」の説明を変更
⑦ No.166「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の項目名を変更（親族→親族等）
⑧ 欄外【メモ】「※注4：控除対象扶養親族等の区分について」を追加
（２） 4. 公的年金データ
① No.16「源泉控除対象配偶者－４８万円以下」の項目名を変更（４８→５８）
② No.32「源泉徴収時所得税減税控除済額」、No.33.「控除外額」を削除
（３） 5. 賦課資料データ－1
① No.5「年金特徴フラグ」の説明欄のV1版の記載を削除
（４） 18. 住民税課税データ
① No.377～387「※※※※※　　Ｖ２のみ連携対象項目（Ｖ１は０またはスペース埋め）　注4　※※※※※」の記載を削除
② No.396「未使用項目」を追加
③ No.397「特定親族特別控除額」を追加
④ No.398～No.406「特定親族特別控除(所得階層別人数)」を追加
⑤ No.407「極めて高水準所得フラグ」を追加
⑥ No.408「未使用」を追加
⑦ No.409「予備」の桁数変更
⑧ 欄外【メモ】「※注4」の記載を削除
（５） 19. 申告書データ（移入）
① No.302～No.311「特定親族特別控除(所得階層別人数)」を追加
② No.312「極めて高水準所得フラグ」を追加
（６） 20. 給報データ（統一様式）
① No.26～No.32「控除対象扶養親族の数」の項目名を変更（親族→親族等）
② No.100～No.115「控除対象扶養親族(X)－ＸＸＸＸ」の項目名を変更（親族→親族等）
③ No.102、No.106、No.110、No.114「控除対象扶養親族等(X)－区分」の説明を変更
④ No.132「5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」の項目名を変更（親族→親族等）
⑤ No.144～146「定額減税関連」の項目削除
⑥ No.144「控除対象扶養親族等の数－特親－主」を追加
⑦ No.145「控除対象扶養親族等の数－特親－従」を追加
⑧ No.146「特定親族特別控除の額」を追加
⑨ 欄外【メモ】「※注3：項番86.摘要欄について」の3点目に特定親族の記載を追加
⑩ 欄外【メモ】「※注6：控除対象扶養親族等の区分について」を追加
（７） 23-1. 扶養データ（移出）
① No.19「被扶養専従者特定区分」を追加
② No.20「特定親族特別控除区分」を追加
③ 欄外【メモ】「※1」のV1版の記載を削除
④ 欄外【メモ】「※3」を削除
（８） 23-2. 扶養データ（移入）
① No.16「被扶養専従者特定区分」を追加
（９） 27. 年金データ（統一様式CSV）
① No.59「源泉控除対象配偶者－４８万円以下」の項目名を変更（４８→５８）
② No.80,81「定額減税関連」の項目削除
③ 欄外【メモ】「※注1：令和7年度定額減税対応に関する項目について」を削除

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

(10) 29. 国税連携補足データ
① No.21「極めて高水準所得フラグ」を追加
② No.54～No.63「特定親族特別控除(所得階層別人数)」を追加
(11) 32. 事業所データCSV（移出）
① No.5～No.9 任意出力項目を出力項目に変更　※必ず出力されるようになる
② 欄外【メモ】「項番5以降の出力可否の選択について」を削除
③ 欄外【メモ】「MICJET MISALIO V10に連携する場合について」を追加
(12) 33.宛名マイナンバーデータCSV
① 欄外【メモ】のV1版の記載を削除
(13) 41-1. 給報総括表データ（統一様式）（移入）
① 欄外【メモ】【セットアップ】のV1版の記載を削除
(14) 46. 国税連携補足データ（扶養・専従）
① No.11「配偶者－その他区分」の説明を変更
② No.19、30、41、52、63、74、85、96、107、118「扶養親族(X)－特定親族特別控除額」を追加
③ No.22、33、44、55、66、77、88、99、110、121「扶養親族(X)－その他区分」の説明を変更
(15) 50. 住民税申告書データ（移入）
① 住民税申告書データ（移入）のレイアウトを新規追加

 Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited

52. 奥付

インタフェースマニュアル（申告支援システム）

2025年 11月 25日発行

富士通Japan株式会社
〒980-8441　仙台市青葉区中央3-2-23 野村不動産仙台青葉通ビル
TEL 050-3498-6510
編集：申告支援システムグループ
作成：Microsoft Office365 Excel

本書の一部あるいは全部について（ソフトウェア・プログラムを含む）、
富士通Japan株式会社から承諾を得ずに、いかなる方法に
おいても無断で複写、複製することは禁じられています。

Printed in Japan

Copyright 2025 Fujitsu Japan Limited